

平成 2 0 年度

包括外部監査結果報告書

平成 2 1 年 3 月

東大阪市包括外部監査人

西 野 裕 久

包括外部監査結果報告書 目次

「公の施設の管理について」

第1． 包括外部監査の概要	1
1． 監査の種類	1
2． 選定した特定の事件	1
(1) 包括外部監査対象	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3． 事件を選定した理由	1
4． 包括外部監査の方法	2
(1) 監査対象機関	2
(2) 監査要点	2
(3) 主な監査手続	2
5． 包括外部監査の実施期間	2
6． 包括外部監査人を補助した者	2
7． 利害関係	2
第2． 監査対象に対する法規制等	3
1． 公の施設に関する法規制等	3
(1) 公の施設の要件	3
(2) 公の施設の設置運営に関する規制	3
(3) 公の施設の使用上の規制	4
(4) 公の施設の管理	4
(5) 指定管理者制度の概要	5
(6) 公の施設に関する監査の視点	6
2． 契約締結に関する法規制等	7
(1) 契約締結の方法	7
(2) 契約締結の原則	7
(3) 一般競争入札を原則と定めた趣旨	7
(4) 随意契約によることができる場合	8

(5) 随意契約が許容される場合を限定した趣旨	8
(6) 2号随意契約の解釈	9
(7) 随意契約による場合の手続及び限度額	10
(8) 随意契約の場合に比較見積書を徴求する趣旨	10
(9) 契約締結方法に関する監査の視点	11
第3. 監査対象の概要.....	12
1. 市の保有する公の施設	12
2. 市の公の施設に関する取り組み	15
(1) 過去に実施した調査の概要	15
(2) 直営施設のあり方	15
3. 指定管理者制度の導入状況.....	16
(1) 導入施設	16
(2) 導入経過	18
4. 監査の対象とした公の施設	18
(1) 選定した現地調査対象施設	18
(2) 採用した手続.....	22
5. 公の施設の耐震調査・改修状況	24
(1) 背景.....	24
(2) 市の現状	25
第4. 監査の結果及び意見	26
1. 指定管理者制度運用に関する方向	26
(1) これまでの経過	26
(2) 指定管理者制度	26
2. 暫定直営についての意見	30
3. 物品管理.....	31
(1) 物品管理の概要	31
(2) 問題点の指摘.....	34
4. 監査の対象とした公の施設	38
(1) 長瀬共同浴場.....	38
(2) 長瀬人権文化センター	41

(3) 日下市民プラザ	46
(4) 荒本 産業施設	55
(5) 長瀬 産業施設	55
(6) 荒本老人センター	62
(7) 西保健センター	69
(8) 荒本斎場	72
(9) 長瀬斎場	72
(10) 長瀬墓地	77
(11) 東診療所	78
(12) 花園中央公園野球場	86
(13) 児童文化スポーツセンター	89
(14) 郷土博物館	96
(15) 埋蔵文化財センター	103
(16) 総合体育館	107
(17) 文化会館	110
(18) 市民会館	114
(19) 花園図書館	121
(20) 永和図書館	128
(21) 永和図書館大蓮分室	131
(22) 長瀬青少年運動広場	133
(23) 荒本青少年運動広場	140
(24) 荒本青少年センター	144
(25) 社会教育センター	150
(26) 中公民館	153
(27) 盾津鴻池公民分館	157
(28) 青少年女性センター	161
(29) 青少年女性センター加納分館	167
5. 公の施設に類似する施設	170
(1) 旧荒本会館	170
(2) 仮設水走グラウンド	174

第5．総括意見.....	175
1．施設の老朽化と再整備に関する中長期計画の必要性	175
2．指定管理者制度の導入について	176
3．利用の公平性について	177

（本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。）

第 1 . 包括外部監査の概要

1 . 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査である。

2 . 選定した特定の事件

(1) 包括外部監査対象

公の施設の管理について監査の対象とした。ただし公の施設に類似する施設の一部についても監査の対象とした。

(2) 包括外部監査対象期間

平成 19 年度（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 20 年度の一部についても監査対象とした。

3 . 事件を選定した理由

公の施設は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため」に設けられた施設であり（地方自治法第 244 条第 1 項）、東大阪市（以下、「市」という。）は多くの公の施設を保有している。公の施設の概要を把握した上で、住民の福祉の増進が図られているかについて、複数の観点から検討することは有用である。

また、平成 15 年 6 月に地方自治法第 244 条の 2 が改正され「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」は、指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができることとされた（指定管理者制度）。市においても、平成 18 年度より一部の公の施設に関し、指定管理者制度を導入しており、公の施設の管理形態は、直営、指定管理者制度に分類できる状況となっている。そこで、それぞれの管理形態のメリット、デメリットを整理した上で、施設毎の管理形態について、設置の目的を効果的に達成するものであるかについて検討するのも有用と考える。

さらに、地方公共団体は、事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に務めるとともに、「最少の経費で最大の効果を挙げる」こと（同法第 2 条第 14 項）、組織運営の合理化と規模の適正化（同条第 15 項）、法令の遵守（同条第 16 項）が求められており、公の施設の管理運営についても例外ではない。

このような観点から、公の施設の管理について、施設の必要性も含め、有効性、効率性、経済性、法令適合性の観点から監査を行うことが有用であると判断しテーマとして選定した。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査対象機関

公の施設を管理する各所管部署、財務部管財課、調度課、出納室及び経営企画部行財政改革室（具体的な監査対象施設は、「第3. 4. 監査の対象とした公の施設」参照。）

(2) 監査要点

- ①公の施設が有効に利用されているかどうか
- ②公の施設の設置目的を達成しているかどうか
- ③公の施設が経済的に運営されているかどうか
- ④受益者負担が適正かどうか

(3) 主な監査手続

- ①公の施設の内容、目標の達成状況等の聴取
- ②公の施設の整備状況、稼働状況等に関する聴取、現場視察
- ③公の施設に関する収支状況の分析
- ④指定管理者制度の導入状況等の聴取

5. 包括外部監査の実施期間

自 平成 20 年 4 月 14 日 至 平成 21 年 3 月 27 日

6. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	蒲生武志、坂倉貴久子、中川美雪
弁 護 士	岸本佳浩
税 理 士	日潟一郎
そ の 他	吉持豪人、川端謙太

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2． 監査対象に対する法規制等

1． 公の施設に関する法規制等

(1) 公の施設の要件

「公の施設」とは、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置した施設（地方自治法第 244 条第 1 項）をいい、公の施設であることの要件は以下のとおりである。

- 当該普通地方公共団体が設置した施設であること
- 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること
- 住民の福祉を増進する目的を有していること

(2) 公の施設の設置運営に関する規制

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに（住民福祉増進の原則）、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（効率化の原則、同法第 2 条第 14 項）。

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図らなければならない（合理化・規模適正化の原則、同法同条第 15 項）。

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならず（法令適合の原則、同法同条第 16 項）、この規定に違反して行った地方公共団体の行為はこれを無効とする（同法同条第 17 項）。

地方公共団体の経費は、その目的を達するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない（地方財政法第 4 条第 1 項）。

地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない（同法同条第 2 項）。

地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない（同法第 8 条）。

（３）公の施設の使用上の規制

普通地方公共団体（後述する指定管理者を含む）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず（地方自治法第 244 条第 2 項）、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない（同条第 3 項）。

（４）公の施設の管理

①直営管理

普通地方公共団体の長は、公の施設を設置し、管理し、及び廃止する権限を有している（地方自治法第 149 条第 7 号）。ただし、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、条例で定めなければならない（同法第 244 条の 2 第 1 項）。

このように、公の施設の設置主体が普通地方公共団体であるから、その管理についても、当該普通地方公共団体が行う方法（以下、「直営」という。）が原則である。

②指定管理者

普通地方公共団体は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」は、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下、「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる（同法同条第 3 項）。

③公の施設の管理に関する制度の変遷

平成 3 年の地方自治法改正により、「公共団体又は公共的団体」に限定されていた公の施設の管理委託先が「普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体もしくは公共的団体」に拡大された。この改正により、自治体出資が 2 分の 1 を超える法人という規定等を満たせば、当該自治体出資法人が公の施設の管理受託者となることが可能になった。これを契機として、公の施設の管理の受け皿となる自治体出資法人が数多く設立され、いわゆる外郭団体を形成することになる。もともと、管理委託制度の下では、公物管理権のうち権力的性格のある使用（利用）許可（行政処分）は委託できないと解されていた。

平成 15 年の地方自治法改正により、公の施設の管理主体をあらかじめ法律上制限することなく、自治体が指定するものに管理権限を委任するという指定管理者制度が導入された（同法同条第 3 項）。これに伴い、委託先には、使用（利用）許可などの行政処分を含めた管理権限まで委任されることになった。

④利用料金制度

利用料金制度とは、指定管理者が管理する公の施設の利用に係る料金を条例の定めるところにより指定管理者が定め、当該指定管理者の収入として収受させることができる制度をいう（同法第 244 条の 2 第 8 項第 9 項）。ただし、指定管理者が利用料金を定めるに当たっては、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない（同法同条第 9 項）。

平成 3 年の地方自治法改正により既に導入されていた制度であるが、指定管理者制度導入以後も引き続き同制度が採用されている。これにより、指定管理者は、条例で定められた基本的枠組みの中で、公の施設の管理を通じ利潤を上げることできる。

（５）指定管理者制度の概要

①概要

普通地方公共団体は、公の施設の管理、運営について、民間の法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）。この管理の委任を受けた者を指定管理者という。

その際には、条例により、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を規定する必要がある（同法同条第 4 項）。その他、指定管理者制度には、従前の管理委託制度とは異なり、指定管理者の指定には議会の議決を必要とすること、指定管理者は毎年度終了後事業報告書の提出を必要とすること及び利用料金制度を採用することができること等の特色がある（同法同条第 6 項、第 7 項及び第 8 項）。

②指定管理者制度導入の趣旨・目的

このように、平成 15 年の地方自治法改正により、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入された趣旨・目的は、「多様化する住民のニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」にある（平成 15 年 7 月 17 日付け総行第 87 号総務省自治行政局長の各道府県知事宛て「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」）。

（6）公の施設に関する監査の視点

以上より、公の施設の管理運営の妥当性及び設置のあり方（直営か指定管理者か）を検討するにあたっては、次のような視点が重要である。

- 公の施設は住民の福祉の増進に寄与し得るものか（住民ニーズはあるか）
- 公の施設の管理運営は設置目的を効果的に達成しているか（有効性、効率性）
- 公の施設の管理に民間活力を活用することにより、住民サービスの向上を図ることが期待できるか（有効性）
- 公の施設の管理に民間活力を活用することにより、経費の節減を図ることを期待できるか（経済性）

2. 契約締結に関する法規制等

(1) 契約締結の方法

地方自治法第 234 条第 1 項は、地方自治体が行う「売買、賃借、請負その他の契約」の締結方法として、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売り」の 4 種類の方法を定めている。

(2) 契約締結の原則

同法同条第 2 項は、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定め、一般競争入札を原則的な契約締結方法とし、随意契約その他の方法を例外として位置づけている。

(3) 一般競争入札を原則と定めた趣旨

随意契約の違法性が争われた事案で、最高裁第 2 小法廷昭和 62 年 3 月 20 日判決（判例時報 1228 号 72 頁、抜粋）は、「これは、法が、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置づけているものと解することができる。」としている。

そして、指名競争入札における指名の違法性（裁量権の濫用）が争われた事案で、最高裁第 1 小法廷平成 18 年 10 月 26 日判決（判例時報 1953 号 122 頁、抜粋）は、一般競争入札を原則とする理由について「その経費が住民の税金で賄われていること等にかんがみ」と述べたうえ、「地方自治法等の法令は、普通地方公共団体が締結する公共工事等の契約に関する入札につき、機会均等、公平性、透明性、経済性（価格の有利性）を確保することを図ろうとしているものということができる。」としている。

(4) 随意契約によることができる場合

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項は、「次に掲げる場合」に限定列挙している。

- | |
|---|
| <p>一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>三 ～五（略）</p> <p>六 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>九 落札者が契約を締結しないとき。</p> |
|---|

(5) 随意契約が許容される場合を限定した趣旨

前記最高裁第 2 小法廷昭和 62 年 3 月 20 日判決（判例時報 1228 号 72 頁，抜粋）は、
「・・・例外的な方法の一つである随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なく
くてすみ、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等
を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締
結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生ずるおそれがあるという短所も指摘され
得ることから、令 167 条の 2 第 1 項は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に
限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとしたものと解することができる。」としている。

(6) 2号随意契約（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）の解釈

前記最高裁第2小法廷昭和62年3月20日判決（判例時報1228号72頁，抜粋）は、
「…『その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき』とは、原判決の判示するとおり、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いないが、必ずしもこれに限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少なりとも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項第1号（改正前）に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」としている。

(7) 随意契約による場合の手続及び限度額

東大阪市財務規則は、随意契約による場合の手続及び限度額について、次のとおり定めている。すなわち、2人以上の者から見積書（以下、「比較見積書」という。）を提出させることを原則と定め、予定価格が5万円を超える場合にこれを省略できる場合としては、「特別の事情があるとき」であることを要件としている。

（随意契約）

第108条 令第167条の2の規定により随意契約によろうとするときは、契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、予定価格が50,000円以下であるとき又は契約の相手方が1人の者に特定されるとき若しくは2人以上の者から見積書を提出させることが困難なとき その他2人以上の者から見積書を提出させることを要しないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

（随意契約の限度額）

第108条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円

(8) 随意契約の場合に比較見積書を徴求する趣旨

随意契約を締結できる場合に該当する場合でも、東大阪市財務規則が比較見積書の徴求を原則的形態として定めた趣旨は、その経費が住民の税金から賄われること等に鑑み、できる限り、随意契約の利点を生かしつつ、経済性（価格の有利性）を確保する趣旨であると考えられる。

この点について、最高裁第1小法廷平成6年12月22日判決（判例時報1520号71頁、抜粋）は、不動産売却の事例において、「合理的な行政目的を達成の必要などやむを得ない事情があつて、売却価格が一定の価格を超えないようにする必要があり、これを一般競争入札に付するならば、最高入札価格が右一定の価格を超えるおそれがあるときには、そ

の売却は、『その性質又は目的が競争入札に適しないもの』（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に当たるとして、随意契約によって行うことができる」としつつ、「その場合においても、普通地方公共団体としては、右の事情につき配慮した上で、当該地方公共団体に最も有利な価格で売却すべき義務を負う」と判示している。

したがって、契約締結の方法として随意契約によることが妥当とされる場合であっても、最も有利な価格で契約すべき義務がある。

（９）契約締結方法に関する監査の視点

以上より、公の施設の管理運営に関する契約締結方法（随意契約）の合理性を検討するにあたっては、次のような視点が重要となる。

- 当該契約の究極の目的は何か
- 当該契約の究極の目的を達成するためには、これに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定するのが妥当か
- 機会均等、公平性、透明性、経済性（価格の有利性）がどの程度犠牲にされているか
- 随意契約の弊害（1者固定の長期化など）はないか

第3. 監査対象の概要

1. 市の保有する公の施設

市が設置している公の施設は以下のとおりである。平成19年度現在における施設の管理方法により、指定管理者制度導入施設と直営施設に分類している。

(指定管理者制度導入施設)

(単位：千円)

	施設名	施設管理者	所管部署	歳出	歳入
1	市民美術センター	(財) 東大阪市施設利用サービス協会	文化国際課	60,522	2,915
2	荒本共同浴場	荒本共同浴場運営委員会	人権同和調整課	37,910	15,854
3	長瀬共同浴場	長瀬共同浴場運営委員会		26,306	7,062
4	勤労市民センター	(財) 東大阪市勤労者福祉サービスセンター	労働雇用政策室	30,266	9,377
5	グリーンガーデンひらおか	(有) 和公		24,228	331
6	総合福祉センター 高井田障害者センター	(社福) 東大阪市社会福祉事業団	障害者支援室	241,061	6,059
7	楠根デイサービスセンター	(社福) 東大阪市社会福祉協議会	高齢介護課	38,438	28,509
8	総合福祉センター 高井田老人センター	(社福) 東大阪市社会福祉協議会		39,723	0
9	五条老人センター	(社福) 東大阪市社会福祉協議会		38,035	0
10	高齢者サービスセンター	(社福) 東大阪市社会福祉協議会		113,646	25,681
11	介護老人保健施設 四条の家	(社福) 東大阪市社会福祉事業団		532,387	462,243
12	心身障害児通園施設 第1はばたき園	(社福) 東大阪市社会福祉事業団	こども家庭課	576,629	182,950
13	心身障害児通園施設 第2はばたき園	(社福) 東大阪市社会福祉事業団			
14	母子生活支援施設 高井田ホーム	(社福) 公共社会福祉事業協会	保育課	23,400	14,551
15	春宮保育所	(社福) 公共社会福祉事業協会		148,763	29,221
16	高井田保育所	(社福) 公共社会福祉事業協会		145,974	26,438
17	島之内保育所	(社福) 公共社会福祉事業協会	斎場管理課	153,800	28,915
18	荒本斎場	荒本斎場管理委員会		8,320	70
19	市営住宅	(株) 東大阪住宅公社	住宅政策課・住宅改良室	297,710	681,960
20	三ノ瀬公園(庭球場)	(財) 東大阪市公園協会	公園管理課	64,800	976
21	金岡公園(庭球場、野球場)	(財) 東大阪市公園協会			2,779
22	布施公園(野球場)	(財) 東大阪市公園協会			1,374
23	本庄南公園(野球場)	(財) 東大阪市公園協会			1,391
24	菱屋東公園(野球場)	(財) 東大阪市公園協会			909
25	中部緑地(庭球場)	(財) 東大阪市公園協会			20,666
26	吉原公園(野球場)	(財) 東大阪市公園協会			1,225
27	荒本西公園(庭球場)	(財) 東大阪市公園協会			901
28	花園中央公園	(財) 東大阪市公園協会			86,117
					4,350

(単位：千円)

	施設名	施設管理者	所管部署	歳出	歳入
29	鴻池新田駅前地下自転車駐車場	東大阪市駐車場整備（株）	交通対策室	21,349	16,540
30	布施駅南自転車駐車場	東大阪市駐車場整備（株）		9,825	25,524
31	瓢箪山駅前自転車駐車場	東大阪市駐車場整備（株）		37,986	69,413
32	東花園駅前自転車駐車場	東大阪市駐車場整備（株）		15,576	9,968
33	小阪駅前自転車駐車場	東大阪市駐車場整備（株）		34,907	53,052
34	長田駅前自転車駐車場	東大阪市駐車場整備（株）		17,760	26,868
35	鴻池新田会所	（財）東大阪市施設利用サービス協会	文化財課	43,115	1,265
36	郷土博物館	（財）東大阪市施設利用サービス協会		38,524	246
37	花園地域生涯学習ルーム	東大阪市立花園地域生涯学習ルーム管理運営委員会	社会教育センター	475	0
38	野外活動センター自由の森なるかわ	（財）大阪府青少年活動財団		47,539	5,658
39	文化会館	（NPO）トイボックス	社会教育課	38,243	8,012
40	市民ふれあいホール	藤本実業（株）	青少年スポーツ室	15,249	3,822
41	スポーツホールかがやき	（株）東大阪スタジアム		6,900	2,244
42	児童文化スポーツセンター（ドリーム21）	（財）東大阪市施設利用サービス協会		184,000	35,212
43	総合体育館	（財）東大阪市公園協会		269,893	75,519
44	東体育館	（財）東大阪市公園協会		37,237	3,894
45	男女共同参画センター	（財）東大阪市施設利用サービス協会	男女共同参画課	99,351	4,396
46	中鴻池市民プラザ	（財）東大阪市施設利用サービス協会	地域振興室	33,462	7,086
47	日下市民プラザ	（財）東大阪市施設利用サービス協会		31,855	5,200
48	四条市民プラザ	（財）東大阪市施設利用サービス協会		39,952	6,137
49	布施駅前市民プラザ	（財）東大阪市施設利用サービス協会		56,647	6,327
50	近江堂市民プラザ	（財）東大阪市施設利用サービス協会		33,148	5,185
51	楠根市民プラザ	（財）東大阪市施設利用サービス協会		35,925	3,844
52	若江岩田駅前市民プラザ	（財）東大阪市施設利用サービス協会		44,307	6,345
53	産業技術支援センター	（財）東大阪市中小企業振興会	モノづくり支援室	62,886	60,997

(直営施設)

(単位：千円)

	施設名	所管部署	歳出	歳入
1	八戸の里老人センター	高齢介護課	48,814	15
2	長瀬老人センター		97,188	2,131
3	荒本老人センター		86,511	50
4	長瀬子育て支援センター	保育課	351,111	12,871
5	鴻池子育て支援センター		360,310	32,499
6	荒本子育て支援センター		430,451	19,877
7	金岡保育所		155,677	7,903
8	六万寺保育所		225,981	18,522
9	友井保育所		327,040	26,351
10	石切保育所		279,216	26,788
11	御厨保育所		217,438	21,815
12	岩田保育所		215,250	22,962
13	鳥居保育所		280,861	28,001
14	大蓮保育所		276,717	21,801
15	東保健センター	東保健センター	197,018	351
16	中保健センター	中保健センター	220,349	814
17	西保健センター	西保健センター	325,209	985
18	社会教育センター	社会教育センター	93,517	0
19	東公民館		21,000	0
20	中公民館		21,000	0
21	西公民館		9,000	0
22	公民分館(30)		132,914	0
23	分館分室(5)			
24	長瀬障害者センター	長瀬障害者センター	9,616	309
25	荒本障害者センター	荒本障害者センター	109,329	266
26	子どもデイセンター第1こばと園	子育て支援課	4,494	3,183
27	子どもデイセンター第2こばと園		4,494	3,183
28	長瀬人権文化センター	長瀬人権文化センター	106,093	8,772
29	荒本人権文化センター	荒本人権文化センター	158,663	8,739
30	消費生活センター	消費生活センター	55,021	0
31	斎場(6)	斎場管理課	86,950	1,722
32	墓地(18)		3,444	0
33	総合病院	総合病院	13,266,037	12,974,554
34	東診療所	東診療所	274,924	148,589
35	休日急病診療所	地域健康企画課	69,822	50,524
36	借上型再開発住宅	住宅政策課	17,871	6,904
37	都市計画公園(104)	公園管理課	340,823	0
38	都市公園(111)			
39	児童遊園(68)			
40	市民会館	社会教育課	117,995	28,502
41	花園図書館	花園図書館	116,322	286
42	永和図書館	永和図書館	147,368	0
43	永和図書館大蓮分室			
44	旭町図書館	旭町図書館	96,392	48
45	旭町図書館石切分室			
46	稲葉市民広場	青少年スポーツ室	14,537	727
47	石切市民広場		14,537	727
48	相撲場		157	0
49	青少年女性センター	青少年女性センター	46,202	15
50	青少年女性センター加納分館			
51	荒本青少年センター	荒本青少年センター	207,181	0
52	荒本青少年運動広場		48,222	679
53	長瀬青少年センター	長瀬青少年センター	230,964	262
54	長瀬青少年運動広場		45,100	5
55	埋蔵文化財センター	文化財課	43,300	396
56	市設店舗	商業課	4,478	28,715
57	産業施設・荒本	倉庫(車庫)(1)		
58		作業場(3)		
59		事業所(5)		
60		事業所(1)		
61	産業施設・蛇草	倉庫(1)		
62		作業場(5)		
63		事業所(3)		
64		事業所(1)		

2. 市の公の施設に関する取り組み

(1) 過去に実施した調査の概要

市が、これまでに実施してきた公の施設に関する全庁的な調査は次のとおりであり、現状の問題点を把握し、今後の方向性等について検討してきている。

調査方法	調査主体	実施年月	対象施設	目的
照会	行財政改革室	平成 17 年 10 月	直営施設	直営施設の現状を確認
照会		平成 18 年 8 月	指定管理者管理 施設	平成 18 年 4 月制度導入した指定 管理者による管理状況の確認
照会		平成 20 年 1 月	指定管理者公募 施設	公募施設の管理運営状況の確認
点検依頼・ ヒアリング	担当部署・行 財政改革室	平成 20 年 4 月	公の施設（直営 施設・指定管理 者管理施設）	全事業・全施設についてゼロベ ースで見直し
照会	行財政改革室	平成 20 年 6 月	指定管理者管理 施設	指定管理者による管理状況の確認

(2) 直営施設のあり方

市では、直営施設を次の 3 つの分類に分けて、今後の方向付けについて検討しているところである。

- ① 指定管理者制度導入を含め民間企業・NPO・ボランティア・地域団体等、民間活力の活用を検討
- ② 組織、条例など、合理的運営のための整備、検討
- ③ 当面、直営を維持するが、行財政改革の観点から効率的運営のための検討

3. 指定管理者制度の導入状況

(1) 導入施設

平成 18 年度から 20 年度までの間で、市が指定管理者制度を導入した公の施設は 54 施設（平成 19 年 4 月 1 日に廃止した高井田訓練所を除く。）である。以下では、全 54 施設における管理者、管理形態の変遷、募集方法等を記載している。

(指定管理者制度導入施設一覧)

	施設名	指定管理者	所管部署	年度※1		
				18	19	20
1	市民美術センター	(財) 東大阪市施設利用サービス協会	文化国際課	非公募		
2	荒本共同浴場	荒本共同浴場運営委員会	人権同和調整課	非公募		
3	長瀬共同浴場	長瀬共同浴場運営委員会		非公募		
4	勤労市民センター	(財) 東大阪市勤労者福祉サービスセンター	労働雇用政策室	非公募		
5	グリーンガーデンひらおか	(有) 和公		非公募	公募※2	
6	総合福祉センター高井田障害者センター	(社福) 東大阪市社会福祉事業団	障害者支援室	非公募		
7	楠根デイサービスセンター	(社福) 東大阪市社会福祉協議会	高齢介護課	公募		
8	総合福祉センター高井田老人センター			非公募		
9	五条老人センター			非公募		
10	高齢者サービスセンター			非公募		
11	介護老人保健施設四条の家	(社福) 東大阪市社会福祉事業団		こども家庭課	非公募	
12	心身障害児通園施設 第1 はばたき園		非公募			
13	心身障害児通園施設 第2 はばたき園		非公募			
14	母子生活支援施設 高井田ホーム	(社福) 公共社会福祉事業協会	保育課	非公募		
15	春宮保育所			非公募		
16	高井田保育所			非公募		
17	島之内保育所			非公募		
18	荒本斎場	荒本斎場管理委員会	斎場管理課	非公募		
19	市営住宅	(株) 東大阪住宅公社	住宅政策課・住宅改良室	非公募		
20	三ノ瀬公園 (庭球場)	(財) 東大阪市公園協会	公園管理課	非公募		
21	金岡公園 (庭球場、野球場)			非公募		
22	布施公園 (野球場)			非公募		
23	本庄南公園 (野球場)			非公募		
24	菱屋東公園 (野球場)			非公募		
25	中部緑地 (庭球場)			非公募		
26	吉原公園 (野球場)			非公募		
27	荒本西公園 (庭球場)			非公募		
28	花園中央公園			公募※3		

	施設名	指定管理者	所管部署	年度※1		
				18	19	20
29	鴻池新田駅前地下自転車駐車場	東大阪市駐車場整備（株）	交通対策室	非公募		
30	布施駅南自転車駐車場			非公募		
31	瓢箪山駅前自転車駐車場			非公募		
32	東花園駅前自転車駐車場			非公募		
33	小阪駅前自転車駐車場			非公募		
34	長田駅前自転車駐車場			非公募		
35	鴻池新田会所	（財）東大阪市施設利用サービス協会	文化財課	非公募		
36	郷土博物館			非公募		
37	花園地域生涯学習ルーム	東大阪市立花園地域生涯学習ルーム管理運営委員会	社会教育センター	非公募		
38	野外活動センター自由の森なるかわ	（財）大阪府青少年活動財団		公募		
39	文化会館	（NPO）トイボックス	社会教育課	公募		
40	市民会館	（財）東大阪市施設利用サービス協会		非公募	暫定直営※4	
41	市民ふれあいホール	藤本実業（株）		公募		
42	スポーツホールかがやき	（株）東大阪スタジアム	青少年スポーツ室	公募		
43	児童文化スポーツセンター（ドリーム21）	（財）東大阪市施設利用サービス協会		非公募	暫定直営※4	
44	総合体育館	（財）東大阪市公園協会		非公募	暫定直営※4	
45	東体育館			非公募	暫定直営※4	
46	男女共同参画センター	（財）東大阪市施設利用サービス協会		男女共同参画課	非公募	暫定直営※4
47	中鴻池市民プラザ		地域振興室	非公募	暫定直営※4	
48	日下市民プラザ			非公募	暫定直営※4	
49	四条市民プラザ			非公募	暫定直営※4	
50	布施駅前市民プラザ			非公募	暫定直営※4	
51	近江堂市民プラザ			非公募	暫定直営※4	
52	楠根市民プラザ			非公募	暫定直営※4	
53	若江岩田駅前市民プラザ			非公募	暫定直営※4	
54	産業技術支援センター	（財）東大阪市中小企業振興会	モノづくり支援室	非公募	暫定直営※4	

※1 指定期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間である。

※2 当該施設については、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間の指定期間となっており、市の公の施設で唯一利用料金制度を採用している。

※3 当該施設については、平成18年5月1日から平成21年3月31日までの指定期間となっている。

※4 指定管理者に関する議案が議会で否決されたことから、暫定的に直営管理としている。なお、暫定直営という用語は、市の方針によるものであり、監査人による価値判断は含まない。

(2) 導入経過

平成 15 年の地方自治法改正により、地方自治体が設置した公の施設の管理について、従来の管理委託制度が廃止され、直営または指定管理者制度のいずれかを選択することになった。移行期限は平成 18 年 9 月 1 日であり、市では、平成 18 年度当初において、すべての公の施設の管理が、直営または指定管理者制度のいずれかとなっている。

基本的には、指定管理者制度導入前に管理委託していた施設については指定管理者制度へ移行しており、それ以外の施設については市直営施設になっている。

もっとも、平成 19 年度の市民会館及び平成 20 年度の市民会館他 12 施設の管理については、議会で指定管理者にかかる議案が否決されたことから、暫定的に直営管理となっているが、その実質的管理形態は市の外郭団体への管理業務委託となっている。

以下の表は、上記指定管理者制度導入施設一覧を管理形態及び募集方法の別で年度ごとに分類したものである。

年度	暫定直営	指定管理制度	
		公募	非公募
平成 18 年度	0	6	48
平成 19 年度	1	7	46
平成 20 年度	13	7	34

4. 監査の対象とした公の施設

(1) 選定した現地調査対象施設

①選定方法

市が設置したすべての公の施設の中から、施設の規模、質問を中心とした事前調査の結果を勘案し、以下の選定基準により現地調査対象施設を選定している。

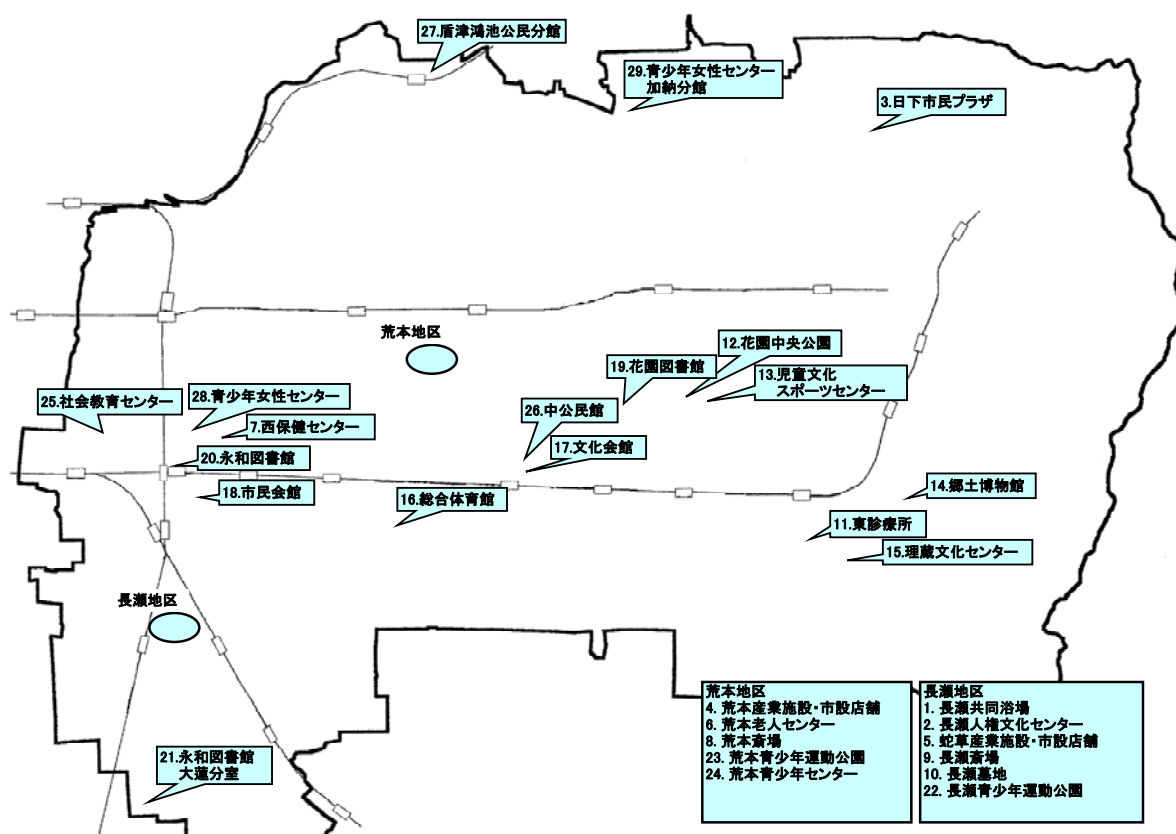
- ・歳出規模に金額的重要性が認められる施設
- ・利用率や設置目的から今後の施設のあり方を検討する必要があると思われる施設
- ・同種、同目的の施設が複数存在するものについては代表的な施設

②選定結果

選定の結果、以下の 29 施設を現地調査対象施設としている。

No.	施設名	管理方法 (H20 年度)	指定管理者 または委託先	所管部署
1	長瀬共同浴場	指定管理	長瀬共同浴場運営委員会	人権同和調整課
2	長瀬人権文化センター	直営	—	長瀬人権文化センター
3	日下市民プラザ	直営(暫定)	(財)東大阪市施設利用サービス協会	地域振興室
4	荒本 産業施設	直営	—	モノづくり支援室、住宅改良室、商業課
5	蛇草 産業施設	直営	—	
6	荒本老人センター	直営	—	高齢介護課
7	西保健センター	直営	—	西保健センター
8	荒本斎場	指定管理	荒本斎場管理委員会	斎場管理課
9	長瀬斎場	直営	—	
10	長瀬墓地	直営	—	
11	東診療所	直営	—	東診療所
12	花園中央公園	指定管理	(財)東大阪市公園協会	公園管理課
13	児童文化スポーツセンター	直営(暫定)	(財)東大阪市施設利用サービス協会	青少年スポーツ室
14	郷土博物館	指定管理	(財)東大阪市施設利用サービス協会	文化財課
15	埋蔵文化財センター	直営	—	
16	総合体育館	直営(暫定)	(財)東大阪市公園協会	青少年スポーツ室
17	文化会館	指定管理	(NPO)トイボックス	社会教育課
18	市民会館	直営(暫定)	(財)東大阪市施設利用サービス協会	
19	花園図書館	直営	—	花園図書館
20	永和図書館	直営	—	永和図書館
21	永和図書館大蓮分室	直営	—	
22	長瀬青少年運動広場	直営	—	長瀬青少年運動広場
23	荒本青少年運動広場	直営	—	荒本青少年運動広場
24	荒本青少年センター	直営	—	荒本青少年センター
25	社会教育センター	直営	—	社会教育センター
26	中公民館	直営	—	
27	盾津鴻池公民分館	直営	—	
28	青少年女性センター	直営	—	青少年女性センター
29	青少年女性センター加納分館	直営	—	

(調査対象施設位置図)



指定管理者及び暫定直営委託先のうち、外郭団体については以下に概要を記載している。

a. (財) 東大阪市施設利用サービス協会

設立年度	平成 2 年度		
設立目的	市と密接な連携を保ち市が設置する公の施設の効率的な管理及び市行政の補完的な業務を行い、もって市民サービスの向上と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。		
事業内容	・ 公の施設等を利用し、催し物・講座等の開催・児童文化スポーツセンターの管理運営業務・市民プラザ、市民会館、市民美術センター、男女共同参画センターの管理業務・受託事業に対する調査研究に関すること等		
市の出資団体である場合市の出資額	100,000 千円		
役職員の状況（うち市職員、市OB）	（平成 20 年 4 月現在） 役員 10（市OB 5、市職員 1）、職員 85（市OB 59、市職員 2）		
指定管理業務			
所管部署	人権文化部 文化国際課	教育委員会 社会教育部 文化財課	
指定管理者としての実施施設	市民美術センター	鴻池新田会所	郷土博物館
指定期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日		

公募・非公募の別	非公募			
市からの委託料 (千円)	26,880 千円	44,141 千円	40,154 千円	
管理業務委託				
所管部署	人権文化部 男女共同参画課	市民生活部 地域振興室	教育委員会 社会教育部 社会教育課	教育委員会 社会教育部 青少年スポーツ室
業務委託先としての 実施施設	男女共同参画セ ンター	市民プラザ (7 施設)	市民会館	児童文化スポーツ センター
市からの委託料 (千円)	28,483 千円	226,823 千円	112,561 千円	148,168 千円

b. (財) 東大阪市公園協会

設立年度	昭和 47 年度		
設立目的	市の公園緑地事業、及び緑化の推進事業並びに市営プール及び市の リクレーション施設等の運営に協力し、市域の緑ゆたかな発展と市 民の保健、教育文化の向上に寄与することを目的とする。		
事業内容	・体育館等運営事業・テニス場運営事業・市内各公園の除草、清掃 業務、・植木・花卉即売会など		
市の出資団体であ る場合市の出資額	1,000 千円		
役職員の状況（うち 市職員、市ＯＢ）	(平成 20 年 4 月現在) 役員 12（市ＯＢ2、市職員 5）、職員 36（市ＯＢ10）		
指定管理業務			
所管部署	建設局 土木部 公園緑化室 公園管理課		
指定管理者として の実施施設	花園中央公園	公園（花園中央公園を除く）（8）	
指定期間	平成 18 年 5 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日	平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日	
公募・非公募の別	公募	非公募	
市からの委託料 （千円）	85,300 千円	70,400 千円	
管理業務委託			
所管部署	教育委員会 社会教育部 青少年スポーツ室		
業務委託先として の実施施設	総合体育館	東体育館	
市からの委託料 （千円）	144,100 千円	26,099 千円	

(2) 採用した手続

調査対象施設については、主に以下の手続を実施しており、監査人の判断により、一部の施設では③契約、⑤物品管理、⑥出納事務の手続等は省略している。

(直営、指定管理施設共通)

①施設概要ヒアリング

ア) 施設概要「調査票」の事前記入依頼（入手した調査票は、監査人が加筆修正のうえ、各施設の説明資料として報告書の各施設冒頭に記載している。
なお、表中の人件費について概算である場合は、下記の方法にて算定している。）

常勤職員	9,000 千円	再任用・嘱託	3,000 千円
一般職非常勤	3,500 千円	アルバイト	2,800 千円

イ) 「調査票」「パンフレット」「料金表」をもとに施設概要について確認

ウ) 特に、下記については質問等を行い確認した。

- a. 利便性、交通手段
- b. 施設の目的、目的が達成されているか、外部環境の変化等により当初目的が希薄していないか、施設の存在意義が薄れていないか
- c. 古い施設については現在の状況（見た目の印象や具体的な不具合）
- d. 修繕計画（建替、移転予定があれば、その状況）
- e. 利用状況、利用率
- f. 利用率向上のための方策
- g. 近隣の類似施設

②施設の視察

デジタルカメラで写真を数枚撮影

③契約

ア) 契約概要の確認

イ) 事前に抽出、依頼した契約関係資料の閲覧

④使用料の減免

ア) 減免概要、件数等の確認

イ) 帳簿、減免申請等の閲覧

⑤物品管理

ア) 施設における物品等の種類と管理方法確認（指定管理または委託の場合、市と指定管理者または委託先団体それぞれ）

イ) 台帳の整備状況確認

ウ) 台帳より任意に数件を抽出し、視察時に現物と台帳との一致、管理シール貼付の有無を確認

エ) 現物から任意に数件を抽出し、台帳記載の有無を確認

⑥出納事務

ア) 保有する現金、金券類等の内容確認

イ) 上記の管理方法の確認

ウ) 帳簿等閲覧

⑦滞留債権

ア) 滞留債権の管理方法の確認

イ) 帳簿等閲覧

(指定管理者導入施設)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業計画<ul style="list-style-type: none">ア) 事業計画の実施結果確認イ) 市のフォロー状況確認（事前と事後）② 実績報告書<ul style="list-style-type: none">ア) 実績報告書（平成 18 年度、平成 19 年度）を閲覧イ) コスト削減の取り組みの確認③ 再委託（平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度）
再委託の内容、件数、金額、再委託割合、契約方法等の確認④ 決算書
決算書（平成 18 年度、平成 19 年度）を閲覧し、受託事業と自主事業の経費按分が明確にされているかを確認（特に、清掃・水道光熱費等の共通経費、人件費、役員報酬等）⑤ 修繕状況
修繕費明細の確認（平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度）⑥ 給与
給与体系の確認⑦ 指定管理
委託契約書に従った管理が行われているか、指定管理の業務範囲が明確化されているかを契約書の閲覧、質問により確認 |
|---|

5. 公の施設の耐震調査・改修状況

(1) 背景

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。しかし、その後も新潟県中越沖地震など大地震が発生していることや、直下型地震の発生の切迫性が指摘されていることを受け、平成 18 年 1 月に改正耐震改修促進法が施行された。

この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的としている（耐震改修促進法第 1 条）。同法第 6 条は、「特定建築物」の所有者に対し、建築物が現行の耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう耐震診断や改修に努めること求めている。特定建築物の条件は以下のとおりである。

特定建築物の種類	条 件		
	階数	床面積	構造等
幼稚園・保育所	2 階以上	500 m ² 以上	昭和 56 年 5 月 31 日以前の基 準で建築され た建築物 ※2
小・中学校	2 階以上	※1 1,000 m ² 以上	
老人ホーム等	2 階以上	1,000 m ² 以上	
一般体育館	要件なし	1,000 m ² 以上	
その他の多数利用の建築物	3 階以上	1,000 m ² 以上	
道路閉塞させる住宅・建築物 ※3	全ての建築物		
危険物を取り扱う建築物	政令で定める数量以上の危険物を 貯蔵、処理する全ての建築物		

※1 床面積には屋内運動場の面積を含む。

※2 新耐震基準以降のものでも、建築物の形式によっては特定建築物に該当する場合がある。

※3 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあり、その敷地が府及び市の耐震改修促進計画に記載された道路の接する建築物。

(2) 市の現状

市では、平成 20 年 3 月に「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定している。基本方針で、「市民の生命と財産の保護を図るため、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修を計画的かつ総合的に促進する」ことを掲げ、また、建物用途や予想被害の影響などにより住宅、特定建築物及び防災関連施設に区分して目標を設定している。今回調査対象とした公の施設のうち、以下のものが新耐震基準（昭和 56 年 6 月施行）以前に建設された特定建築物又は防災関連施設に該当し、耐震診断の対象となっている。これらの特定建築物及び防災関連施設の耐震診断については、順次実施しており、平成 22 年度までに完了させ、平成 23 年度までに診断結果を受けた耐震改修計画を策定する予定である。今後市として、施設の建物特性や立地特性を踏まえた耐震化の取り組みを進め、市民の安全、安心を確保していく必要がある。

施設名称	築年月	耐震診断 実施済	平成 19 年度 年間利用実績 (延人数)
西保健センター	昭和 25 年	○	※1 11,428
埋蔵文化財センター	平成 13 年 10 月 (旧学校部分 昭和 36 年)	—	12,830
長瀬人権文化センター	昭和 39 年 4 月	○	5,654
市民会館	昭和 42 年 3 月	○	348,742
文化会館（中公民館を含む）	昭和 42 年 10 月	○	70,540
東診療所	昭和 46 年	○	※2 29,228
青少年女性センター	昭和 47 年 10 月	○	66,980
荒本青少年センター	昭和 47 年 10 月 昭和 51 年 12 月	○	37,072
荒本老人センター	昭和 52 年 9 月	○	21,254

※1 乳幼児健診及び老成人検診の受診者、公費医療費助成申請者の合計として計算している。

※2 内科、小児科、眼科の年間患者数の合計として計算している。

第４． 監査の結果及び意見

１． 指定管理者制度運用に関する方向

（１） これまでの経過

平成 17 年 3 月：「公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」策定

平成 18 年 3 月：「外郭団体の見直し方針」策定

平成 19 年 7 月：「今後の指定管理者の選定方法について市の方針」策定

平成 20 年 3 月：指定管理者制度導入の更新施設（13 施設）につき、議会で全て否決された。

（２） 指定管理者制度

①指定管理者制度対象施設の選定について（意見）

市では、平成 15 年の地方自治法改正前の管理委託制度を採用していた施設については、指定管理者制度の導入をしているが、それ以外の施設については指定管理者制度の導入はしていない。

指定管理者制度導入の要件は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の「公の施設の設置の目的を効果的に達するために必要があると認められるとき」に該当する状況が存在していることであるから、従来の管理委託制度を採用していない公の施設についても制度導入の検討を行うべきである。先にも述べたが、指定管理者制度導入の趣旨・目的は「多様化する住民のニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」にあるので、①住民サービスの向上、②経費の節減を図ることが具体的な要件になる。

市直営あるいは指定管理者制度を導入するかの検討に当たって、実施主体別にサービス及びコストの両面から官民比較の検討をし、事業の性質及び内容を踏まえた上で住民サービスの向上と経費の節減等を総合的に判断することが必要である。

市では、従来管理委託制度を採用していた施設につき、指定管理者制度を導入しているが、直営施設についても指定管理者制度導入の検討が必要である。

ア) 市直営の場合

- ・十分な住民サービスが図られているか
- ・経費の節減が図られているか

イ) 民間の場合

- ・一層の住民サービス向上が期待できるか
- ・一層の経費の節減を期待できるか

②指定管理者の選定方法（意見）

市の「平成 21 年度に向けた指定管理者選定方針」において、指定管理者の選定については、原則として公募としているが、下記に該当する場合は非公募により選定するものとしている。

- ア) 公募によって選定することにより、公の施設の設置目的や管理運営に支障が出るおそれがある場合
- イ) 地域住民が専ら使用している施設であり、市民活動を促進する観点から地域住民で組織する団体に管理を委ねる場合
- ウ) 外郭団体の統廃合等に向けて、経過期間として非公募とすることが円滑な統廃合等に寄与すると考えられる場合

市では、平成 20 年度において指定管理者により管理している 41 施設のうち、公募により選定した施設は 7 施設で、残りの 34 施設を非公募により選定していた。平成 21 年度においては、公募 3 施設、非公募 37 施設の予定となっている。

区分	平成 20 年度	平成 21 年度 (予定)
公募	7	3
非公募	34	37
合計	41	40

平成 21 年度に 37 施設を非公募とした理由は次頁の表のとおりであった。非公募による場合は、具体的かつ明確な理由が必要であり、特に公の施設の設置目的を効果的に達成するという指定管理者制度の趣旨からして、住民サービスの向上が図られているか、施設の効用が最大限に発揮されているか、管理経費の縮減が図られているかの検討は必要である。また、非公募とする理由については、指定管理者制度導入前の状態を単に継

続することを前提とした理由であってはならず、施設毎に非公募とした理由及び特定の者を選定した理由についての説明責任を果たすことが必要である。

前記のウ)を非公募の理由とする施設については、経過措置期間終了後に速やかに公募に移行できるように準備すべきである。その際、業務の継続性や専門性の確保等の見地から、現在従事している外郭団体の職員について、新管理者による雇用の継続もあわせて検討が必要である。

非公募理由	施設数
ア) 公募によって選定することにより、公の施設の設置目的や管理運営に支障が出るおそれがある場合	22
イ) 地域住民が専ら使用している施設であり、市民活動を促進する観点から地域住民で組織する団体に管理を委ねる場合	4
ウ) 外郭団体の統廃合等に向けて、経過期間として非公募とすることが円滑な統廃合等に寄与すると考えられる場合	11
合計	37

③これまでの導入効果と課題（意見）

これまでに指定管理者制度が導入された施設においては、利用者数の増加、コスト節減については一定の効果が得られている。一方で、サービス向上については、市では客観的な測定方法が定まっていないため、数値化して測定する方法を検討しているところである。

ア) 効率化について

非公募の指定管理者については、市の委託料の一律削減による効果がみられるにとどまり、民間のノウハウ活用による合理化・効率化の効果とは言い難い。

なお、市全体の平成 19 年度の委託料 3,721 百万円は、平成 17 年度の 3,989 百万円に比して 6.7%の 267 百万円の減少となっている。

イ) サービス内容の向上について

行財政改革室が主体となり、指定管理者による管理状況の確認（モニタリング）を平成 18 年 8 月、平成 20 年 1 月、平成 20 年 6 月に実施している。

平成 20 年 1 月の評価では、公募により指定管理者を選定した教育委員会所管の 4 施設に絞り、平成 20 年 6 月の評価では、指定管理者制度導入施設全てについて、施設による市民サービス、事業（施設の事業、自主事業）による市民サービス、施設管理、コストの節減の 4 つの観点から施設所管部署が主観的に評価している。

「A+」「A」「A-」「B」「C」の 5 段階評価では全ての施設において、総合評価は「A-」以上の評価になっていた。個別評価項目において「B」評価があったのは 4 施設であった。優良評価の「A+」、課題ありの「A-」要改善の「B」については、特に分析をして、今後の指定管理者制度の運用に役立てるべきである。

総合評価		施設数
「A+」	優良	4
「A」	妥当	28
「A-」	課題あり	1
「B」	要改善	0
「C」	要指導	0
合計		33

※同種施設は 1 施設としてカウントしている。

今後は、より一層住民サービスの向上と経費の節減を図るため、また、指定管理者制度導入施設の選定、指定管理者の選定等に役立てるために、現状の指定管理者制度の導入効果を継続的、かつ、統一的に測定し、適切なフィードバックをすることが重要であると考ええる。

さらには、現状の評価方法においては、施設所管部署での主観的な評価にとどまっているので、客観的評価を行うためには、所管部署以外での二次評価、あるいは、外部委員等の活用による第三者評価の導入についても検討する必要があると考える。

2. 暫定直営についての意見

平成 20 年 3 月議会で指定管理者の指定議案が否決されたことにより、次の施設は暫定的に直営となっている。

施設名	業務委託先
産業技術支援センター	(財) 東大阪市中心企業振興会
総合体育館	(財) 東大阪市公園協会
東体育館	(財) 東大阪市公園協会
児童文化スポーツセンター	(財) 東大阪市施設利用サービス協会
市民プラザ (7 施設)	(財) 東大阪市施設利用サービス協会
男女共同参画センター	(財) 東大阪市施設利用サービス協会
市民会館	(財) 東大阪市施設利用サービス協会

これらの公の施設は、平成 19 年度までは指定管理者制度を導入していたが、指定管理者の指定議案が議会で否決されたことに伴い（※）、平成 20 年度においては、暫定的に市の直営施設となっている。いずれも使用許可権限を持つ市職員が一人配置され、残りの管理業務は外部に業務委託する方法によっている。委託先は従前の指定管理者が選定されていた。議会の否決から業務開始日までの期間が短かったことから、委託先の選定方法は随意契約によっているが、本来的には入札による選定を行うべきである。随意契約による場合でも、長期にわたる業務委託先については、その妥当性についての検討は十分に行うべきである。

※ 市民会館は、平成 18 年度までは指定管理者、平成 19 年度及び平成 20 年度は暫定直営である。

3. 物品管理

(1) 物品管理の概要

①物品の内容

地方自治体の「財産」には、公有財産、物品、債権、基金があり（地方自治法第 237 条第 1 項）、「物品」とは、自治体の所有に属する動産で現金（現金に代えて納付される証券を含む。）、公有財産、基金以外のもの及び自治体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう（同法第 239 条第 1 項）。

「物品」の具体的内容については、東大阪市財務規則第 171 条第 1 項において以下のように定められている。

区分	内 容
備品	その性質又は形状を変えずに比較的長期間にわたって使用できるもの。
消耗性備品	その性質が備品に類似し、価格の低廉なもの又は消耗度の高いもの。
消耗品	使用によって、その性質若しくは形状を変え、又はその全部若しくは一部を消耗し、若しくはき損して長期間の使用に耐えないもの。
原材料品	ある物を生産するための原料となり、又は工事作業のために使用されるもの。
生産品	試験、研究、実習、作業、養育等によって生産又は製作されたもの。
生物類	獣類、鳥類、魚類、海産物、植物（定植物は除く。）等で養育を要するもの。ただし、試験若しくは研究に供するもの又は出生若しくはふ化等の直後で成育する見込みのないものを除く。

重要物品については、別途会計管理者が定める（同規則第 194 条第 2 項）とされており、市では平成 20 年 5 月現在、重要物品を 50 万円以上の備品と定義している。

なお、本報告書では、数量・金額的重要性及び現物管理の必要性の観点から、物品のうち主として「備品」の管理について検討している。

②物品の管理体制

ア) 地方自治法による規定

物品の管理に関しては、地方自治法にて、物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができず、これに違反する行為は無効とされている（地方自治法第 239

条第2項第3項)ほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は政令で定めることとされている(同条第4項)。

これを受けて、具体的な規定については東大阪市財務規則等にて定められている。

イ) 東大阪市財務規則等による規定

各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならない(東大阪市財務規則第174条)とされており、物品の管理責任は各部等の長に帰属している。

物品の管理方法については、次のとおりである。

備品管理システムによる台帳管理

備品台帳に関しては、従来は紙ベースのものが作成されていたが、平成17年度に紙ベースの台帳から財務会計システム内の備品管理システムへと移管し、それ以降当該システムにより台帳管理を行っている。なお、備品に関するシステム上の取り扱いについては、「財務会計システムによる財務事務処理要領」第8章に記載されている。

備品管理シールによる現物管理

備品管理シールによる現物管理については、備品整理票の貼付等により、品名、整理番号を表示しなければならないとされており、表示が困難なものを除いては、原則として品名、整理番号の表示が義務付けられている(同規則第193条)。

物品現在高調査による現状把握

各部等の長は、毎年度末所管物品の現在高を調査し、物品現在高調書を作成しなければならない(同規則第194条第1項)、さらに重要物品については、重要物品現在高調書を財務部長の承認を経て会計管理者に提出することとされている(同条第2項)。

また、調査にあたっては、調査を行う職員のほかに立会人を指名し、調査に立ち会わせなければならない(同条第3項)と規定されている。

③物品管理の重要性

市が所有する物品は、原則として市民が納めた税金等によって購入されたものであり、言い換えれば、行政目的遂行のために有効に活用することを市民から負託された財産であるといえる。このため、市には物品を「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用」する責任があり（地方財政法第8条）、その責任を果たすためには、物品の現状を適切に把握するとともに、紛失・盗難等による損失を防ぐ必要がある。

この意味において物品管理は重要であり、市は責任を持って適切に物品を管理しなければならない。

④各施設共通事項とした理由

今回、施設調査に際して、物品管理の状況についてヒアリングするとともに、備品管理システムに登録されている備品と現物との突合を実施した。その結果、多くの施設において備品台帳に基づく管理が有効になされていないことから、下記「第4. 3.（2）問題点の指摘」に記載した問題事項が共通して発見された。

（2）問題点の指摘」に記載した問題事項が共通して発見された。

これらの問題事項は、ほとんどの施設において同様に見受けられるものであったため、特定の施設に固有の問題点というよりは、市の公の施設全体の問題と捉えるべきものであると考えられる。このような状況を踏まえ、本報告書では物品管理について、施設ごとに個別の項目とするのではなく、各施設共通事項として取り扱うこととする。

なおこれに伴い、市全体の物品管理の状況等を確認するため、「第3. 4.（2）採用した手続」に記載されている手続に加えて、関連する所管部署（財務部管財課、調度課及び出納室）に対するヒアリングを実施している。

(2) 問題点の指摘

①現在高調査の運用面の不備（結果）

「第4.3.（1）②物品の管理体制」で述べたように、各施設の物品については毎年度末に現在高調査を行う旨、東大阪市財務規則において規定されている。しかし、施設調査に際してヒアリングを実施したところ、日下市民プラザ、西保健センター、東診療所、総合体育館、文化会館、永和図書館、青少年女性センターにおいては現在高調査が実施されていない状況であった。この点は規則違反に該当するため、定められた規定に従い現在高調査を実施しなければならない。

また、これらの施設において備品管理システム上の備品台帳と現物との突合を実施した結果、以下のような不一致項目が見受けられた。

施設名	不一致項目等
日下市民プラザ	現物なし2件、登録内容誤り2件、数量相違2件
永和図書館	現物なし2件、登録内容誤り2件、現物の特定困難1件
青少年女性センター	現物なし3件

このように、備品台帳と現物の状況が整合していない状態では有効な現物管理が行えているとはいえず、現在高調査を適切に行う必要がある。

現在高調査が適切に運用されていない原因の1つとして、調査実施の周知不足が挙げられる。財務部長名で各部等の長に対して通知が行われているが、その指示が現場レベルにまで周知されていない状況であった。さらに、上記通知は、備品管理システムからの資料の作成方法の指示にとどまっており、現在高調査の具体的な方法を指示した実施要綱等も存在しない。

以上の点を考慮すると、現在高調査を有効に運用するためには、現在高調査の実施についてより一層の周知徹底を図るとともに、調査の実施要綱・手続書を作成し、具体的な調査手順を明確にする必要があると考える。その上で、実効性を担保するためにも、調査職員・立会人による調査実施の証跡を残す、上席者の承認を受ける等、調査が有効に運用されていることをチェックする体制の構築が望まれる。

②現物調査結果の報告様式（意見）

現在、実施している重要物品現在高調査は、調査時点（年度末時点）において各施設に存在する重要物品の現在高を会計管理者に報告する方法がとられているが、現物調査の結果判明した数量差異や登録誤り等の不一致項目を報告する様式とはなっていない。現物調査の効果的な運用のためにも、このような不一致項目を把握し、それらに対する是正措置を取ることができるような報告様式に変更することが望ましい。

重要物品の現状を把握するという趣旨からは、会計管理者へ報告するのは最終的な重要物品の現在高だけにとどめることも考えられるが、少なくとも、物品の管理責任を有している各部等の長に対しては、上記のような報告様式を取ることが望ましい。

③備品管理システムの効果的な運用（意見）

ア）備品リストの作成

現物調査が有効に運用されていない原因の1つに、現場において、備品管理システムから備品の詳細なリストが一覧として出力されないことが挙げられる。行政管理部情報化推進室に依頼すればリストを作成できるとのことだが、施設調査において現場の職員に対するヒアリングを実施した際も、その方法は周知されていない印象を受けた。

現物調査の実施時期には、各施設に対して調査用のリストを配布する等により、現物調査を円滑かつ効率的に実施できるよう対応することが必要である。

イ）登録内容の詳細化

施設調査に際して備品管理システムの台帳を閲覧したところ、そもそも台帳自体に物品名として「机」「イス」等としか記載されておらず、保管場所等も不明（施設名のみ登録）であることが原因で、現物調査の実施が困難なものも多く見受けられた。

台帳上の備品がどこに保管されており、現物がどれなのか、現物を特定できる程度の登録内容は必要である。そのため、改めて登録内容を見直し、必要に応じて具体化・詳細化を図るべきである。

④購入・廃棄時のタイムリーな台帳登録手続の実施（結果）

備品の新規購入、売却及び廃棄を行った際には、備品管理システムに適時に台帳登録処理を行う必要がある（「財務会計システムによる財務事務処理要領」第8章）が、施設調査に際し、以下のような状況が散見された。

- ・ 現物は既に廃棄済みであるにも関わらず、台帳上、廃棄処理がされていない。
- ・ 備品の買い替えを行っているが、旧備品から新備品へ台帳が更新されていない。

このような状況に対しては、適切な時期に台帳登録がなされるよう周知していくとともに、未登録の備品があればそれが検出できるような体制の構築が必要である。その意味でも、現物調査を有効に運用していくことが重要であると考えられる。

⑤備品管理シールによる現物管理（結果）

「第4.3.（1）②物品の管理体制」で述べたように、備品については、備品整理票の貼付等の方法により、品名、整理番号を表示しなければならない。ただし、表示することができないもの又は表示することが困難なものについては、表示を省略することができる（東大阪市財務規則第193条）と定められている。

紙台帳から備品管理システムへの移管に際して備品整理番号を更新したため、備品管理シールを新たに貼付し直すこととしているが、施設調査に際し、各施設数件程度の備品について任意に抽出し、台帳との突合を実施したところ、花園中央公園野球場を除く全ての施設において備品管理シールが貼付されていなかった。

その結果、実際に現物との突合を行う際にも台帳上の物品から現物を特定できないものが多く、このことは、現場での有効な備品管理を行う上でも支障をきたす要因となるため問題である。

現場での現物調査を効果的・効率的に実施するためにも、備品管理シールの貼付により品名、整理番号を表示し、現物の特定を容易に行えるようにすべきである。

⑥台帳登録されていない備品（意見）

花園中央公園野球場の調査の際、倉庫棟に保管されている芝刈り機については、備品に該当すると思われるものの、野球場建設に係る工事費等として一括して処理されたため、備品として登録されていなかった。現状では、新規に備品を購入した場合でも、「備品購入費」により取得したものでないと備品管理システムに登録される体制とはなっておらず、芝刈り機についても備品台帳には記載されていなかった。

このような「備品」については、現物管理の必要性があるだけでなく、工事費等に含まれて処理されていることから、金額的に高額なものが含まれている可能性が高いと考えられる。それにもかかわらず、備品管理システムへ登録される仕組みとなっておらず、「第4. 3. (1) ②物品の管理体制」で述べたような管理の対象となっていないことになるため、内部管理上、問題である。

したがって、これ以外にも、同様の取り扱いになっているものがないか調査し、もしあれば適切に備品管理システムに登録するとともに、今後は予算科目に関わらず適切に備品登録がなされるような体制を構築することが望ましい。

4. 監査の対象とした公の施設

(1) 長瀬共同浴場

公の施設の名称	東大阪市長瀬共同浴場			【指定】
施設写真				
所在地	東大阪市長瀬町 2-9-16			
所管部署	人権文化部 人権室 人権同和調整課			
指定管理者	長瀬共同浴場運営委員会			
設立目的	浴場施設及び住民相互の交流の場を目的に設置			
敷地面積	950.01 m ²			
延床面積	565.56 m ²			
開館（竣工）年月	昭和 50 年 12 月 3 日			
施設の内容	浴場施設 （開業時間）午後 4 時から午後 12 時まで （休業日）毎週月曜日 （入浴料） 大人（12 歳以上）1 人 1 回 200 円 中人（6 歳以上 12 歳未満）1 人 1 回 100 円 小人（6 歳未満）1 人 1 回 50 円 （その他） 介護予防拠点施設（介護教室の開催）			
職員配置の状況	指定管理者の職員 4 名 (平成 20 年 4 月現在)			
施設取得費	163 百万円（建設費）			
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高（百万円） (平成 20 年 3 月末)	
	昭和 52 年 3 月 25 日	97	—	
将来の修繕計画	未定			
市の年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入	6,976	7,448	7,062
	歳出 (①＋②)	26,949	25,835	26,306

	指定管理委託料①		25,352	24,672	25,700
	その他②		1,597	1,163	606
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	指標名	計画①	—	—	—
	年間来場者数	実績②	36,105 人	38,470 人	36,338 人
		達成率②/①	—	—	—
類似施設	市施設	東大阪市立荒本共同浴場			
	民間	近隣公衆浴場			
前期基本計画第 3 次実施計画における関連事業計画	事業名	概要	目標及び計画		
	共同浴場改修事業【人権同和調整課】	市民のニーズにあった安全で快適な浴場として、また市民の地域交流の場として活用できるよう、老朽化した共同浴場を改修する。	・長瀬共同浴場の改修入浴者数 17 年度 36,105 人 →21 年度 39,000 人 ・荒本共同浴場の改修入浴者数 17 年度 83,421 人 →21 年度 86,000 人		

※ 平成 19 年度は、機械室改修工事のため、例年に比べ開業日数が約 40 日減少している。

①施設の稼働状況

ア) 利用状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
入浴者数（人）	36,105	38,470	36,338
開館日数（日）	310	313	272
1 日当たり入浴者数（人/日）	116	123	134
浴室のない住宅の住居者数（人）※1	—	—	1,067
利用率（%）	—	—	12.6

※1 集計の対象は北蛇草住宅である。浴室のない住宅とは、浴室スペースがないことから浴槽を設置できない住宅のことであり、浴室スペースはあるが浴槽を設置していない住宅を含まない。平成 20 年 3 月 31 日現在の住居者数を記載している。

平成 17 年度及び 19 年度の改修工事の影響により、入浴環境が改善され、1 日当たりの入浴者数は増加傾向にある。

ただし、平成 19 年度の想定利用者数（浴室のない住宅の住居者数）に対する実際利用者数（1 日当たり入浴者数）は 12.6%と低調である。

イ) コストの状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
純コスト（千円）※1	22,115	18,397	22,612
純経常コスト（建設工事費除く）（千円）※2	19,973	18,397	19,244
入浴者数（人）	36,105	38,470	36,338
1人当たり純コスト（円/人）	613	478	622
1人当たり純経常コスト（円/人）	553	478	530

※1 「純コスト」とは、総支出から総収入を控除した額として計算している。

※2 「純経常コスト」とは、「純コスト」から工事請負費を除いた額として計算している。

毎期経常的に発生する費用の純額を表している。

平成 17 年度から 18 年度にかけて、指定管理者制度導入による管理委託料の減少、入浴者数増による使用料収入の増加があり、大幅に 1 人当たりの純経常コストは減少している。しかし、平成 19 年度に入り、ボイラー修繕工事の影響による休業期間が 1.5 ヶ月あり、また燃料価格高騰を受けて、平成 18 年度と比較して大幅に 1 人当たりの純経常コストは増加している。

②共同浴場の施設のあり方（意見）

共同浴場施設整備事業は同和対策事業の一環として実施されてきたが、平成 8 年度をもって大阪府の補助金は廃止されている。以後市の独自財源により共同浴場を維持管理している。

現時点においては、長瀬地区における公営住宅の自家風呂普及率は約 30%と低い水準にあり、長瀬共同浴場の果たす役割は大きい。

しかし、これ以上浴槽のない住宅の増加が想定できないことから、利用者数は横ばいもしくは年々減少していくことが予想される。したがって、中長期的には周辺住宅環境の改善及び近隣の民間公衆浴場への誘導により、施設の廃止に向けた方策を検討していく必要がある。

(2) 長瀬人権文化センター

公の施設の名称	長瀬人権文化センター			【直営】																														
																																		
所在地	東大阪市長瀬町 3-4-3																																	
所管部署	人権文化部 長瀬人権文化センター																																	
設立目的	基本的人権尊重の精神に基づき、人権啓発その他の人権問題の課題解決を図るための事業並びに文化及び福祉の向上を図るための事業を推進するとともに、市民交流を促進し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に資するため																																	
敷地面積	1,661.04 m ²																																	
延床面積	1,864.79 m ²																																	
開館（竣工）年月	昭和 39 年 4 月 1 日																																	
施設の内容	（施設）大集会室・第一和室・第二和室・料理教室・学習室 （実施事業）貸館事業、啓発事業、相談事業 （使用料） （単位：円） <table><tr><td>使用時間</td><td>午前 9 時～ 正午</td><td>午後 1 時～ 午後 5 時</td><td>午後 6 時～ 午後 9 時</td><td>午前 9 時～ 午後 9 時</td></tr><tr><td>大集会室</td><td>1,100</td><td>1,400</td><td>1,400</td><td>3,700</td></tr><tr><td>第 1 和室</td><td>1,000</td><td>1,300</td><td>1,300</td><td>3,300</td></tr><tr><td>第 2 和室</td><td>500</td><td>600</td><td>600</td><td>1,600</td></tr><tr><td>料理室</td><td>1,000</td><td>1,400</td><td>1,400</td><td>3,500</td></tr><tr><td>学習室</td><td>800</td><td>1,100</td><td>1,100</td><td>2,700</td></tr></table>				使用時間	午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時	大集会室	1,100	1,400	1,400	3,700	第 1 和室	1,000	1,300	1,300	3,300	第 2 和室	500	600	600	1,600	料理室	1,000	1,400	1,400	3,500	学習室	800	1,100	1,100	2,700
使用時間	午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時																														
大集会室	1,100	1,400	1,400	3,700																														
第 1 和室	1,000	1,300	1,300	3,300																														
第 2 和室	500	600	600	1,600																														
料理室	1,000	1,400	1,400	3,500																														
学習室	800	1,100	1,100	2,700																														
職員配置の状況	（平成 20 年 4 月現在） 職員総数 13 名 （事務職員 9 名、技術職員 1 名、嘱託員 1 名、アルバイト 1 名、非常勤嘱託員 1 名）																																	
施設取得費	23 百万円																																	
起債発行状況	発行年月	発行金額 （百万円）	残高（百万円） （平成 20 年 3 月末）																															
	不明	不明	－																															

将来の修繕計画	現在のところなし				
年間収支 (千円)			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入		8,917	8,844	8,772
	施設運営費 (①＋②＋③)		16,892	16,680	16,493
	委託料①		1,573	1,573	1,556
	警備委託料				
	清掃委託料		68	68	68
	設備保守委託料		1,505	1,505	1,488
	その他				
	光熱水費②		3,470	3,346	3,265
	その他③		11,849	11,761	11,672
	人件費（※）		116,600	116,600	89,600
	合計		133,492	133,280	106,093
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	指標名	計画①	13.6%	13.6%	9.1%
	貸室稼働率	実績②	8.4%	7.2%	8.4%
		達成率②/①	61.8%	52.9%	92.3%
類似施設	市所管	荒本人権文化センター			
前期基本計画第 3 次実施計画における関連事業計画	事業名	概要		目標及び計画	
	人権文化センター事業【長瀬人権文化センター】【荒本人権文化センター】	人権文化センターを中心にして、地域の相談活動や、周辺地域との交流を深める事業等を実施する。		・人権文化センター 周辺地域交流事業 ・人権相談事業 ・総合生活相談事業 ・在宅保険医療福祉 サービス調整会議	

※人件費は概算にて計上している。

①施設の概要

昭和 39 年に当施設は設立され、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施している。

平成 14 年 3 月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、地対財特法という。)の失効とともに、施設名称を蛇草解放会館から長瀬人権文化センターに変更し、一般施策として同和問題の解決を図ることとなった。

当施設で実施している事業内容としては、人権文化センター管理事業、人権啓発事業、地域交流促進講座事業、周辺地域交流事業、進路選択支援事業、人権相談事業、総合生活相談事業等であり、国の隣保館設置運営要綱に基づいた事業となっている。

また、地域交流促進講座事業は、着付け、絵手紙、書道等の教室を開催しており、こ

れらについては地域外からも多数参加しており、同和対策事業の終焉に伴う一般利用の促進が図られている。

②東大阪市人権長瀬地域協議会の経費負担（結果）

当施設の 1 階の一部については、東大阪市人権長瀬地域協議会（以下、協議会という。）が市から行政財産の目的外使用許可を受けて使用している。許可理由は、協議会は公共的団体で一切の収益を目的としない団体であること、当施設が地域住民の自主的・組織的活動と一体関係にあり、同和問題をはじめとする人権行政の促進を図る窓口団体との一体的な管理運営が必要であることであり、市が地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づき、施設の「用途又は目的を妨げない限度」において、目的外使用の許可を行ったものである。なお使用料は免除している。このような関係は、協議会が設置された昭和 58 年から約 25 年間継続している。

しかし、使用許可にあたり、光熱水費等の必要経費は使用者が負担しなければならないことを条件としているが、現実には、経費の分類算出が困難であることを理由として、使用者からの徴収は実施されていない。これは使用許可条件違反の状態になっているので、概算額を算出した上で使用者からの徴収を実施するなどの措置を講ずるべきである。

③部落解放同盟支部への転貸（結果）

協議会は、目的外使用許可を受けた施設について、その一部を部落解放同盟支部（以下、解放同盟という。）へ転貸をしている。市は解放同盟への使用許可を、昭和 39 年の開館当初から行っており、協議会が設置されてからは、協議会経由の転貸状況が続いている。

市の協議会に対する目的外使用許可においては、使用許可財産の全部又は一部を転貸してはならないことが条件とされており、現状は使用許可条件違反の状態になっている。地方自治法第 238 条の 4 第 9 項は「許可の条件に違反する行為があると認められるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。」と定められている。市は、協議会による解放同盟への転貸している状態を放置すべきではなく、速やかに解消すべきである。

④委託契約の方法

ア) 直近３年の委託契約の状況

内容	年度	相手先	金額(千円)	契約方法	随意契約の場合 その理由
警備・清掃	17	(財) 東大阪市雇用 開発センター	8,850	随意契約	団体の設立趣旨に基づく
	18	(財) 東大阪市雇用 開発センター	8,231	随意契約	同上
	19	(財) 東大阪市雇用 開発センター	7,943	随意契約	同上

イ) 随意契約（結果）

警備業務、清掃業務は（財）東大阪市雇用開発センターに委託しており、従来から随意契約となっている。また、契約担当課は、当施設所管部署とは別の経済部労働雇用政策室が所管している。随意契約の理由は、雇用対策のために設立した（財）東大阪市雇用開発センターの設立趣旨に鑑みたことによるものである。

確かに、警備業務は公共施設の保安を、清掃業務は公共施設の衛生を保持し利用者が気持ちよく利用できるようにすることをそれぞれ目的としており、業務中の事故防止の見地から受託業者の信用・経験等を重視する傾向にあることは否定できない。

しかし、（財）東大阪市雇用開発センターは、市内に居住する中高年齢者をはじめとするすべての就職困難者に対して「生活の安定」及び「生きがい」を確保するために雇用開発を図り、もって中高年齢者等の経済的地位の向上、健康と福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であって、必ずしも警備業務及び清掃業務についての特別な習熟や高度の技術的な訓練を行っているものではない。このような団体に対して随意契約の方法で警備業務及び清掃業務を委託すること自体、当施設が警備員及び清掃員の習熟や高度な技術的専門性を必要とする特殊な施設ではないことを意味している。そのため、当施設の警備業務及び清掃業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ公共施設の保安及び衛生保持を図ることは十分可能であるから、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき」に該当しないと考えられる。

前述のとおり、最高裁第2小法廷昭和62年3月20日判決は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当する場合の要件として、「当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益

の増進につながると合理的に判断される場合」としている。したがって、随意契約理由として考慮し得る事項は、契約相手方の「資力、信用、技術、経験等」であって、契約相手の設立趣旨のみを理由に随意契約とすることは法令解釈上無理がある。また、

（財）東大阪市雇用開発センターは警備業務及び清掃業務に関する専門性に欠けることは上述のとおりであり、少なくとも「技術」「経験」という要件に欠けるものといえる。

よって、（財）東大阪市雇用開発センターへの清掃業務の随意契約は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号に準拠していない。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適正な価格競争を通じコスト低減を図る必要がある。

⑤施設のあり方（意見）

地对財特法が失効し、平成15年4月より人権問題の解決、福祉の向上のため、より地域に開かれたコミュニティセンターとして集会室、会議室の一般貸し出しを行っている。ここ3ヵ年の貸室稼働率は10%に満たない水準となっている。これについては近隣の長瀬青少年センターの会議室が無料であることも低水準の一因となっており、また、稼働率向上のための特別な対策は講じていないのが実情であった。効率性の観点から見れば有効利用されてないと考える。さらに言えば、一般貸出を求める住民ニーズが乏しいとも考えられる。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用件数（計画値）	600件	600件	400件
利用件数（実績値）	371件	318件	373件
貸室稼働率（計画値）	13.6%	13.6%	9.1%
貸室稼働率（実績値）	8.4%	7.2%	8.4%
目標達成率	61.8%	52.9%	92.3%

また、施設の中心的事業である総合生活相談事業や地域住民の様々な相談事項への対応や住宅家賃・国民健康保険料の徴収業務等を行っており、地域の行政サービスセンターの役割を果たしている。これらのサービスがこれまで人権問題の解決という施設の設立目的を果たしてきたと思われるが、地对財特法が失効した現在、市民全体のサービス水準の公平性の観点から見ると、引き続きこうした手厚いサービス提供を続けるべきかどうか、検討すべき時期を迎えていると思われる。

これらを踏まえて行政サービスの内容の縮小とそれに伴う職員数の見直しを検討すべきである。

(3) 日下市民プラザ

公の施設の名称	日下市民プラザ				【指定】																																																																		
施設写真																																																																							
所在地	東大阪市日下町 3-1-7																																																																						
所管部署	市民生活部 地域振興室 日下市民プラザ																																																																						
指定管理者	平成 18、19 年度：(財)東大阪市施設利用サービス協会 平成 20 年度：暫定直営																																																																						
設立目的	地域の特性を生かしながら、本市と市民が協働してきめこまやかなまちづくりを推進し、地域活動の活性化と市民サービスの向上を図るため設置。																																																																						
敷地面積	1,180.77 m ² (行政サービスセンター含むリージョンセンター全体)																																																																						
延床面積	1,948.28 m ² (行政サービスセンター含むリージョンセンター全体)																																																																						
開館(竣工)年月	平成 5 年 4 月																																																																						
施設の内容	多目的ホール・会議室・音楽室・和室・料理室・美術工芸室他 <プラザ使用料金表> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>全日</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th>9:00～ 12:00</th><th>13:00～ 17:00</th><th>18:00～ 21:30</th><th>9:00～ 21:30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 会議室</td><td>30 名</td><td>800 円</td><td>1,200 円</td><td>1,400 円</td><td>3,000 円</td></tr> <tr> <td>第 2 会議室</td><td>30 名</td><td>600 円</td><td>1,000 円</td><td>1,100 円</td><td>2,400 円</td></tr> <tr> <td>第 3 会議室</td><td>20 名</td><td>600 円</td><td>900 円</td><td>1,100 円</td><td>2,300 円</td></tr> <tr> <td>音楽室</td><td>30 名</td><td>1,000 円</td><td>1,600 円</td><td>1,800 円</td><td>4,000 円</td></tr> <tr> <td>第 1 和室</td><td>20 名</td><td>500 円</td><td>800 円</td><td>900 円</td><td>2,100 円</td></tr> <tr> <td>第 2 和室</td><td>10 名</td><td>200 円</td><td>400 円</td><td>400 円</td><td>900 円</td></tr> <tr> <td>料理室</td><td>15 名</td><td>800 円</td><td>1,200 円</td><td>1,400 円</td><td>3,100 円</td></tr> <tr> <td>美術工芸室</td><td>10 名</td><td>700 円</td><td>1,200 円</td><td>1,300 円</td><td>2,900 円</td></tr> <tr> <td>多目的ホール</td><td>120 名</td><td>2,100 円</td><td>3,300 円</td><td>3,700 円</td><td>8,300 円</td></tr> </tbody> </table>							午前	午後	夜間	全日			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 21:30	第 1 会議室	30 名	800 円	1,200 円	1,400 円	3,000 円	第 2 会議室	30 名	600 円	1,000 円	1,100 円	2,400 円	第 3 会議室	20 名	600 円	900 円	1,100 円	2,300 円	音楽室	30 名	1,000 円	1,600 円	1,800 円	4,000 円	第 1 和室	20 名	500 円	800 円	900 円	2,100 円	第 2 和室	10 名	200 円	400 円	400 円	900 円	料理室	15 名	800 円	1,200 円	1,400 円	3,100 円	美術工芸室	10 名	700 円	1,200 円	1,300 円	2,900 円	多目的ホール	120 名	2,100 円	3,300 円	3,700 円	8,300 円
		午前	午後	夜間	全日																																																																		
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 21:30																																																																		
第 1 会議室	30 名	800 円	1,200 円	1,400 円	3,000 円																																																																		
第 2 会議室	30 名	600 円	1,000 円	1,100 円	2,400 円																																																																		
第 3 会議室	20 名	600 円	900 円	1,100 円	2,300 円																																																																		
音楽室	30 名	1,000 円	1,600 円	1,800 円	4,000 円																																																																		
第 1 和室	20 名	500 円	800 円	900 円	2,100 円																																																																		
第 2 和室	10 名	200 円	400 円	400 円	900 円																																																																		
料理室	15 名	800 円	1,200 円	1,400 円	3,100 円																																																																		
美術工芸室	10 名	700 円	1,200 円	1,300 円	2,900 円																																																																		
多目的ホール	120 名	2,100 円	3,300 円	3,700 円	8,300 円																																																																		
職員配置の状況	(平成 20 年 4 月現在) 委託先の非常勤職員 5 名																																																																						

施設取得費	1, 005 百万円（行政サービスセンター含むリージョンセンター全体）				
起債発行状況	発行年月	発行金額 （百万円）	残高（百万円） （平成 20 年 3 月末）		
	平成 5 年 5 月	1, 040	309		
将来の修繕計画	平成 21 年 空調設備改修工事 概算金額 26, 000 千円				
市の年間収支 （千円）		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	4, 992	5, 395	5, 200	
	歳出 （①＋②）	30, 401	31, 736	31, 855	
	指定管理委託料①	30, 401	31, 736	31, 855	
	その他②	－	－	－	
利用状況		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
利用状況 1	指標名	利用可能件数①	8, 493 件	9, 045 件	9, 072 件
	稼働率	実績②	4, 051 件	4, 277 件	4, 363 件
		稼働率②/①	48%	47%	48%
利用状況 2	指標名	計画①	59, 008 人	58, 924 人	59, 263 人
	利用者数	実績②	59, 206 人	62, 305 人	59, 127 人
		達成率②/①	100. 3%	105. 7%	99. 8%
類似施設	市施設	A 地域以外の 6 つの市民プラザ			

①設立目的と概要

市は、市全体を 7 地域（A～G 地域）に区分しており、1 地域に 1 リージョンセンターを設置している。そして、日下リージョンセンターは、A 地域に設置されており、市民プラザと行政サービスセンターを併せ持つ施設である。

市民プラザは、市民自らの活動の場を提供し、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進するための施設であり、市民によるまちづくり活動、貸館事業が実施されている。同プラザの特徴は、地域の特性を生かしながら、市と市民が協働して、地域活動の活性化を図ることを目的としていることであり、市民により組織された企画運営委員会は、市民プラザを拠点として諸事業の企画運営を行っている。

使用料については、公用及び企画運営委員会の活動、並びに指定管理者である(財)東大阪市施設利用サービス協会（以下、サービス協会という。）の自主事業として利用される場合は無料であり、それ以外は有料である。

②施設稼働率（意見）

下記の平成 19 年度の利用状況によると、施設の稼働率は、有料 41%、無料 7%という水準であり、7 つの市民プラザのうち 5 番目である。

サービス協会による自主事業はわずかな件数であるため、稼働率を向上させるためには、まちづくり活動の活性化が必須条件となる。

そして、まちづくり活動を企画運営委員会と連携して行っているのは、地域振興室ではなく、市民生活部まちづくり支援課である。後述する「第4. 4. (3) ③まちづくり活動の活性化（意見）」で記載しているとおり、日下リージョン区域の特性を活かした事業の企画運営によって同市民プラザの稼働率アップにつなげることが期待される。

（平成19年度室別の利用状況）

	利用件数（件）		稼働率（％）※2		
	有料	無料※1	有料	無料※1	計
第1会議室	360	164	36	16	52
第2会議室	507	123	50	12	63
第3会議室	404	42	40	4	44
第1和室	414	69	41	7	48
第2和室	291	51	29	5	34
音楽室	542	81	54	8	62
美術工芸室	250	36	25	4	28
料理室	169	18	17	2	19
多目的ホール	748	94	74	9	84
月計	3,685	678	41	7	48

※1 公用及び企画運営委員会の活動・サービス協会の自主事業による利用である。

※2 利用件数／（開館日数×貸出時間区分）

（平成19年度の各市民プラザの稼働率）

施設名	稼働率（％）
布施駅前市民プラザ	74.3
若江岩田駅前市民プラザ	61.7
中鴻池市民プラザ	52.7
四条市民プラザ	51.6
日下市民プラザ	48.1
近江堂市民プラザ	47.1
楠根市民プラザ	36.5

③まちづくり活動の活性化（意見）

企画運営委員会は、まちづくり活動を行うために市民により組織されたものであり、市から助成金の交付を受け、まちづくり活動、生涯学習講座の開催等の活動を行っている。

東大阪市リージョンセンター公民協働事業助成金交付要綱によると、助成金は、地域の特性を生かした個性的なまちづくりを推進することを目的として、市民プラザを拠点とする市と市民が協働して行う事業等に対して交付されるものであり、対象事業及び限度額は以下のとおりである。

区分別対象事業	限度額
1. まちづくりに関する調査、研究、人材育成に関する事業	1,000,000 円
2. 地域ニュースの発行など、コミュニティの振興に関する事業	1,000,000 円
3. 地域の文化振興に関する事業	900,000 円
4. 企画運営委員会の運営や地域の福利厚生に関する事業	500,000 円

企画運営委員会は、市と市民が協働して行う事業等の企画及び立案を行う団体として市長の確認を受けており、平成 19 年度は市から 2,120 千円の助成金（内訳は、最低限度額 200 万円と世帯割額 12 万円）が交付されている。

平成 19 年度の企画運営委員会の実績報告書のうち、まちづくりへの調査、研究、人材育成に関する事業について抜粋したものが以下の表である。

（平成 19 年度事業（実績）報告書の中から一部抜粋）

区分別対象事業	回数	参加 定員	延べ 人数	決算額
1. まちづくりに関する調査、研究、人材育成に関する事業	回	人	人	千円
講座等				
ゆうゆう大学講座 初級中国語講座 4 月～3 月	23	20	424	200
生涯学習・ゆうゆうプラザ成人講座 4 月～3 月				
シニアピアノ教室（サービス協会主催）	30	15	374	14
手話教室（東大阪市民福祉活動センターと共催）	40	40	229	
ゆうゆう教室				
前期（4 月～9 月） 裏千家茶道教室	12	10	81	10
拳法道場 熟年倶楽部	11	10	30	
染色教室	6	10	46	
陶芸教室	12	10	66	
パッチワーク教室	10	12	109	
民踊教室	12	20	5	
後期（10 月～3 月）				7
省略				
散歩道を創る会	12	7	84	51
企画部会	4	14	56	22
広報部会	21	7	147	20
福祉の会	20	12	240	49
ほたるを育てる会	11	10	110	68
RC 企画運営委員会 連絡会	8		20	39
合計				483

まちづくりに関する調査、研究、人材育成に関する事業内容を見ると、生涯学習講座の開催がメインとなっているが、生涯学習講座は公民館・公民分館等での事業内容に酷似したものとなっている。一方、まちづくり活動に直接的に関係する事業は散歩道を創る会等わずかな件数に留まっているが、「リージョン区域の特性を活かしたまちづくり活動・交流の拠点となること」がリージョンセンターの目的であるため、本来は、このような日下リージョン区域の特性を活かした事業の企画運営がさらに活発になることが期待されている。

この点に関して、まちづくり支援課としては企画運営委員会に対して、まちづくり活動により直結した事業の企画を求め、市がより積極的に指導的役割を発揮することが重要である。

④委託契約の方法

ア) 直近３年の委託契約の状況

内容	年度	相手先	金額(千円)	契約方法	随意契約の場合 その理由
清掃	17	(財) 東大阪市雇用 開発センター	7,343	随意契約	中高年齢者等雇用対策事業 の一環
	18	(財) 東大阪市雇用 開発センター	6,829	随意契約	同上
	19	(財) 東大阪市雇用 開発センター	6,589	随意契約	同上
機械警備 及び巡回 警備 / 特 別清掃	17	(株) 大軌	1,737	随意契約	契約の性質又は目的が競争 入札に適さないと認められ るとき
	18	(株) 大軌	1,701	随意契約	同上
	19	(株) 大軌	1,701	随意契約	同上 ただし、比較見積を実施
空調設備 保守	17	ダイキン工業 (株)	1,665	随意契約	契約の性質又は目的が競争 入札に適さないと認められ るとき
	18	ダイキン工業 (株)	1,465	随意契約	同上
	19	ダイキン工業 (株)	1,400	随意契約	同上

イ) 随意契約（結果）

清掃業務の契約の方法は(財)東大阪市雇用開発センターとの随意契約である。随意契約の理由書には、「中高年齢者等雇用対策事業の一環として」との記載がなされている。

しかし、前述（「第4. 4. (2) ④委託契約の方法」）のとおり、(財)東大阪市雇用開発センターは、必ずしも清掃業務についての特別な習熟や高度の技術的な訓練を行っているものではない。このような団体に対して随意契約の方法で清掃業務を委託すること自体、当施設が清掃員の習熟や高度な技術的専門性を必要とする特殊な施設ではないことを意味している。そのため、当施設の清掃業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ公共施設の衛生保持を図るという契約の目的を達成することは十分可能であるから、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき」に該当しないと考えられる。

前述のとおり、最高裁第2小法廷昭和62年3月20日判決は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当する場合の要件として、「当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」としている。したがって、随意契約理由として考慮し得る事項は、契約相手方の「資力、信用、技術、経験等」であって、契約相手の設立趣旨のみを理由に随意契約とすることは法令解釈上無理がある。また、(財)東大阪市雇用開発センターは警備業務及び清掃業務に関する専門性に欠けることは上述のとおりであり、少なくとも「技術」「経験」という要件に欠けるものといえる。

よって、(財)東大阪市雇用開発センターへの清掃業務の随意契約は、サービス協会の会計処理規則第35条第1項第1号に準拠していない。なお、当該随意契約については、市が同団体を委託先として指定しており、市主導による契約がなされていることにも問題がある。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適切な価格競争を通じてコスト削減を図る必要がある。

ウ) 随意契約 (結果)

空調設備保守契約の随意契約理由は、サービス協会の会計処理規則第 35 条第 1 項第 1 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき」とされている。その具体的な理由として、設備の設置業者であり、配管等の図面の入手が困難ということであった。

しかしながら、当リージョンセンターは市所有の施設であり、配管等の図面を本来は保管しておくべきものと考えられ、図面が未入手ということで契約方法の制約をうけるのは問題である。また、当施設は、特別な習熟や高度な技術的専門性を必要とする特殊な施設ではない。そのため、当施設の空調設備保守業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ当施設利用者に快適な空調管理を図るという契約の目的を達成することは十分可能であるから、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき」に該当しないと考えられる。

図面を入手するとともに、定期的に競争入札を実施すべきである。

エ) 随意契約 (意見)

機械警備及び巡回警備と特別清掃契約の随意契約理由は、サービス協会の会計処理規則第 35 条第 1 項第 1 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき」とされている。その具体的な理由として、機器類の設置業者であり、他の業者にすると、再設置費用の負担があるということであった。しかし、当該理由は、サービス協会の会計処理規則第 35 条第 1 項第 3 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」または、第 4 号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」に該当するものと考えられる。

平成 19 年度には複数の見積書の比較を行っているため、他の業者よりも有利な価格で契約できているということであるが、機械設置業者以外と契約する場合は、機械の取替えに伴う再設置費用がかかるため、他の業者の見積価格は、再設置費用相当分が高くなっていると考えられる。

現契約者の見積価格は機械の設置費用以外の維持管理費用のみが計上されているが、有利な価格で契約するためには、単年度のための比較だけでなく、機械の初期投

資である設置費用とその後の維持管理費用とのトータルコストによる比較検討を行うのが妥当である。

今後、機械の取替時期が到来した際は、トータルコストによる比較をすべきである。

⑤市民プラザの区分経理（意見）

市は、7つの市民プラザを一括してサービス協会へ業務委託していることから、市民プラザ全体の収支計算状況についての事業報告書の提出を求めており、サービス協会においては、全市民プラザの収支を合算して決算書を作成している。

しかしながら、7つの建物は全て建設年度や設備も相違しているため、建物の維持管理を適切に行うためには、建物別の収支決算書を作成することが重要となる。建物別にコストを把握することは、今後の維持管理の改善、コスト削減にもつながると考えられ、それは、市が7つの市民プラザを管理する上で必要と考えられる。

今後は、市民プラザ別の収支決算書の提出を求めるべきである。

⑥暫定直営（意見）

平成 19 年度までは(財)東大阪市施設利用サービス協会を指定管理者としていたが、公募による指定管理者の選定につき議会で否決されたことに伴い、平成 20 年度においては、暫定的に市の直営施設となっている。

議会の否決理由は、平成 18 年 3 月に策定された外郭団体見直し方針に基づく見直し作業が進展していないこと等によるものであり、指定管理者制度から直営に変更すること自体が法律違反になることはない。ただし、暫定直営は応急措置的に採用された方法であり、従前の指定管理者との業務委託契約は、非公募による随意契約である。

確かに、指定管理者制度から直営方式に変更することや、直営方式に変更するにあたって、引き続き、従前の指定管理業者との間で市民プラザの貸館及び施設管理業務につき委託契約を締結すること自体は、特段、法律に違反するものではないが、委託業者の選定方法が非公募の一者特命の随意契約である点は、透明性に欠け、価格の有利性・公平性の点でも疑問が残る。

本施設は、不特定多数の住民が利用するため、施設の安全性及び事故防止のため、受託業者の経験・実績・信用等が求められるが、前述のとおり、受託業者は、清掃・警備・空調等については再委託を行っており、実質的な業務は貸館のみと考えられる。そ

うすると、同業他社では対応できない特殊な業務ではなく、随意契約の要件を充足しないと考えられるから、今後の業務委託契約については、公平性・透明性・競争性の見地から、競争入札に付すべきである。

(4) 荒本 産業施設

(5) 長瀬 産業施設

(4)、(5)の荒本、長瀬の両地域の産業施設については、同種の施設であるため、まとめて記述することとする(市設店舗についても記述する)。

公の施設の名称	市営産業施設・市設店舗 (住宅改良室) 蛇草事業所、荒本事業所 (商業課) 荒本車庫・事業所、蛇草事業所 (モノづくり支援室) 荒本作業場、蛇草作業場・倉庫					【直営】																																																																																																																																																																							
所在地	東大阪市荒本、長瀬町等																																																																																																																																																																												
設立目的	産業の育成及び振興を図るため 住宅改良室所管施設は、上記目的に加え、住宅地区改良事業施行に伴う移転補償																																																																																																																																																																												
開館年月	(住宅改良室) 昭和 40 年 5 月～昭和 60 年 8 月 (商業課) 昭和 48 年 8 月～昭和 56 年 12 月 (モノづくり支援室) 昭和 47 年 8 月～平成 11 年 8 月																																																																																																																																																																												
施設内容 延床面積 施設取得費など	<table><tr><th colspan="2"></th><th>(㎡)</th><th>(件)</th><th colspan="2">(千円)</th></tr><tr><th>所管部署</th><th>施設名称</th><th>面積</th><th>設置件数</th><th>取得費</th><th>内、補助金</th></tr><tr><td rowspan="13">住宅改良室</td><td>蛇草第1事業所</td><td>141.0</td><td>6</td><td>4,389</td><td>710</td></tr><tr><td>蛇草第2事業所</td><td>517.2</td><td>11</td><td>60,577</td><td>50,178</td></tr><tr><td>蛇草第3事業所</td><td>462.4</td><td>7</td><td>38,754</td><td>28,720</td></tr><tr><td>蛇草第4事業所</td><td>576.0</td><td>10</td><td>75,407</td><td>44,947</td></tr><tr><td>蛇草計</td><td>1,696.6</td><td>34</td><td>179,128</td><td>124,555</td></tr><tr><td>荒本第1事業所</td><td>40.7</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>荒本第2事業所</td><td>213.6</td><td>6</td><td>2,571</td><td>1,312</td></tr><tr><td>荒本第3事業所</td><td>168.8</td><td>4</td><td>2,965</td><td>1,496</td></tr><tr><td>荒本第4事業所</td><td>131.8</td><td>3</td><td>7,188</td><td>6,046</td></tr><tr><td>荒本第5事業所</td><td>1,152.0</td><td>18</td><td>61,793</td><td>41,799</td></tr><tr><td>荒本計</td><td>1,706.9</td><td>32</td><td>74,519</td><td>50,653</td></tr><tr><td>計</td><td>3,403.5</td><td>66</td><td>253,648</td><td>175,208</td></tr><tr><td rowspan="5">商業課</td><td>荒本車庫</td><td>611.6</td><td>4</td><td>12,410</td><td>-</td></tr><tr><td>荒本第6事業所</td><td>2,205.8</td><td>7</td><td>44,682</td><td>-</td></tr><tr><td>蛇草第4事業所</td><td>-</td><td>10</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>市設店舗</td><td>704.6</td><td>8</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>計</td><td>3,521.9</td><td>29</td><td>57,092</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="13">モノづくり支援室</td><td>荒本第1作業場</td><td>1,048.2</td><td>12</td><td>123,110</td><td>-</td></tr><tr><td>荒本第2作業場</td><td>1,610.7</td><td>16</td><td>25,917</td><td>-</td></tr><tr><td>荒本第3作業場</td><td>2,672.4</td><td>7</td><td>33,053</td><td>-</td></tr><tr><td>荒本計</td><td>5,331.3</td><td>35</td><td>182,080</td><td>-</td></tr><tr><td>蛇草第1作業場</td><td>446.3</td><td>12</td><td>45,898</td><td>-</td></tr><tr><td>蛇草第2作業場</td><td>763.4</td><td>8</td><td>52,113</td><td>-</td></tr><tr><td>蛇草第3作業場</td><td>485.0</td><td>6</td><td>41,374</td><td>-</td></tr><tr><td>蛇草第4作業場</td><td>1,785.6</td><td>10</td><td>43,721</td><td>-</td></tr><tr><td>蛇草第5作業場</td><td>1,319.4</td><td>7</td><td>102,070</td><td>-</td></tr><tr><td>蛇草倉庫</td><td>619.8</td><td>9</td><td>17,002</td><td>-</td></tr><tr><td>蛇草計</td><td>5,419.5</td><td>52</td><td>302,178</td><td>-</td></tr><tr><td>計</td><td>10,750.8</td><td>87</td><td>484,258</td><td>-</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>17,676.2</td><td>182</td><td>794,998</td><td>175,208</td></tr></table>							(㎡)	(件)	(千円)		所管部署	施設名称	面積	設置件数	取得費	内、補助金	住宅改良室	蛇草第1事業所	141.0	6	4,389	710	蛇草第2事業所	517.2	11	60,577	50,178	蛇草第3事業所	462.4	7	38,754	28,720	蛇草第4事業所	576.0	10	75,407	44,947	蛇草計	1,696.6	34	179,128	124,555	荒本第1事業所	40.7	1	-	-	荒本第2事業所	213.6	6	2,571	1,312	荒本第3事業所	168.8	4	2,965	1,496	荒本第4事業所	131.8	3	7,188	6,046	荒本第5事業所	1,152.0	18	61,793	41,799	荒本計	1,706.9	32	74,519	50,653	計	3,403.5	66	253,648	175,208	商業課	荒本車庫	611.6	4	12,410	-	荒本第6事業所	2,205.8	7	44,682	-	蛇草第4事業所	-	10	-	-	市設店舗	704.6	8	-	-	計	3,521.9	29	57,092	-	モノづくり支援室	荒本第1作業場	1,048.2	12	123,110	-	荒本第2作業場	1,610.7	16	25,917	-	荒本第3作業場	2,672.4	7	33,053	-	荒本計	5,331.3	35	182,080	-	蛇草第1作業場	446.3	12	45,898	-	蛇草第2作業場	763.4	8	52,113	-	蛇草第3作業場	485.0	6	41,374	-	蛇草第4作業場	1,785.6	10	43,721	-	蛇草第5作業場	1,319.4	7	102,070	-	蛇草倉庫	619.8	9	17,002	-	蛇草計	5,419.5	52	302,178	-	計	10,750.8	87	484,258	-	合計		17,676.2	182	794,998	175,208	※ 蛇草第 4 作業場については、土地建物ともに住宅改良室の所管である。	
		(㎡)	(件)	(千円)																																																																																																																																																																									
所管部署	施設名称	面積	設置件数	取得費	内、補助金																																																																																																																																																																								
住宅改良室	蛇草第1事業所	141.0	6	4,389	710																																																																																																																																																																								
	蛇草第2事業所	517.2	11	60,577	50,178																																																																																																																																																																								
	蛇草第3事業所	462.4	7	38,754	28,720																																																																																																																																																																								
	蛇草第4事業所	576.0	10	75,407	44,947																																																																																																																																																																								
	蛇草計	1,696.6	34	179,128	124,555																																																																																																																																																																								
	荒本第1事業所	40.7	1	-	-																																																																																																																																																																								
	荒本第2事業所	213.6	6	2,571	1,312																																																																																																																																																																								
	荒本第3事業所	168.8	4	2,965	1,496																																																																																																																																																																								
	荒本第4事業所	131.8	3	7,188	6,046																																																																																																																																																																								
	荒本第5事業所	1,152.0	18	61,793	41,799																																																																																																																																																																								
	荒本計	1,706.9	32	74,519	50,653																																																																																																																																																																								
	計	3,403.5	66	253,648	175,208																																																																																																																																																																								
	商業課	荒本車庫	611.6	4	12,410	-																																																																																																																																																																							
荒本第6事業所		2,205.8	7	44,682	-																																																																																																																																																																								
蛇草第4事業所		-	10	-	-																																																																																																																																																																								
市設店舗		704.6	8	-	-																																																																																																																																																																								
計		3,521.9	29	57,092	-																																																																																																																																																																								
モノづくり支援室	荒本第1作業場	1,048.2	12	123,110	-																																																																																																																																																																								
	荒本第2作業場	1,610.7	16	25,917	-																																																																																																																																																																								
	荒本第3作業場	2,672.4	7	33,053	-																																																																																																																																																																								
	荒本計	5,331.3	35	182,080	-																																																																																																																																																																								
	蛇草第1作業場	446.3	12	45,898	-																																																																																																																																																																								
	蛇草第2作業場	763.4	8	52,113	-																																																																																																																																																																								
	蛇草第3作業場	485.0	6	41,374	-																																																																																																																																																																								
	蛇草第4作業場	1,785.6	10	43,721	-																																																																																																																																																																								
	蛇草第5作業場	1,319.4	7	102,070	-																																																																																																																																																																								
	蛇草倉庫	619.8	9	17,002	-																																																																																																																																																																								
	蛇草計	5,419.5	52	302,178	-																																																																																																																																																																								
	計	10,750.8	87	484,258	-																																																																																																																																																																								
	合計		17,676.2	182	794,998	175,208																																																																																																																																																																							
起債発行状況	発行年月		発行金額 (百万円)		残高 (百万円) (平成 20 年 3 月末)																																																																																																																																																																								
	昭和 57 年 5 月		78		－																																																																																																																																																																								
将来の修繕計画	現在予定なし																																																																																																																																																																												

【住宅改良室】

年間収支 (千円)			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入		10,759	11,442	13,929
	施設運営費 (①+②+③)				
	委託料①				
	警備委託料				
	清掃委託料				
	設備保守委託料				
	その他				
	光熱水費②				
	その他③				
	人件費				
	合計				
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	指標名	計画①	66 戸	66 戸	66 戸
	入居率	実績②	53 戸	54 戸	54 戸
		利用率②/①	80.3%	81.8%	81.8%
類似施設	市所管	商業課、モノづくり支援室所管 事業所・作業場			

※ 店舗付共同住宅として、住宅と一体的に管理しているため、歳出については記載を省略している。

【商業課】

年間収支 (千円)			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入		20,449	19,860	18,891
	施設運営費 (①+②+③)		593	2,199	3,201
	委託料①		64	690	64
	警備委託料				
	清掃委託料				
	設備保守委託料		64	64	64
	その他			626	
	光熱水費②				
	その他③（直接修理・工事）		529	1,509	3,137
	人件費（※）				
	合計		593	2,199	3,201
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	指標名	計画①	29 戸	29 戸	29 戸
	入居件数 (年度末)	実績②	24 戸	23 戸	23 戸
		利用率②/①	82.8%	79.3%	79.3%
類似施設	市施設	住宅改良室、モノづくり支援室所管 事業所・作業場			

【モノづくり支援室】

年間収支 (千円)			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入		9,367	9,756	9,824
	施設運営費 (①+②+③)		2,552	1,153	1,277
	委託料①		1,015	392	212
	警備委託料				
	清掃委託料				
	設備保守委託料				
	その他		1,015	392	212
	光熱水費②				
	その他③		1,537	761	1,065
	人件費				
	合計		2,552	1,153	1,277
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	指標名	計画①	87 戸	87 戸	87 戸
	入居件数	実績②	78 戸	80 戸	79 戸
		利用率②/①	89.7%	92.0%	90.8%
類似施設	市施設	住宅改良室、商業課所管 事業所			

①産業施設と市設店舗

産業施設とは次の施設をいう（東大阪市営産業施設条例）。

種類	内容
作業場	製造、加工、修理等の事業の用に供するもの
倉庫	物の収納及び保管の用に供するもの
事業所	店舗、事務所その他これらに類する施設の用に供するもの
車庫	自動車の格納の用に供するもの

産業施設のうち、住宅改良室所管の荒本、蛇草の事業所については、住宅地区改良事業施行に伴う移転補償のために市営改良住宅の1階部分に設置されている。



②空室問題（意見）

各産業施設は、昭和40年、50年代に設置されたものが多く、当初の利用者が退去している施設も多くなっているのが現状である。施設の空き状況は次のとおりである。

所管部署	施設名	設置件数	うち、空き ※1		うち、非営業 ※2	
			件数	比率	件数	比率
住宅改良室	蛇草第1事業所	6	3	50.0%	1	16.7%
	蛇草第2事業所	11	1	9.1%	5	45.5%
	蛇草第3事業所	7	2	28.6%	4	57.1%
	蛇草第4事業所	10	3	30.0%	2	20.0%
	蛇草計	34	9	26.5%	12	35.3%
	荒本第1事業所	1	0	0.0%	0	0.0%
	荒本第2事業所	6	0	0.0%	1	16.7%
	荒本第3事業所	4	0	0.0%	0	0.0%
	荒本第4事業所	3	1	33.3%	0	0.0%
	荒本第5事業所	18	2	11.1%	0	0.0%
	荒本計	32	3	9.4%	1	3.1%
	計	66	12	18.2%	13	19.7%
商業課	荒本車庫	4	1	25.0%	0	0.0%
	荒本第6事業所	7	0	0.0%	0	0.0%
	蛇草第4事業所	10	3	30.0%	2	20.0%
	市設店舗	8	0	0.0%	0	0.0%
	計	29	4	13.8%	2	6.9%
モノづくり支援室	荒本第1作業場	12	0	0.0%	0	0.0%
	荒本第2作業場	16	1	6.3%	0	0.0%
	荒本第3作業場	7	0	0.0%	0	0.0%
	荒本計	35	1	2.9%	0	0.0%
	蛇草第1作業場	12	1	8.3%	0	0.0%
	蛇草第2作業場	8	0	0.0%	0	0.0%
	蛇草第3作業場	6	0	0.0%	0	0.0%
	蛇草第4作業場	10	0	0.0%	0	0.0%
	蛇草第5作業場	7	1	14.3%	0	0.0%
	蛇草倉庫	9	5	55.6%	0	0.0%
	蛇草計	52	7	13.5%	0	0.0%
	計	87	8	9.2%	0	0.0%
合計		182	24	13.2%	15	8.2%

※1 設置件数のうち、利用者がいない件数をいう。

※2 設置件数のうち、利用者はいるが営業をしていない件数をいう。

全体では、空き施設の割合が13.2%、非営業の割合が8.2%であり、特に改良住宅の店舗については空きの状態が66施設中12施設（18.2%）になっている。改良住宅の店舗で空きが多い原因は、当初の利用者以外の者への使用許可をしていないからである。これについては、住宅地区改良事業施行に伴う移転補償のために設置した施設であり、建設費の69%相当は補助金を充当しており（住宅改良室所管の平均値）、当初の利用者以外の者への使用許可が使用目的の変更で補助金返還の可能性がでてくるからとのことであった。

施設の設置目的からすれば、産業の育成及び振興を図ることなので、有効利用のためにも、当初の利用者以外の者への使用許可の可能性を検討することが必要である。補助

金返還問題については、利用者の変更が補助金返還にならないように国と交渉することが必要である。



③多額の滞納額（意見）

産業施設の平成 19 年度の年間の調定額は 46,250 千円であるのに対し、平成 19 年度末時点における滞納額は 74,783 千円である。滞納額の内訳は、平成 19 年度分が 8,616 千円で、平成 18 年度以前分が 66,166 千円であり、平成 19 年度の滞納率は 18.6% ($8,616 \div 46,250$) となっている。

これについては、個別訪問等により回収努力をしているとのことであるが、平成 18 年度以前の滞納については、7.0%の回収率（平成 19 年度回収額÷平成 18 年度末滞納額）でしかない。

（平成 19 年度末滞納額の内訳）

（単位：千円）

所管部署	平成 19 年度	平成 18 年度以前	合計
住宅改良室	2,068	19,148	21,216
商業課	2,543	17,859	20,402
モノづくり支援室	4,005	29,159	33,164
合計	8,616	66,166	74,783

下表は、各所管部署別の滞納額であり、退去者 15.2%、非営業者 3.0%を除く、残り 81.8%が現在利用している者の滞納額である。

（退去者及び非営業者の滞納額）

（単位：千円）

所管部署	平成 19 末滞納額	内、退去者	割合	内、非営業者	割合
住宅改良室	21,216	3,197	15.1%	2,265	10.7%
商業課	20,402	1,622	8.0%	—	—
モノづくり支援室	33,164	6,518	19.7%	—	—
合計	74,783	11,338	15.2%	2,265	3.0%

また、50 万円超の滞納額は全体の 85.9%に達しており、かつ 5 年を超える滞納の割合は 69.9%で、長期にわたって滞納している者が多くなっている。滞納理由は、不安定収入によること、事業不振によること等が原因であった。

(50 万円超の滞納額)

(単位：千円)

所管部署	平成 19 末滞納額	内、50 万円超	割合	かつ、5 年超	割合
住宅改良室	21,216	16,273	76.7%	8,918	42.0%
商業課	20,402	19,273	94.5%	18,703	91.7%
モノづくり支援室	33,164	28,678	86.5%	24,448	73.7%
合計	74,783	64,224	85.9%	52,070	69.6%

以上のように、納付している者と滞納している者が二分している状態になっている。

この問題が発生した要因としては、東大阪市営産業施設条例第 4 条の定めにより、保証人を設定しているが、本人が滞納した場合にこれまでに保証人から徴収した実績はなく、保証人制度は形骸化していた点や、滞納しても移転補償や営業補償の要素もあること等から、市が強制的に退去を求めにくい状況が考えられる。

しかし、このような状況は、入居者間の公平性を害し、健全な入居者の使用料支払意欲を喪失させ、支払滞納を助長するというモラルハザードの温床となる危険がある。入居者間の公平性を確保し、問題のさらなる深刻化を防ぐために、滞納者に対してどのような措置をとるかが、今後の課題となっている。

ところで、使用料には、5 年の短期消滅時効が適用される。この種の債権についても、市は、「常に良好の状態において管理」する責務を負っており（地方財政法第 8 条）、消滅時効が完成しないよう債権回収の努力を果たす必要がある。

従って、市は、早急に入居者管理に関する業務フロー及び徴収フローの改善に向けた新たな取り組みを行うべきである。具体的には、延滞債務者及び保証人に対する書面・電話・訪問等の多様な催告から最終的には法的手続ないしは減免に至るまでの一貫した徴収ルールを策定し、保証人の再設定により保証人制度を実質的に確立させ、長期滞納者については、使用許可を取り消し、退去を命ずるなどの措置を講ずべきである。また、保証人に対する保証意思及び資力の確認をするとともに、延滞使用料が少額の段階で保証人にも延滞状況を通知するなど、保証意識の向上を図る措置を講ずべきである。これにより、延滞使用料（不良債権）発生の抑止と徴収率の向上を図るべきである。

④施設の維持（意見）

当施設は設置されてから、30 年超経過した施設もあり、施設の維持修繕が今後の課題となってくるものとする。施設の利用料金には、修繕費を見込んで計算されていないため、施設の修繕費は利用者の原因によるもの以外は、全額市の負担となってしまう。

施設の将来の修繕計画については特に予定されていないので、施設の安全性及び市の財政負担への影響等を鑑み、施設の維持修繕計画を作成し、計画の進捗状況を適切に管理していくことが重要だと考える。

その上で、現在の施設の空室状況、施設設置の目的達成状況等も鑑み、時代にマッチした産業の育成を実現するために、空き施設の他事業への転用、または、営業施設の集約化を実施するなど、施設のあり方について継続、あるいは縮小等、継続的に検討することが必要である。

⑤蛇草第 4 作業場隣接土地の使用（結果）

現場視察の際、作業場に隣接した市所有の空地部分を、作業場の利用者が自己の管理車両の駐車スペース等として無償で使用している状況が見受けられた。

地方自治法において「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）と定められているが、市は当該土地使用を正式に許可しておらず、この点において地方自治法に違反する。

このため、利用者に対しては速やかに車両を撤去し、今後、当該土地を使用しないよう指導するべきである。

(6) 荒本老人センター

公の施設の名称	荒本老人センター				【直営】
施設の写真					
所在地	東大阪市荒本 2-5-38				
所管部署	健康福祉局 健康福祉部 高齢介護室 高齢介護課				
設立目的	老人の福祉の増進を図るため				
敷地面積	2,273.12 m ²				
延床面積	634.16 m ²				
開館（竣工）年月	昭和 52 年 9 月				
施設の内容	施設概要 ロビー、広間、和室、サンルーム、栄養指導室、憩いの広場、その他 事業概要（平成 20 年度） 利用資格者は、60 歳以上の市内在住者 利用時間は、午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分まで 利用料は、無料 教室（7 教室）、同好会（15）、野外活動、栄養指導他				
職員配置の状況	（平成 20 年 4 月現在） 職員 7 名（館長 1、次長 1、主任（保健師）1、技術職 4）				
施設取得費	土地 108 百万円（高齢介護課所管駐車場、憩いの広場含む） 建物 79 百万円				
起債発行状況	発行年月	発行金額 （百万円）	残高（百万円） （平成 20 年 3 月末）		
	—	—	—		
将来の修繕計画	平成 20 年 具体的な内容：老人センター大広間床補修 概算金額：900 千円 財源：一般財源				
年間収支 （千円）		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	0	9	50	
	施設運営費 （①＋②＋③）	10,112	9,617	14,511	
	委託料①	4,456	4,456	4,368	

	警備委託料		3,610	3,610	3,610
	清掃委託料		警備に含む	警備に含む	警備に含む
	設備保守委託料		846	846	758
	その他		0	0	0
	光熱水費②		2,730	2,806	2,824
	その他③		2,926	2,357	7,319
	人件費（※）		81,000	81,000	72,000
	合計		91,112	90,617	86,511
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	計画①	13,000 人	16,000 人	18,000 人
	来館者数	実績②	16,454 人	21,679 人	21,254 人
		達成率②/①	127%	135%	118%
利用状況 2	指標名	計画①	570 人	550 人	550 人
	教室事業	実績②	460 人	552 人	661 人
		達成率②/①	81%	100%	120%
利用状況 3	指標名	計画①	600 人	650 人	800 人
	行事事業 （野外活動）	実績②	633 人	717 人	1,002 人
		達成率②/①	106%	110%	125%
類似施設	市施設	八戸の里老人センター（直営）、長瀬老人センター（直営）、高井田老人センター（指定管理）、五条老人センター（指定管理）			

※人件費は概算にて計上している。

①業務合理化と指定管理者制度への移行

ア) 業務合理化と受益者負担（意見）

同施設の人件費も含めた総コストは、平成 17 年度で 90,112 千円、平成 18 年度で 90,617 千円、平成 19 年度で 86,511 千円であるが、その大半は人件費である。職員数は、平成 17 年度 10 名、平成 18 年度で 9 名、平成 19 年度で 8 名、平成 20 年 4 月現在で 7 名と、退職後の不補充により減少傾向にあるものの、いずれも正職員で運営しており、嘱託職員やアルバイト等によっている場合に比べ、コスト高となっている。

平成 19 年度の来館者数一人当たりのコストは 4,070 円となっている。同施設の使用料は無料のため、全額が税金でまかなわれている。

職員（技術職 4 名）の業務としては、受付・来館者チェック・データ入力、お茶の用意・後片づけ、清掃、施設補修、パソコン指導など多岐にわたるが、いずれも専門性の低い単純業務であり、嘱託職員やアルバイト、外部委託で対応できる業務も多く含まれていると考えられる。中でも、技術職職員によるお茶出し・後片づけ

は、本来、利用者の自助に任せるべきものであり、他施設と比較しても過剰サービスとの印象を免れない。

平日と土曜日では利用者数の差があることを考えると、利用者数に応じて技術職職員の配置をできるよう弾力的な雇用形態への見直しが必要である。

技術職職員の業務については、合理化・簡素化を図ったうえで、嘱託職員やアルバイトの採用、外部委託等により人件費の低減を図るとともに、技術職職員については他の施設や市庁舎への配置転換を検討すべきである。

また、高齢者の福祉の増進を図るという目的は理解できるものの、同施設は個人の選択性の高い施設であり、全額を税金でまかなうにはなじまない施設である。利用者間の公平性や受益者負担の観点からも、若干の使用料の徴収について検討すべきである。

イ) 指定管理者制度への移行（意見）

利用者数は多く、高齢者の健康づくり、生き甲斐づくり、友達づくりの場として、また高齢者と地域の青少年との交流の場として、非常に有効に機能している。

同施設は直営により運営しているが、その運営方法によっては、施設の特徴を生かしつつ、組織運営の効率性を発揮することが十分可能と考えられる。指定管理者制度に移行することにより、先の「第4. 4. (6) ①ア) 業務の合理化と受益者負担（意見）」で述べたような合理化が自ずと進み、大幅なコスト低減が見込める余地のある施設であると考えられる。指定管理者制度への移行を早急に検討する必要がある。

②寄贈品の管理（結果）

荒本老人センターでは、利用者からテーブルやいすなどの備品の寄贈を受ける場合がある。東大阪市財務規則によると、各部等の長は、寄附により（中略）物品を取得しようとするときは、これを物品取得決定書により決定しなければならない（同規則第176条）とされており、その後は市が購入した物品と同様の管理が必要である（物品の管理については「第4. 3. 物品管理」参照。）。

しかし、同施設では、寄贈の申込みを受けた際、物品取得決定書を作成しておらず、寄贈後、市の物品としての管理もなされていない。この点は同規則に反している。また、寄贈後の管理手続きもあいまいで、寄贈者が寄付物品を持ち帰ることもあるとのことである。廃棄等の場合、寄贈者とトラブルになることも考えられる。

寄贈を受ける際は寄贈者と寄贈の意思を明らかにするため「寄附申込書」を入手し、その後の所有権は市に帰属し保管責任は市にあること、廃棄等の判断は市に一任する旨について了承を得ておく必要がある。その上で、市において同規則に則って物品取得決定書を作成し、購入物品と同様の管理を行う必要がある。

③委託契約の方法

ア) 直近 3 年の委託契約の状況

内容	年度	相手先	金額(千円)	契約方法	随意契約の場合 その理由
保安	17	大門警備保障㈱	3,609	随意契約	従来から委託先と契約してきたところであり、かつ同業務に精通し実績がある
	18	大門警備保障㈱	3,609	随意契約	同上
	19	大門警備保障㈱	3,609	随意契約	同上

イ) 契約の方法（結果）

大門警備保障㈱への委託について「従来から委託先と契約してきたところであり、かつ同業務に精通し実績のある」ことを理由として、随意契約（2号随意契約）としている。

しかし、当施設は必ずしも警備業務についての特別な習熟や高度の技術的専門性を必要とする特殊な施設ではない。そのため、当施設の警備業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ施設の保安を図ることが可能であるから、2号随意契約の要件（契約の性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき）に該当しないことは明らかである。

よって、大門警備保障㈱への保安業務の随意契約は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号に準拠していない。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適正な価格競争を通じコスト低減を図る必要がある。

また、地域事情の精通など、特殊な事情が考慮されるとしても、東大阪市財務規則第 108 条が定める「契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して 2 人以上の者から見積書を提出させなければならない」との措置が同契約では講じられていない。担当者の知る限り、ここ 5 年間は複数の見積書の入手をせず、金額も変更していないとのことで、価格の有利性の検証がなされていない。

さらに、近隣他施設との一体的委託によりコスト削減を図ることも有効であると考えられる。

④駐車場

ア) 駐車場整備の経緯

荒本老人センターの敷地には、荒本老人センター利用者のための駐車場（以下、南駐車場という）のほか、保育所、子育て支援センター等、地区内施設利用者の使用を目的とした駐車場（以下、北駐車場という）の 2 つがある。また、これらの 2 つの駐車場の間には、高齢者が軽いリハビリが出来ることを目的とした憩いの広場がある。これら駐車場と憩いの広場は、平成 17 年度に一体的に整備されたものであるが、当初用地買収の話があった時点では進入路部分のみの取得を考えていたが、計画策定の段階で、進入路周辺土地を高齢者の健康増進と地区内施設等の利用を促進するため、現在の憩いの広場と北駐車場用地も併せて買収することとし、憩いの広場、北駐車場が整備された。

イ) 民間事業者の利用（結果）

北駐車場のうち 2 区画は、近隣の民間事業者が既得権として無償で利用しており、市も暗黙のうちに利用を認めている。

その経緯としては、市が駐車場等として取得整備する以前から、当該事業者が同土地の一部を駐車場として利用していた（写真（従前）に写っている倉庫的な建物が民間事業者の駐車場）との事情が存在するとのことである。



しかし、同土地は行政財産（普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう。地方自治法第 238 条第 4 項）である。

行政財産については、東大阪市財務規則第 149 条第 1 項によると、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、「市長が特にその必要があると認めるとき」

（第 4 号）等に該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において本市以外の者にその使用を許可することができる」とされている。市は、土地買収の際に、「売買代金には、土地代、地上物の補償料、離作補償料、その他一切の補償料を含むもの」として支払っており（売買契約書第 3 条第 2 項）、賃借権等の負担を抹消することは売主の義務として約定されている（同第 7 条）。市が民間事業者に引き続き駐車場を使用させる義務を負担することは不適切であり、「市長が特にその必要があると認めるとき」には該当しない。

また、行政財産の使用の許可を受けようとする者は、許可申請書を提出することとなっているが（同条第 3 項）、許可申請書の提出はなく、市が地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に定める使用許可処分を行ったとの事実は認められない。

以上より、同民間事業者に北駐車場の 2 区画を無償で使用させることは、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項、東大阪市財務規則第 149 条第 1 項及び第 3 項に反している。

行政財産の使用の公平性を欠いており、民間事業者には、早急に駐車場の利用が認められないことを説明し、今後の使用を差し止めるなどの是正措置を講ずる必要がある。

ウ) 目的外利用の排除（意見）

市は、地区内施設利用者のために駐車場の使用を無償で提供している。

しかし、駐車場には課金設備等はなく、誰でも利用できるようになっている。施設利用者以外の者の利用がないことも確認していないとのことである。

同駐車場は駅や住宅街からも近く便利な場所にあり、施設利用者以外の者の利用があることは十分考えられる。

利用状況を定期的にチェックするなど、目的外利用を排除できるような仕組みを設ける必要がある。

(7) 西保健センター

公の施設の名称	東大阪市保健所西保健センター				【直営】
施設写真					
所在地	東大阪市高井田元町 2-8-27				
所管部署	健康部 保健所 西保健センター				
設立目的	地域住民の健康増進、健康維持教育、乳幼児健診等を行うことによって、その健康と福祉の維持と向上を目指す。				
敷地面積	2,842.69 m ²				
延床面積	1,538.62 m ²				
開館（竣工）年月	昭和 25 年				
施設の内容	地域住民の健康増進、健康維持、乳幼児健診と育児相談、虐待予防及び各種制度（障害者自立支援法・ぜん息健康被害補償法等）の医療費助成申請の受付。				
職員配置の状況	(平成 20 年 4 月現在) 事務 5 名、医師 1 名、放射線技師 1 名、栄養士 1 名、保健師 18 名、看護師 1 名、精神保健福祉相談員 3 名、自動車運転手 1 名、再任用職員 2 名				
施設取得費	大阪府より施設移管（昭和 58 年）				
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高（百万円） (平成 20 年 3 月末)		
	—	—	—		
将来の修繕計画	現段階では未定である。				
年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	1,345	1,177	985	
	施設運営費 (①＋②＋③)	23,699	16,586	16,209	
	委託料①	5,713	6,825	7,039	
	警備委託料	1,154	1,154	1,154	
	清掃委託料	2,276	2,276	2,276	
	設備保守委託料	2,016	3,028	3,366	
	その他	267	267	243	

	光熱水費②		3,976	3,981	3,764
	その他③		14,010	5,880	5,406
	人件費（※）		378,000	339,300	309,000
	合計		401,699	355,886	325,209
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	計画①	5,038 件	4,891 件	4,812 件
	乳幼児健診	実績②	4,408 件	4,336 件	4,349 件
		利用率②/①	87.5%	88.7%	90.4%
利用状況 2	指標名	計画①	—	—	—
	老成人検診等	実績②	2,215 件	1,386 件	1,258 件
		利用率②/①	—	—	—
利用状況 3	指標名	計画①	—	—	—
	公費医療費助成申請	実績②	4,218 件	3,934 件	5,821 件
		利用率②/①	—	—	—
類似施設	市施設	東保健センター、中保健センター			
前期基本計画第 3 次実施計画における関連事業計画	事業名	概要		目標及び計画	
	エイズ対策【健康づくり課】	HIV 抗体検査を実施するとともに、エイズ予防週間など啓発冊子を配布する。さらには、若年層に対する性教育を推進し、エイズ対策を図る。		抗体検査：東・中・西保健センターに於いて月 2 回実施。	

※人件費は概算にて計上している。

①建物の耐震性（意見）

昭和 58 年に大阪府から施設の移管を受けた西保健センターは、昭和 25 年建築であり、築年数は 58 年となっている。施設の老朽化も進んでおり、平成 20 年 7 月に耐震調査を実施している。なお、調査日現在では、耐震調査の結果は出ていない状況であった。

地域住民の健康と福祉の維持と向上を目指すという事業の性質上、健康相談、保健指導、乳幼児健診、老成人検診等の住民サービスは今後も継続して実施すべきであるが、当面は耐震結果に対し、整備計画の策定などの適切な対処を行い、将来的には建替あるいは耐震補強を実施する必要があると考える。

②委託契約の方法

ア) 直近 3 年の委託契約の状況

内容	年度	相手先	金額(千円)	契約方法	随意契約の場合 その理由
機械警備	17	(株) 大軌	1,154	随意契約	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため
	18	(株) 大軌	1,154	随意契約	同上
	19	(株) 大軌	1,154	随意契約	同上
清掃	17	(株) 双葉	2,276	随意契約	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため
	18	(株) 双葉	2,276	随意契約	同上
	19	(株) 双葉	2,276	随意契約	同上

イ) 随意契約 (結果)

警備業務、清掃業務の随意契約理由は、いずれも「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」としていた。

しかし、当施設は必ずしも警備業務及び清掃業務についての特別な習熟や高度の技術的専門性を必要とする特殊な施設ではない。そのため、当施設の警備業務及び清掃業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ施設の保安及び衛生保持を図ることが可能であるから、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当しないことが明らかである。

地方自治法第 234 条第 2 項及び同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に準拠していない。定期的に競争入札を実施すべきである。

(8) 荒本斎場

(9) 長瀬斎場

(8)、(9)の荒本、長瀬の斎場は同種の施設であるため、まとめて記述することとする。

公の施設の名称	荒本斎場				【指定】
施設写真 (写真は火葬場)					
所在地	東大阪市菱屋東 3-5-17				
所管部署	健康福祉局 健康部 斎場管理課				
指定管理者	荒本斎場管理委員会				
設立目的	公衆衛生その他公共の福祉の見地から、火葬が支障なく行われること				
敷地面積	火葬場 90 m ² 葬儀場 277.141 m ²				
延床面積	火葬場 86 m ² 葬儀場 277.141 m ²				
開館（竣工）年月	火葬場 昭和 56 年 11 月 19 日 葬儀場 昭和 52 年 6 月 15 日				
施設の内容	火葬場及び葬儀場				
職員の配置状況	(平成 20 年 4 月現在) 指定管理者 職員 2 名				
施設取得費	火葬場 29 百万円 葬儀場 12 百万円				
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高 (百万円) (平成 20 年 3 月末)		
	—	—	—		
将来の修繕計画	なし				
市の年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	150 千円	80 千円	70 千円	
	歳出 (①+②)	8,301 千円	8,312 千円	8,320 千円	
	指定管理委託料①	8,301 千円	8,312 千円	8,320 千円	
	その他②	—	—	—	

利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	計画①	設定困難	設定困難	設定困難
	火葬件数 (死体)	実績② 率②/①	19 件 —	12 件 —	12 件 —
利用状況 2	指標名	計画①			
	葬儀場 使用件数	実績② 率②/①	14 件 —	1 件 —	0 件 —
類似施設	市施設	市立（長瀬、小阪、楠根、岩田、今米、額田）各斎場			
前期基本計画第 3 次実施計画におけ る関連事業計画	事業名	概要		目標及び計画	
	墓地・斎場の 整備【斎場管 理課】	市営墓地の環境改善や墓 地台帳の整備に努めると ともに、環境に配慮した 斎場の整備を進める。		墓地の整備 斎場の整備	

公の施設の名称	長瀬斎場			【直営】
施設の写真				
所在地	東大阪市長瀬町 2-6-3			
所管部署	健康福祉局 健康部 斎場管理課			
設立目的	公衆衛生その他公共の福祉の見地から、火葬が支障なく行われること			
敷地面積	407.31 m ²			
延床面積	551.05 m ²			
開館（竣工）年月	昭和 36 年			
施設の内容	火葬場			
職員の配置状況	(平成 20 年 4 月現在) 職員 2 名			
施設取得費	2 百万円			
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)		残高 (百万円) (平成 20 年 3 月末)
	—	—		—

将来の修繕計画	当面の間維持補修を行い、運営を行っていく。しかし、長煙突撤去を行う必要がある。			
年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入	8,467 千円	8,085 千円	6,554 千円
	施設運営費 (①+②+③)	5,983 千円	6,856 千円	5,510 千円
	委託料①	4,258 千円	5,136 千円	3,484 千円
	警備委託料	—	—	—
	清掃委託料	—	—	—
	設備保守委託料	1,958 千円	2,508 千円	1,835 千円
	その他	2,300 千円	2,628 千円	1,649 千円
	光熱水費②	1,570 千円	1,720 千円	1,648 千円
	その他③(修繕料)	155 千円	0 千円	378 千円
	人件費(※)	18,000 千円	18,000 千円	15,000 千円
	合計	23,983 千円	24,856 千円	20,510 千円
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 利用状況 1	指標名	計画①	設定困難	設定困難
	火葬件数 (死体)	実績② 率②/①	886 件 —	821 件 —
利用状況 2	指標名	計画①	設定困難	設定困難
	火葬件数 (死胎)	実績② 率②/①	6 件 —	5 件 —
利用状況 3	指標名	計画①	292 日	292 日
	開場日数	実績② 達成率②/ ①	292 日 100%	293 日 100%
類似施設	市施設	市立(小阪、楠根、岩田、今米、額田、荒本)斎場		

※人件費は概算で計上している。

①荒本斎場運営の効率性(意見)

荒本斎場は、他の6斎場同様、市営斎場であるが、運営は指定管理者により行われている。しかし、市営斎場申込書の中の斎場一覧表に記載されていない。

荒本斎場は、旧同和対策の一環として整備された経緯があるが、地対財特法の失効後も、地域住民の利用のみとなっている。

そのため、荒本斎場の火葬場利用状況の推移を見ると、平成17年度が19体、平成18年度及び平成19年度は12体と少ない。火葬1回当たりの維持管理コストに要する費用は69.3万円(※)であり、他の直営斎場の平均値22.4万円(※)と比較すると高額であり、荒本斎場の効率性は低くなっている。

※ 平成19年度 総支出額÷総火葬件数にて算出

1 回あたり利用料は 7,000 円（生活保護等の減免の場合 3,500 円）にとどまるため、ほとんどを市が負担する形となっている。

今後、利用者の増加を図るため、利用に向けた情報開示を進めるべきである。

②葬儀場の必要性（意見）

荒本斎場における葬儀場の利用件数は、平成 17 年度 14 件、平成 18 年度 1 件、平成 19 年度 0 件と利用頻度は減少している。

どの地域の火葬場を利用するか、官民いずれの葬儀場を利用するかは市民の選択によるものであり、今日、住民の意識及び価値観が大きく変化する中、荒本葬儀場に対する住民ニーズが希薄になっていることも原因と考えられる。このような社会情勢にあって、公の施設の設置目的である「住民の福祉を増進する」ことに効果的に寄与するものとは言い難い。

施設の廃止を含め検討すべきである。



③市営火葬場のあり方（意見）

市が運営する他の斎場の状況は（直営斎場の状況）に記載しているとおりである。

（直営斎場の状況）

施設名		長瀬斎場	小阪斎場	楠根斎場	岩田斎場	額田斎場	今米斎場
職員数	（人）	2	2	2	1	2	1
	常勤	2	2	2	1	2	1
	非常勤、嘱託等	0	0	0	0	0	0
炉数（基）		6	5	3	3	3	2
火葬件数（死体）		784	1,228	809	422	682	397
火葬件数（死胎）		5	130	120	13	5	5
歳入	（千円）	6,554	11,689	9,702	4,104	5,873	3,885
コスト	（千円）						
	歳出額（工事・修繕）	5,510	1,214	848	4,230	3,759	655
	人件費概算※1	15,000	18,000	18,000	9,000	18,000	9,000
	計	20,510	19,214	18,848	13,230	21,759	9,655
収支差額（歳入－コスト）		△ 13,956	△ 7,525	△ 9,146	△ 9,126	△ 15,886	△ 5,770
利用率（％）※2		44.9	92.7	105.7	49.5	78.2	68.6

※1 人件費は概算にて計上している。

※2 利用率算定方法：火葬件数÷1 斎場当たりの火葬炉設置件数÷火葬日数（293 日）

（直営斎場の状況）表より、火葬場の利用率は、楠根斎場で 105.7%と高いものもあるが、長瀬斎場では 44.9%となっており、開きがある。

市営火葬場の特徴として、小規模の斎場が住宅密集地に分散した状態で存在していることがあげられる。各火葬場には、2 名体制を基本にして職員を配置しているが、1 名体制の火葬場もあり、施設を集約することにより、職員体制の効率化を図ることが期待される。施設能力の維持に配慮しつつ、市営斎場の統合についての検討が必要である。

(10) 長瀬墓地

公の施設の名称	長瀬墓地				【直営】
所在地	東大阪市長瀬町 2-6-3				
設立目的	墓地の設置及び埋葬等の行為が国民の宗教的感情に根ざすもののため				
敷地面積	5,873 m ²				
延床面積	—				
開館（竣工）年月	不明				
施設の内容	墓地				
施設取得費	（寄付）				
起債発行状況	発行年月	発行金額 （百万円）		残高（百万円） （平成 20 年 3 月末）	
	—	—		—	
将来の修繕計画	未定				
年間収支 （千円）			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入		0 千円	0 千円	0 千円
	施設運営費 （①＋②＋③）		0 千円	14 千円	0 千円
	委託料①		0 千円	0 千円	0 千円
	警備委託料				
	清掃委託料				
	設備保守委託料		0 千円	0 千円	0 千円
	その他		0 千円	0 千円	0 千円
	光熱水費②		0 千円	0 千円	0 千円
	その他③		0 千円	14 千円	0 千円
	人件費（※）		0 千円	0 千円	0 千円
	合計		0 千円	14 千円	0 千円
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	利用可能数①	1,953	1,953	1,953
	区画数	実績②	1,953	1,953	1,953
		利用率②/①	100%	100%	100%
利用状況 2	指標名	計画①	設定困難	設定困難	設定困難
	墓参者	実績②			
		率②/①	—	—	—
類似施設	市施設	市立（小阪、楠根、吉田、今米、額田）墓地			

※人件費は概算にて計上している。

非常にきれいに整備されており、100%の利用がなされている。特記すべき事項はない。

(11) 東診療所

公の施設の名称	東診療所	【直営】
施設写真		
所在地	東大阪市南四条町 1-1	
所管部署	健康福祉局 健康部 東診療所	
設立目的	医療サービスを必要とする市民に対し必要な医療を提供する	
敷地面積	761.67 m ²	
延床面積	1,045.54 m ²	
開設（竣工）年月	平成 4 年 11 月 1 日	
施設の内容	診療所（四条の家に併設。主に 2 階部分） （診療内容） 午前 〔内科・小児科・眼科〕 一般診療（月曜日～金曜日） 〔検査〕 胃腸透視・注腸透視（水、要予約） 超音波〈腹部エコー〉（水・金、要予約） 内視鏡検査〈胃カメラ〉（木、要予約） 午後 〔内科〕 糖尿病、高血圧、消化器外来など（月・火・金、予約制） 〔小児科〕 予防接種（月、要予約） 乳幼児健診及び育児相談（火、要予約） アレルギー外来（火・金） 〔眼科〕 特殊診療（斜視、弱視訓練、レーザー、外来手術等） 特殊検査（視野検査、蛍光眼底検査等）	
職員配置の状況	（平成 20 年 4 月現在） 職員 13 名（医師 4 名、看護師他有資格者 6 名、事務職員 3 名） 嘱託、再任用職員 12 名（看護師他有資格者 10 名、事務職員 1 名）	

	アルバイト 1 名				
施設取得費	昭和 46 年に東大阪市立東病院として現在地に移転新築 平成 4 年に東病院が廃院となり、東診療所が新設され建物等を引き継ぐ。 東診療所開設当時の取得費 土地 465 百万円、建物 52 百万円				
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高（百万円） (平成 20 年 3 月末)		
	平成 5 年 5 月	230.3	122.0		
	平成 5 年 10 月	542.8			
	平成 6 年 5 月	42.1			
将来の修繕計画	現段階での修繕計画は未定である。				
年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	174,968	156,684	148,589	
	施設運営費 (①＋②＋③)	115,855	118,987	114,960	
	委託料①	33,456	33,074	32,400	
	警備委託料	6,625	6,358	6,358	
	清掃委託料				
	設備保守委託料	1,295	1,249	1,248	
	その他	25,536	25,467	24,794	
	光熱水費②	6,223	5,974	6,328	
	その他③	76,176	79,939	76,232	
	人件費（※）	171,886	165,598	159,964	
	合計	287,741	284,585	274,924	
利用状況※		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	25,148 人	25,553 人	—
	年間患者数 (内科)	実績②	18,518 人	18,448 人	18,026 人
		達成率②/①	73.6%	72.2%	—
利用状況 2	指標名	計画①	9,675 人	9,894 人	—
	年間患者数 (小児科)	実績②	7,676 人	6,656 人	5,293 人
		達成率②/①	79.3%	67.3%	—
利用状況 3	指標名	計画①	7,145 人	7,253 人	—
	年間患者数 (眼科)	実績②	6,128 人	6,163 人	5,909 人
		達成率②/①	85.8%	85.0%	—
類似施設	市施設	東大阪市立総合病院			
	民間	若草第一病院			

※ 人件費は実額で計上している。

①経営状況

ア) 患者数の推移

東診療所の前身である東病院は、三市合併前の枚岡市の公立病院であり、合併後の東地区では唯一の公立病院であった。そこで、平成 4 年に東病院が廃止され

た際、外来機能を残して欲しいとの地元の要望に応える形で東診療所に改組されたという経緯がある。

しかしながら、東診療所の患者数は、年々減少している。診療科別患者数の推移は、次の年度別患者数のとおりである。

(年度別患者数)

(単位：人)

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
内科	患者数	20,520	19,861	18,518	18,448	18,026
	1 日平均患者数	83.1	81.7	75.9	75.3	73.9
小児科	患者数	9,608	9,019	7,676	6,656	5,293
	1 日平均患者数	38.9	37.1	31.5	27.2	21.7
眼科	患者数	6,488	6,301	6,128	6,163	5,909
	1 日平均患者数	26.3	25.9	25.1	25.2	24.2
合計	患者数	36,616	35,181	32,322	31,267	29,228
	1 日平均患者数	148.2	144.8	132.5	127.6	119.8

年度別患者数の表に記載しているとおり、診療科全体では平成 15 年度で 1 日あたり平均 148.2 人であったのが、処方日数の長期化の影響もあるが、平成 19 年度には 1 日あたり平均 119.8 人まで減少している。

減少スピードが最も早いのは小児科であり、平成 15 年度で 1 日あたり平均 38.9 人であったのが、平成 19 年度には 1 日あたり平均 21.7 人まで減少しており、減少割合（下落率）は、平成 15 年度から平成 19 年度にかけて 44.2%となっている。

イ) 収支状況

収支状況の内訳は年間収支に記載のとおりであるが、それぞれの年度の収支は、平成 17 年度で△112,773 千円、平成 18 年度で△127,901 千円、平成 19 年度で△126,335 千円であり、毎年多額の赤字を計上している。

ウ) 計画と実績の乖離

東診療所では、平成 13 年に東診療所経営改善検討委員会を立ち上げ、経営改善方策及び平成 13 年度から平成 18 年度までの収支計画、患者数見込計画を策定している。この計画と実績を比較したところ、次のように大幅な乖離が生じている。

(収支計画及び実績)

(単位：千円)

	平成 17 年度			平成 18 年度		
	計画	実績	実績-計画	計画	実績	実績-計画
収入	327,154	174,968	△ 152,186	332,790	156,684	△ 176,106
支出						
人件費	202,682	171,886	△ 30,796	203,695	165,598	△ 38,097
薬品費	111,345	16,803	△ 94,542	112,458	15,783	△ 96,675
その他	101,793	99,052	△ 2,741	101,793	103,204	1,411
計	415,820	287,741	△ 128,079	417,946	284,585	△ 133,361
収支	△ 88,666	△ 112,773	△ 24,107	△ 85,156	△ 127,901	△ 42,745
収支率※ (収支/収入)	△27.1%	△64.5%	—	△25.6%	△81.6%	—

※ 監査人が追加で記載したものであり、当初の収支計画上は記載されていない。

収支計画上、平成 17 年度の収支は△88,666 千円と見込んでいたが、実績は△112,773 千円であり、赤字額が 24,107 千円増加している。平成 18 年度の収支については、平成 17 年度からの改善を見込んで△85,156 千円としていたが、実績は△127,901 千円であり、計画に対し赤字額が 42,745 千円増加している。収支率で見ると、平成 17 年度で計画上は△27.1%であるが、実績は△64.5%、平成 18 年度では計画上で△25.6%であるが、実績は△81.6%と悪化の一途をたどっている。

支出内訳別に見ると、人件費、薬品費は計画より減少しており、その他支出についてはほぼ横ばいである。ただし、薬品費は、平成 17 年度より、院外処方が始まった関係で減少したものである。

収入については、実績は計画の約半分しか計上されていない。平成 17 年度より院外処方が始まった関係で、薬品にかかる収入が減少していることも一因であるが、患者数の減少が大きく影響していると考えられる。

患者数の計画、実績の状況は次の表のとおりである。

(患者数（内科）)

(単位：人)

	計画		実績		実績－計画	
	患者数	1 日平均	患者数	1 日平均	患者数	1 日平均
平成 15 年度	24,192	99.2	20,520	83.1	△ 3,672	△ 16.1
平成 16 年度	24,594	100.8	19,861	81.7	△ 4,733	△ 19.1
平成 17 年度	25,148	103.1	18,518	75.9	△ 6,630	△ 27.2
平成 18 年度	25,553	104.7	18,448	75.3	△ 7,105	△ 29.4

(患者数 (小児科))

(単位 : 人)

	計画		実績		実績－計画	
	患者数	1 日平均	患者数	1 日平均	患者数	1 日平均
平成 15 年度	9,208	37.7	9,608	38.9	400	1.2
平成 16 年度	9,417	38.6	9,019	37.1	△ 398	△ 1.5
平成 17 年度	9,675	39.6	7,676	31.5	△ 1,999	△ 8.1
平成 18 年度	9,894	40.6	6,656	27.2	△ 3,238	△ 13.4

(患者数 (眼科))

(単位 : 人)

	計画		実績		実績－計画	
	患者数	1 日平均	患者数	1 日平均	患者数	1 日平均
平成 15 年度	6,860	28.1	6,488	26.3	△ 372	△ 1.8
平成 16 年度	6,981	28.6	6,301	25.9	△ 680	△ 2.7
平成 17 年度	7,145	29.3	6,128	25.1	△ 1,017	△ 4.2
平成 18 年度	7,253	29.7	6,163	25.2	△ 1,090	△ 4.5

患者数についても、いずれの診療科とも平成 15 年度から平成 18 年度にかけて患者数の増加を見込んでいたが、実際はどの診療科も減少傾向にある。計画と実績で差が大きいのは内科であり、平成 18 年度の計画で 1 日あたり 104.7 人であったのが、実績は 1 日あたり 75.3 人となっており、計画より 29.4 人少なくなっている。

②現状把握の必要性 (意見)

「第 4. 4. (11) ①経営状況」で記載したとおり、患者数は計画より大幅に減少し、収支状況も悪化の一途をたどっている。

平成 4 年に東診療所として改組し存続させて以降既に 15 年以上を経過している。患者数の減少傾向に歯止めがかからないという事実は、処方日数の長期化という要因があるにしても、診療所をとりまく患者層の変化や患者ニーズの変化に対応しきれていないこと、すなわち、患者ニーズにマッチした診療機能を発揮するための対応体制の整備が遅れていることに要因があると考えられる。

しかし、同診療所は患者の年齢層や居住地域、来院理由、来院頻度等の分布割合を把握していない。また患者へのアンケート調査などは実施しておらず、患者ニーズや地元ニーズの把握が十分とは言えない。

さらに、収支状況が計画と大幅に乖離しているにもかかわらず、実績が計画と乖離した原因調査を実施していない。また、収支悪化要因の分析もなされていない。収支状況の分析手法として、診療科別収支計算は一般的であるが、診療科別の収入額すら把握していない状況であった。診療科の支出については原価計算が必要であるが、診療科別の収入と支出を把握し、どの診療科からどれだけの赤字が生じているかを把握しなければ、どの診療科に問題があるのかわからないし、対策の立てようもない。

患者層の把握と分析、患者ニーズ調査を実施するとともに、診療科別収支計算のほか、経年別比較、患者数と収支の比較などによる分析を実施し、収支悪化の要因を把握するなど、現状を適切に把握する必要がある。

③事業計画の策定（意見）

同診療所では、平成 13 年に東診療所経営改善検討委員会において経営改善方策及び平成 13 年度から平成 18 年度までの収支計画、患者数見込計画を策定した後、計画の見直しやその後の中長期的な事業計画、収支計画を策定していない。

現在、中長期的な計画がなく診療所運営がなされている状況にあり、先に述べた収支分析と患者状況調査等の現状把握を行った上で、中・長期的な事業計画を策定する必要がある。その上で、計画と実績を比較し、乖離が生じた場合はすぐに計画を見直し、改善に役立てるという P D C A サイクルを構築する必要がある。

④委託契約の方法

ア) 直近 3 年の委託契約の状況

内容	年度	相手先	金額(千円)	契約方法	随意契約の場合 その理由
建物総合 管理業務	17	太平ビルサービス大阪（株）	6,625	随意契約	同診療所と四条の家が同一の建物であることから、同じ業者と契約した方が効率的であるから
	18	太平ビルサービス大阪（株）	6,358	随意契約	同上
	19	太平ビルサービス大阪（株）	6,358	随意契約	同上

イ) 契約方法（意見）

建物総合管理業務（一般清掃・空調設備・営繕関係業務等）についての契約は、同診療所が他の公の施設「四条の家」と同一の建物であることから、四条の家と同じ業者と契約するのが効率的であるため、四条の家と同様、長期にわたり随意契約が締結されている。

同診療所は、四条の家と同一の建物であるため、契約内容については四条の家の交渉結果如何という面があるが、契約相手以外の複数業者から見積書を入手しておらず、金額の有利性の検証等がなされていないのが現状である。

同診療所の一般清掃・空調設備・営繕関係業務等については、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても契約の目的を達成することは十分可能であるから、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当しないと考えられる。

よって、当該随意契約は、地方自治法第 234 条第 2 項及び同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に準拠していない。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適切な価格競争を通じてコスト削減を図る必要がある。ただし、同診療所が単独で実施することは非効率であり、四条の家と協力して実施することが望まれる。

⑤施設のあり方（意見）

公的病院には高度先進医療、救急等不採算医療、へき地医療などのセーフティネットとしての機能が求められるが、同診療所では、公的病院に求められるセーフティネットの機能が市において求められておらず、公害認定の診療や東保健センターの健診業務のうち一部を実施しているものの、高度先進医療、救急等不採算医療、へき地医療等を実施していない。そのため、民間診療所の機能と重複・競合しており、民間診療所が多数存在する現在の医療環境の中で、公立診療所として二次的・補完的機能を発揮する余地が乏しい現状にある。

今後、X線撮影業務など、保健センターの業務代行に東診療所の存在意義を見出すことは可能であるが、現在のX線撮影機器は老朽化しており、今後X線業務を本格的に実施するのであれば、一定額の投資（約 5,000 万円程度）が必要である。また、撮影機器

の利用率を上げなければ、投資が回収できない恐れもあり、患者数そのものを増加させる抜本的な対策が必要である。

一方、同診療所の建物は昭和 46 年に建設されており、老朽化が激しい。平成 20 年度に耐震調査を行い、調査結果はまだ出ていないが、耐震性に問題がある可能性もあり、耐震補強のための投資が必要となる可能性もある。

公的病院に求められるセーフティネットとしての機能、二次的・補完的機能を発揮しておらず、年間約 1 億 2,000 万円もの赤字を公費で負担する意義も低い。建物自体の耐震性も疑問視される中、さらなる公費を投入してまで存続させる必要があるか、廃止を含めた議論が必要であると考ええる。

(12) 花園中央公園野球場

公の施設の名称	花園中央公園野球場				【指定】
施設写真					
所在地	東大阪市松原南 1-1-43				
所管部署	建設局 土木部 公園緑化室 公園管理課				
指定管理者	(財) 東大阪市公園協会				
設立目的	東大阪市総合計画に、市民の多様なスポーツの要求に対応し、専門的に各種スポーツ球技が展開できるように、スポーツ施設の整備を位置づけ、花園中央公園に野球場を整備した。				
敷地面積	12,000 m ² ※1				
延床面積	479.66 m ² (スタンド、本部棟、更衣室及びトイレ棟、倉庫棟)				
開館(竣工)年月	平成 18 年 4 月 30 日				
施設の内容	硬式野球の公式試合が可能な規模でスコアボードや内野観覧席を有する本格的野球場及び防災機能を持たせた施設。				
職員配置の状況	(平成 20 年 9 月現在) 東大阪市公園協会 6 名 (職員 1 名、嘱託 4 名、アルバイト 1 名)				
施設取得費	770 百万円				
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高(百万円) (平成 20 年 3 月末)		
	平成 16 年 5 月	不明	不明		
将来の修繕計画	必要があれば随時修繕していく。				
市の年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	—	2,370	3,241	
	歳出 (①+②+③)	—	79,601	86,117	
	指定管理委託料①※2	—	78,750	84,900	
	水道光熱費②	—	851	1,217	
	その他③	—			
利用状況		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
利用状況 1	指標名	利用可能時間①	—	1,823 時間	2,821 時間

	野球場稼働率	実績② 稼働率②/①	— —	915 時間 50.2%	1,329 時間 47.1%
類似施設	市施設	<u>野球場</u> 吉原公園野球場（軟式野球, 中学生硬式野球, ソフトボール） 金岡公園野球場（軟式野球, 中学生硬式野球, ソフトボール） 布施公園野球場（軟式野球, 中学生硬式野球, ソフトボール） 本庄南公園野球場（軟式野球, 中学生硬式野球, ソフトボール） 菱屋東公園児童野球場（小学生硬式野球, 小学生軟式野球, 小学生ソフトボール, 女性ソフトボール・野球） <u>市民広場</u> 稲葉市民広場（軟式野球, ソフトボール, サッカーなど） 石切市民広場（軟式野球, サッカー, ラグビーなど） 仮設水走グラウンド（軟式野球, 小中学生硬式野球, ソフトボール） <u>青少年運動広場</u> 長瀬青少年運動広場（小中学生硬式野球、軟式野球、ソフトボール） 荒本青少年運動広場（小中学生硬式野球、軟式野球、ソフトボール）			
前期基本計画第3次実施計画における関連事業計画	事業名	概要		目標及び計画	
	公園整備事業【公園整備課】	子どもや高齢者が日常的に利用できる街区公園・近隣公園やスポーツ・レクリエーションを楽しむ、防災機能をあわせもつ総合公園である花園中央公園などを、すべての人が安全で利用しやすく、避難地としての役割をも考慮した公園として整備を進める。		布施公園 金岡公園 まちづくり活動推進事業 花園中央公園 島之内公園 長瀬川緑地整備事業 トイレ等バリアフリー化 その他公園整備 緩衝緑地公園事業割賦金	

※1 土地については、市の所有ではなく、大阪府と管理協定しているものである。

※2 公園管理課が所管する花園中央公園全体（教育施設及び一部を除く。）に係る指定管理委託料である。

①施設の特徴

花園中央公園は防災面において治水空間としての整備も行われており、災害時における緊急避難場所にも指定されている。これに伴い、花園中央公園野球場（以下、「野球場」という。）も遊水地として整備されており、大雨洪水時、雨水が野球場内部に流入する設計となっているため、本部席、更衣室、倉庫等は浸水の影響を受けないスタンド上への配置となっている点に特徴がある。

さらに、スコアボードは単なる得点表示機能だけでなく、緊急時における避難勧告表示や防災メッセージなどを表示する機能も有している。このため、夕暮れ時における得点表示を見やすくするだけでなく、災害時に備え、夜間においても表示内容の視認性を確保するため、LED 付き磁気反転方式のスコアボードが採用されている。

②施設の利用者

野球場の利用に際しては、窓口での受付のほか、オーパススポーツ施設情報システム（以下、「オーパス」という。）による予約システムが導入されている。オーパスを利用する場合については一定要件の下で事前登録が必要となるが、基本的には施設利用者に制限はなく、広く一般に利用可能となっている。

③施設の管理運営

野球場がオープンした平成 18 年度より、(財)東大阪市公園協会が指定管理者として、レクリエーション広場、多目的芝生広場、多目的球技場（ラグビー、サッカー、陸上競技場）とともに、施設の管理運営を行っている。

④旗取り付け用ポール（意見）

野球場では、スコアボードの裏側に設置されたポールに、大会等で使用する球団旗を揚げるができるようになっている。しかし、その取り付け方法は、スコアボード設備裏側の 3 階の窓から利用者自身が体を乗り出してポールに取り付けるというもので、転落防止のための設備もなく、非常に危険である。

これについては、取り付け方法の見直しを含め、早急に何らかの転落防止策を講じる必要があると考える。



(13) 児童文化スポーツセンター

公の施設の名称	東大阪市立児童文化スポーツセンター			【指定】																												
施設写真																																
所在地	東大阪市松原南 2-7-21																															
所管部署	教育委員会 社会教育部 青少年スポーツ室																															
指定管理者	平成 18、19 年度：（財）東大阪市施設利用サービス協会 平成 20 年度： 暫定直営																															
設立目的	科学、文化及びスポーツを通じて人間性豊かな子供の育成を図る																															
敷地面積	4,724.4 m ²																															
延床面積	4,744 m ²																															
開館（竣工）年月	平成 3 年 4 月																															
施設の内容	地階 多目的ホール 1～2 階 常設展示展 2 階 プラネタリウム 3 階 スポーツホール （入場料） <table><tr><td></td><td>大人</td><td>高校生</td><td>4 歳～中学生</td></tr><tr><td>常設展示室</td><td>300 円</td><td>200 円</td><td>100 円</td></tr><tr><td>プラネタリウム</td><td>400 円</td><td>200 円</td><td>100 円</td></tr><tr><td>スポーツホール</td><td>100 円</td><td>100 円</td><td>100 円</td></tr></table> （多目的ホールの使用料） <table><tr><td></td><td>9：30～17：00</td><td>9：30～12：00</td><td>13：00～17：00</td></tr><tr><td>平日</td><td>25,000 円</td><td>12,000 円</td><td>16,000 円</td></tr><tr><td>土日・祝日</td><td>37,500 円</td><td>18,000 円</td><td>24,000 円</td></tr></table>					大人	高校生	4 歳～中学生	常設展示室	300 円	200 円	100 円	プラネタリウム	400 円	200 円	100 円	スポーツホール	100 円	100 円	100 円		9：30～17：00	9：30～12：00	13：00～17：00	平日	25,000 円	12,000 円	16,000 円	土日・祝日	37,500 円	18,000 円	24,000 円
	大人	高校生	4 歳～中学生																													
常設展示室	300 円	200 円	100 円																													
プラネタリウム	400 円	200 円	100 円																													
スポーツホール	100 円	100 円	100 円																													
	9：30～17：00	9：30～12：00	13：00～17：00																													
平日	25,000 円	12,000 円	16,000 円																													
土日・祝日	37,500 円	18,000 円	24,000 円																													
職員配置の状況	(平成 20 年 4 月現在) 市職員 1 名（学芸員） 指定管理者の職員 2 名（館長 1 名、副館長 1 名）、非常勤職員 10 名（管理・業務担当 1 名、経理担当 1 名、文化担当 1 名、科学担当 1 名、指導員 6 名）																															
施設取得費	2,413 百万円																															

起債発行状況	発行年月		発行金額 (百万円)	残高 (百万円) (平成 20 年 3 月末)	
	昭和 63 年		38	—	
	平成元年		415	53	
	平成 2 年		1, 960	265	
将来の修繕計画	平成 20 年度 プラネタリウムの制御コンピュータの改修・プロジェクターの更新 予算 124 百万円 その他、空調設備の更新や舞台の経年劣化に伴う修繕の優先順位が高いが、現段階での修繕計画は未定である。				
市の年間収支 (千円)			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入		52, 120	55, 306	35, 212 (※2)
	歳出 (①＋②)		185, 984	187, 530	184, 000
	指定管理委託料①		176, 984	178, 530	175, 000 (※2)
	その他② (※1)		9, 000	9, 000	9, 000
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	開館日数①	295 日	296 日	297 日
	1 日当り 利用人数	利用人数②	289, 450 人	295, 676 人	300, 625 人
		利用率②/①	981 人/日	999 人/日	1, 102 人/日
類似施設	市施設	意岐部東小学校 (プラネタリウムあり)			
前期基本計画第 3 次実施計画における 関連事業計画	事業名	概要		目標及び計画	
	児童文化スポーツセンター整備 (宇宙広場改修) 事業	子供の未来創造への意欲を育成するため、ドリーム 21 のプラネタリウム改修を行う。		プラネタリウム 1 日平均 利用者数 150 人 (現状 114 人)	

※1 人件費は概算にて算出している。

※2 主な減少理由は駐車場収入が減少したことによる。

①プラネタリウムの稼働率（意見）

（平成 19 年度利用状況）

（単位：人）

	プラネタリウム	常設展示室	スポーツホール	事業・教室	合計
1 月	1,973	5,875	13,233	592	21,673
2 月	4,717	7,207	14,162	2,712	28,798
3 月	5,503	6,060	12,633	645	24,841
4 月	5,105	6,187	15,443	1,164	27,899
5 月	3,887	8,044	21,037	8,321	41,289
6 月	4,081	7,226	13,987	1,659	26,953
7 月	6,013	6,571	12,951	531	26,066
8 月	3,019	4,001	11,243	4,999	23,262
9 月	910	2,691	7,195	1,978	12,774
10 月	1,636	4,238	9,998	137	16,009
11 月	2,165	5,096	12,107	961	20,329
12 月	2,853	6,694	16,144	4,360	30,051
合計	41,862	69,890	160,133	28,059	299,944
開館日数					297 日
1 日当り 利用人数	141 人/日	235 人/日	539 人/日	—	1,010 人/日

（平成 19 年 6 月プラネタリウム稼働状況）

	平日	日・祝日	合計
投影日数①	17 日	4 日	21 日
投影回数②	68 回	20 回	88 回
定員③	260 席	260 席	260 席
観覧可能人数②×③	17,680 人	5,200 人	22,880 人
観覧者数（実績）④	3,570 人	1,933 人	5,503 人
1 日当り観覧者数④/①	210 人	483 人	262 人
1 回当り観覧者数④/②＝⑤	53 人	97 人	63 人
稼働率⑤/③	20.2%	37.2%	24.1%

上記表の「平成 19 年度利用状況」から、同センターの 1 日当り利用人数は、プラネタリウムが 141 人と最も低い。また、平成 19 年度 6 月をサンプルにプラネタリウムの稼働率を計算したところ、その稼働率は 24.1%と低迷している（上記表「平成 19 年 6 月プラネタリウム稼働状況」を参照）。

平成 20 年度における、プラネタリウムの制御コンピュータの改修等の設備投資予算額は 1 億 2,000 万円であり、他の公の施設の予算が削減されていく中で、多額となっている。民間の投資効率の考え方をそのまま採用することはできないが、同センターは、少しでも投資金額を回収できるように収入を増加させる努力をしなければならない。

同センターのプラネタリウムは、近畿地区では大阪市に次ぐ 2 番目の規模を誇る施設であり、稼働率を向上させることは十分に可能と考えられる。今後は、市と同センターが協働して話し合い、稼働率を上げるための施策に取り組むべきである。

下記は、監査人がヒアリングの結果、課題として認識したものであり、今後検討を要する事項である。

- ・ 前年度ベースの収入を当面の目標としており、市と同センターとの間で、特に利用率向上のための抜本的な対策の話し合いは行われてない。目標設定と目標達成のための施策を立案する必要がある。
- ・ 市には、毎月、使用状況の報告書を提出しているが、数値情報のみで、利用者からの意見、要望等についての報告はしていない。利用者からの意見等を市も認識し、今後の運営に活かすことが重要である。
- ・ 土曜日の午前中は高校生以下は入場料無料となっているが、館内での掲示を行っているだけで、ホームページでの周知はなされていない。ホームページにアップするべきである。
- ・ 同センターから小学校や子ども会等の団体へ営業活動を行っていない。先方からの問い合わせを待つのみでは集客は望めないため、積極的に営業活動を行うべきである。

②設備投資計画（意見）

建物の修繕については、特に修繕計画はなく、予算の範囲内で優先順位が高いものから順番に修繕している。

現在、最も優先順位の高いものは建物全体の空調設備であり、設置後 18 年目となるので取替えが必要な状況であるが、平成 20 年度は、プラネタリウムの制御コンピュータの改修とプロジェクターの更新（予算 124 百万円）が予定されており、空調設備は予算化の目処は立っていない。現在は、室内の個別の空調機器の取替えを行うことにより対応している状況である。

同センターは、建物以外に、プラネタリウムの設備投資に多額の資金が必要となるため、これらも含めて全体の設備投資計画を立案し、必要な修繕が実施されるようにする必要がある。

③委託契約の方法

ア) 直近 3 年の委託契約の状況

内容	年度	相手先	金額(千円)	契約方法	随意契約の場合 その理由
清掃 業務	17	(財) 東大阪市 雇用開発センタ ー	14,686	随意契約	契約の性質又は目的が競争 入札に適さないと認められ るため
	18	(財) 東大阪市 雇用開発センタ ー	13,658	随意契約	同上
	19	(財) 東大阪市 雇用開発センタ ー	13,179	随意契約	同上
警備 業務	17	(株) 大軌	12,707	随意契約	契約の性質又は目的が競争 入札に適さないと認められ るため
	18	(株) 大軌	12,322	随意契約	同上
	19	(株) 大軌	12,322	随意契約	同上。ただし、複数の見積 書による比較を実施
案内 業務	17	(株) 大軌	16,630	随意契約	契約の性質又は目的が競争 入札に適さないと認められ るため
	18	(株) 大軌	16,128	随意契約	同上
	19	(株) 大軌	16,128	随意契約	同上。ただし、複数の見積 書による比較を実施
舞台 関係 業務	17	金井舞台 (株)	5,292	随意契約	契約の性質又は目的が競争 入札に適さないと認められ るため
	18	金井舞台 (株)	5,027	随意契約	同上
	19	(株) パシフィ ックアートセン ター※1	5,027	随意契約	同上。ただし、複数の見積 書による比較を実施

※1 (株) パシフィックアートセンターと金井舞台 (株) は、グループ会社であり、舞
台関係業務が金井舞台 (株) からパシフィックアートへ移管されたため、契約先が変更
されたが、実質的な変更はない。

イ) 随意契約 (結果)

清掃・警備業務の随意契約の理由は、サービス協会の会計処理規則第 35 条第 1 項
第 1 号の「契約の性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札に適しないと認め
られるとき」とされている。しかし、当施設は清掃・警備について特別の習熟や高
度な専門性を必要とする特殊な施設ではなく、当施設の清掃・警備業務は制約の少

ない一般的な業務であるから、同規則（契約の性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札に適しないと認められるとき）に準拠していない。なお、当該随意契約については、市が同団体を委託先として指定しており、市主導による契約がなされていることにも問題がある。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適切な価格競争を通じてコスト削減を図る必要がある。

ウ）見積書の入手（意見）

舞台関係業務については、3社から見積書を入手し、複数の見積書を比較していたが、そのうちの1社は、平成18年度以前の契約先で、既に舞台関係業務を廃止しているにもかかわらず、当該会社から見積書を入手していた。これについては、形式的に3社から見積書を入手して比較しているかのように見せかけているだけであり、実質は2社である。サービス協会の会計処理規則第35条第2項によると、「随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の見積書を調査しなければならない。」と規定されており、2社であっても同規定に違反するものではないが、価格の有利性を判断するためには、より多く見積書を入手することは効果的である。今後は、形式的に複数の見積書を入手するのではなく、実質的な価格の比較検討を行うべきである。

エ）見積書の入手（意見）

案内業務と警備業務については、4社から見積書を入手しており、4社は同じビル総合メンテナンスの業者であった。4社とも、これらの業務を実施していると思われるが、案内業務は、コンパニオンを派遣してもらうという労働者派遣業務契約であり、数多くの人材派遣会社があるにもかかわらず、ビル総合メンテナンスを主な事業内容とする会社からのみ見積書を入手するというのは、見積書を入手する相手先が限定されすぎている。

今後は、見積書を入手する業者を幅広く選定することにより、価格競争力をより働かせるべきである。

④暫定直営（意見）

平成 19 年度まではサービス協会を指定管理者としていたが、公募による指定管理者の選定につき議会で否決されたことに伴い、平成 20 年度においては、暫定的に市の直営施設となっている。それは使用許可権限を持つ市職員が一人配置され、残りはサービス協会に委託するというものである。

議会の否決理由は、平成 18 年 3 月に策定された外郭団体見直し方針に基づく見直し作業が進展していないこと等によるものであり、指定管理者制度から直営に変更すること自体が法律違反になることはない。ただし、暫定直営は応急措置的に採用された方法であり、従前の指定管理者との業務委託契約は、非公募による随意契約である。

確かに、指定管理者制度から直営方式に変更することや、直営方式に変更するにあたって、引き続き、従前の指定管理業者との間で委託契約を締結すること自体は、特段、法律に違反するものではないが、委託業者の選定方法が非公募の一者特命の随意契約である点は、透明性に欠け、価格の有利性・公平性の点でも疑問が残る。

本施設のハード面に関しては、不特定多数の住民が利用するため、施設の安全性及び事故防止のため、受託業者の経験・実績・信用等が求められるが、前述のとおり、受託業者は、清掃・警備・空調等については再委託を行っている。また、本施設のソフト面に関しては、プラネタリウムの番組制作や制御コンピュータの操作、多目的ホールの舞台関係業務等については専門性が高く、受託業者の経験・実績・信用等が求められるが、受託業者は、プラネタリウムの番組制作や舞台関係業務については再委託を行っており、実質的には、制御コンピュータの操作等に関する専門知識のみが要求されている。

そして、これらの専門知識を有する同業他社は存在すると考えられるため、随意契約の要件を充足しないと考えられるから、今後の業務委託契約については、公平性・透明性・競争性の見地から、競争入札に付すべきである。

そして、使用許可も含めて包括的に民間に管理を委ねることができれば、民間活力の導入により、住民サービスの一層の向上が期待できることから、公募による指定管理者への移行を検討すべきである。

(14) 郷土博物館

公の施設の名称	郷土博物館				【指定】
施設写真					
所在地	東大阪市上四条町 18-12				
所管部署	教育委員会 社会教育部 文化財課				
指定管理者	(財) 東大阪市施設利用サービス協会				
設立目的	山畑古墳群の一角に設置された博物館で、郷土の文化的遺産を公共の利用に供し、もって市民の教育文化の向上に資するため				
敷地面積	3,852.81 m ²				
延床面積	887.79 m ²				
開館（竣工）年月	昭和 47 年 12 月				
施設の内容	古代～近代の文化財の展示、資料管理、調査研究及び啓発事業実施（観覧料）				
	区分	個人	団体（20 名以上）		
	一般	50 円	30 円		
	高・大学生	30 円	20 円		
	小・中学生	20 円	10 円		
職員配置の状況	(平成 20 年 4 月現在) 指定管理者の職員 3 名（館長 1 名、文化財専門職員 2 名）、非常勤職員 1 名（学芸員）				
施設取得費	本館 72 百万円（国補助 1 百万円、府補助 1 百万円、寄付金 20 百万円） 収蔵庫 5 百万円（国補助 2.5 百万円、府補助 1.25 百万円） 土地 45 百万円				
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高（百万円） (平成 20 年 3 月末)		
	—	—	—		
将来の修繕計画	未定				
市の年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	262	258	246	
	歳出	32,950	38,524	38,524	

	(①＋②)				
	指定管理委託料①		32,950	38,524	38,524
	その他②		—	—	—
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況	指標名	開館日数①	249 日	257 日	257 日
	1 日当り 入館者数	入館者数②	6,402 人	5,334 人	5,331 人
		利用率②/①	25.7 人/日	20.8 人/日	20.7 人/日
類似施設	近隣他市	八尾市立歴史民俗資料館			

①利用率の低迷と施設の移転

ア) 設立の経緯

昭和 47 年の博物館設立にあたっては、約 50 基の古墳からなる山畑古墳群の保存を兼ねて博物館を設立し、その周辺一体を史跡公園化するという構想があった。郷土博物館は、博物館法に基づき大阪府知事の登録を受けた登録博物館の第 1 号であった。

ところが、市の周辺土地の買収が進まないうちに、住宅開発が進められてしまった結果、博物館と 5 基の古墳のみを所有したまま、現在に至っている。現在の基本計画では、公園化計画は存在せず、残念ではあるが、非常に立地場所が悪く、アクセスの悪さが目立つ博物館となった。



イ) 建物の耐震性（意見）

博物館は昭和 47 年に建設されたため、現在の建築基準上は耐震性に問題があると想定されるが、同博物館は特定建築物に該当しないため、現在まで耐震調査は実施されておらず、耐震調査の計画もない。

しかしながら、同博物館は、市の文化的価値の高い文化的遺産を後世に引き継ぐという使命があると考えられるため、今後も建物の使用を続けるのであれば、耐震調査を早急に行い、必要な耐震工事を行うべきである。

ウ) 利用率の低迷と施設の移転（意見）

博物館に保存されている歴史的価値のある文化財は、広く市民・国民の目に触れてこそ、「国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」（文化財保護法第 1 条）とともに、「（博物館）の健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」（博物館法第 1 条）ことになり、「市民の教育文化の向上に資する」（郷土博物館の設置目的）ことになる。

来館者数の増加を図ることは、博物館の存立意義を効果的に達成するために最も有効な手段である。

この点、職員は、年間 4,000 万円に満たない限られた予算の中で、展示やイベント、自然の材料を利用した体験学習や手作りのオリジナルグッズの製作など魅力的な会館運営に務めるほか、アクセスに不案内な来館者への道案内などサービス向上を図るなど、来館者の増加を図るための努力を続けている。

しかし、利用状況は、以下の表のとおりであって、1 月 2 月を除いて、1 日당りおおよそ 10 人から 20 人の観覧者数と伸び悩んでおり、残念ながら、利用率が非常に悪いと言わざるを得ない。

(平成 19 年度月別利用状況報告書)

平成 19 年	観覧者数 (人)	開館日数 (日)	1 日当り観覧者数 (人)
4 月	382	26	15
5 月	524	26	20
6 月	443	26	17
7 月	138	26	5
8 月	279	27	10
9 月	254	26	10
10 月	162	10	16
11 月	384	26	15
12 月	133	8	17
1 月	822	21	39
2 月	1,696	25	68
3 月	114	10	11
合計	5,331	257	21

この主な原因の一つとして、アクセスの悪さが挙げられる。同博物館は、最寄りの駅から徒歩 20 分と案内されているが、初めて博物館に行く人にとっては、坂道が急勾配なため、徒歩は困難と思われる。特に、雨天時には、通路に側溝がないため川のような状況となり危険である。また、車を利用するにしても、博物館に繋がる道路が狭く急勾配であり、アンケート結果にあるとおり、案内標識が不十分で運転は困難と考えられ、駐車場は数台分しか確保されていないので、車で来館はあまり望ましくないのが現状である。そして、社会学習や観光のために団体で遠方から来館する利用者が少なくない中で、博物館駐車場への観光バスの乗り入れができない点は、来館者数の増加を図る上で致命的な欠陥といえる。

以前はこのようなアクセスの悪さを解消すべく、移設や建替えの構想があったが、現在はなくなったとのことである。

同博物館には、歴史的文化的価値の高い文化財や民俗文化財が展示・保存されており、このような文化的遺産を多くの市民・国民が知るところでないのは誠に残念である。また、利用者アンケートによると、展示物に対する満足度は非常に高い結果となっており、リピーターが多いというのはその証拠である。

アクセスの悪さは、来館者数の増加を図るうえで、職員の自助努力では如何ともできない構造的な障害であり、利用率低迷の最大の原因であるといっても過言ではない。上述したように、史跡公園化構想がなくなった以上、同博物館を今の場所に限定する必要性はなくなっており、さらに、耐震性に問題があると想定される以上、

もっと立地の良い場所への移転を再度検討することにより、利用率の向上を図るべきであると考えられる。

また、その際、観覧料についても、立地条件の良い場所への移転と合わせて検討することが望まれる。埋蔵文化財センターと同じく無料とし、より多くの市民に来館してもらえるようにすることは、郷土の文化的遺産を公共の利用に供し、もって市民の教育文化の向上に資するという設立目的に適うと思われることから、無料化することも一案である。

②収蔵品の管理について（結果）

収蔵品倉庫において収蔵品の現物確認を実施したところ、その管理状況に問題があった。

ア) 収蔵品の増加が台帳に反映されていない。

開館以来、収蔵品が増加しているにもかかわらず、その増加分が台帳に反映されていないため、現物と台帳とが不一致になっている。

イ) 現物確認が実施されていない。

現物確認が実施されていないので、台帳に計上されているものであっても、現物がない可能性が全くないとは言い切れない。また、現物確認を定期的に実施することで、現物の保存状態の確認をすることができるが、それが実施されなければ、収蔵品が損傷していても見逃されてしまうので、修復することもできず、市の貴重な財産である収蔵品の価値を損なう可能性がある。

ウ) 資産番号が統一されていない。

博物館の学芸員が、台帳上の資産番号と違う独自の資産番号を付しており、学芸員が入れ替わる度に別の資産番号が付されてしまうため、複数の資産番号が入り混じっている。これでは、現物管理を行うことは困難である。

エ) 収蔵品の現状を記録した台帳がない。

収蔵品は後世に残していく貴重な財産であり、できる限り発掘時あるいは寄贈時の現存状態を維持することが望まれる。しかし、当初の状態が記録されていなければ、収蔵品が損傷したかどうかもわからないため、修復することもできず、また、保存状態に問題がある場合でも、それが発見されないため、収蔵品の価値を損ねることになる。なお、これについては現在整備中である。

オ) 収蔵品の管理規程がない。

博物館としては、たとえ収蔵品の管理規程がなくても適切に管理する義務があると思われるが、これまで収蔵品の管理状態が悪かったのは、収蔵品の管理規程がなかったことも一つの要因と考えられる。

以上、現在の管理状態の様々な問題点を述べたが、この状況においては郷土の文化的遺産を後世に伝えるという同博物館の使命を全うすることはできない。

今後は、収蔵品台帳の整備、定期的な現物確認の実施により、収蔵品の保存状態を確認し、必要な処置がとれるようにするべきであるが、予算上の制約から直ちに実施することは困難と考えられるため、まずは、数年間にわたる計画を作成した上で、順次実行に移す必要がある。さらに、同時並行で管理規程の整備を進め、規程に準拠した管理体制を構築する必要がある。

③広報について（意見）

同博物館は、市民への広報活動として、展示替等におけるポスター、チラシ等の配布、市政だよりへの掲載、マスコミからの取材等に取り組んでいるが、独自のホームページは作成されていない（平成20年7月から試験的に作成されているが、未完成である。）。

インターネットが普及している中、ホームページは市民が情報を得る手段として最も便利であり、最も利用されているのではないと思われる。そのホームページがないというのは同博物館にとって大きなマイナスである。博物館のパンフレットには多少の情報は掲載されているものの、郷土博物館でしか見ることのできない貴重な土偶の説明はなされておらず、パンフレット等を入手するには現地に行かなければならない。

他の博物館のホームページを見ると、収蔵品の情報がデータベース化されているところもあり、大変魅力的なものとなっている。

同博物館の魅力をPRし、観覧者を増加させる手段として、ホームページの作成は必須であり、一日も早い完成が望まれる。

④再委託契約

ア) 直近3年の委託契約の状況

内容	年度	相手先	金額(千円)	契約方法	随意契約の場合 その理由
警備	18	(株) 大軌	403	随意契約	特になし
	19	(株) 大軌	383	随意契約	特になし
清掃	18	(株) 大軌	2,322	随意契約	特になし
	19	(株) 大軌	2,205	随意契約	見積り合わせを実施

イ) 見積書の入手(意見)

清掃の契約締結の起案書には、随意契約理由については特に記載がなかったが、ヒアリングの結果、清掃業務については、他の業者よりも有利な価格で契約できるというのが随意契約の理由であった。

複数の見積書による比較を行っているため、他の業者よりも有利な価格で契約できるということであるが、実際には、見積書を提出した他の業者2社については、現契約者から推薦を受けた業者で、見積書による比較が形骸化している。これでは、価格競争が働かず、業者間の談合の可能性を排除することができないため、契約金額の有利性に重大な疑問が残る。今後は、独自に選定した2人以上の業者から見積書を入手するよう改善すべきである。また、清掃業務は、同業他社では対応できない特殊な業務でないにもかかわらず、長期にわたり同一業者と契約をしており、契約参加機会の公平性・価格の有利性の点で疑問がある。定期的な競争入札の実施を行うべきである。

(15) 埋蔵文化財センター

公の施設の名称	埋蔵文化財センター			【直営】
施設写真				
所在地	東大阪市南四条町 3-33			
所管部署	教育委員会 社会教育部 文化財課			
設立目的	発掘調査出土品の管理・活用及び発掘調査拠点として設立 入館料は無料である			
敷地面積	2,837 m ²			
延床面積	2,321 m ²			
開館（竣工）年月	平成 14 年 11 月			
施設の内容	新築の展示棟と旧縄手中学校校舎改修棟 2 棟からなり、出土品管理、展示、体験学習、講演会等の啓発事業及び発掘調査基地の業務を実施			
職員配置の状況	(平成 20 年 4 月現在) 職員 4 名（総括主幹 1 名、主幹 1 名、主査 2 名）			
施設取得費	323 百万円（国庫補助 150 百万円）			
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高（百万円） (平成 20 年 3 月末)	
	—	—	—	
将来の修繕計画	平成 21 年度に予定している耐震調査に基づき、計画策定予定			
年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入	405	457	396
	施設運営費 (①+②+③)	7,699	7,400	7,300
	委託料①	3,649	3,559	3,543
	警備委託料			
	清掃委託料	2,575	2,575	2,576
	設備保守委託料	1,074	984	967
	その他	—	—	—
	光熱水費②	2,100	2,100	2,136
	その他③	1,950	1,741	1,621

	人件費（※）		36,000	36,000	36,000
	合計		43,699	43,400	43,300
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	開館日数①	294 日	293 日	293 日
	1 日当り 利用者数	利用者数②	14,356 人	14,159 人	12,830 人
		利用率②/①	48.8 人/日	48.3 人/日	43.8 人/日
類似施設	近隣他市	高槻市立埋蔵文化財調査センター			

※ 人件費は概算にて計上している。

①設立の経緯と市直営方式の理由

市には、旧石器時代から江戸時代までの 132 ヲ所の遺跡があり、遺跡内で行われる開発工事に伴い遺跡が破壊される場合は、事前に発掘調査を実施し地下に埋もれた遺跡の状況を記録に残している。

埋蔵文化財センターは、これらの発掘調査や出土した遺物などを整理する発掘調査の拠点であるとともに、出土した遺物を一括保管・管理し、市民に公開・活用を図る役割をもつ施設として平成 14 年に設立された。

同センターでは、国庫補助対象事業である緊急発掘調査が主に実施されており、当該事業には発掘調査と整理調査に加えて出土品の管理及び活用が含まれ、市直営事業として実施している。市直営事業とする理由は、下記の文化庁の報告に記載されているとおりであり、これによると、可能な限り地方公共団体が調査主体となることが望ましいとされている。

文化庁の「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）」（平成 20 年 3 月 31 日）

（各種の発掘調査の目的と調査主体のあり方）

基本的な考え方

行政目的で行う調査は、埋蔵文化財の保護措置として行われるものであり、その成果は相互に関連する埋蔵文化財行政の各段階における行政措置や施策に的確に反映させ、地域において確実に蓄積し、地域や住民のために将来にわたり守り伝えなければならない。したがって、記録保存調査を含め行政目的で行う調査全般については、可能な限り地方公共団体が調査主体となって実施することが望ましい。

②利用率の低迷（意見）

平成 19 年度の入館者数は以下の表のとおりであり、開館翌年度である平成 15 年度の約 1 万 5 千人をピークに減少傾向にある。1 日当り入館者数は約 44 人であり、利用率は低いと言わざるを得ない状況である。

（平成 19 年度入館者数等）

平成 19 年	入館者数 (人)	開館日数 (日)	1 日当り入館者数 (人)
4 月	1,125	24	47
5 月	1,801	24	75
6 月	1,256	26	48
7 月	1,062	25	42
8 月	1,656	27	61
9 月	1,098	24	46
10 月	889	25	36
11 月	753	24	31
12 月	592	23	26
1 月	845	22	38
2 月	771	24	32
3 月	982	25	39
合計	12,830	293	44

団体の受け入れは、歴史の授業を兼ねた小学校 6 年生がメインであり、市内の小学校が中心である。

同センターの広報活動としては、市政だよりへの掲載や市のホームページへの掲載以外に、小学校 6 年生の教諭向けにパンフレットを送付することにより団体の受け入れを狙っている。ただし、パンフレットを送付した教諭に対して電話連絡等の積極的な広報活動は行っていない。

開館時以降、入館者が減少する中で、上記のような広報活動だけでは、利用率のアップは困難と思われる。

同センターでは、地域のボランティアの人々を積極的に活用し、遺物をできるかぎり活用し、「みて、ふれて、つくる」という参加型の体験学習や、遺跡の調査結果の速報展を中心とした展示、夏・春休みには小・中学生を対象とした火起し選手権などのイベント等、他の施設ではできない貴重な体験をすることもでき、もっと積極的に P R すれば利用率アップに繋がるとと思われる。

また、P R の手段として最も有効と思われるホームページであるが、現在、同センター独自のホームページは作成していない。市のホームページにおける同センターのペー

ジに掲載されている情報はごく限られた情報であり、入館者の増加を見込めるとは思われない。一案としては、同センターの収蔵品はデータベース管理が行われているので、データ検索機能をもったホームページとすれば非常に魅力的なものとなると考えられる。

以上、同センターが所蔵する市の歴史的文化的遺産を市民・国民に公開・活用してもらうために、より積極的な広報活動を行うことが望まれる。

(16) 総合体育館

公の施設の名称	東大阪市立総合体育館	【指定】																																																			
																																																					
所在地	東大阪市中小阪 4-7-60																																																				
所管部署	教育委員会 社会教育部 青少年スポーツ室																																																				
指定管理者	平成 18、19 年度：(財)東大阪市公園協会 平成 20 年度：暫定直営																																																				
設立目的	本市のスポーツレクリエーション活動を推進し、健康増進を図る																																																				
敷地面積	9,183.06 m ²																																																				
延床面積	12,475.87 m ²																																																				
開館（竣工）年月	平成 7 年 4 月																																																				
施設の内容	（施設概要） 体育館棟 大・小アリーナ、武道場、トレーニングルーム、研修室等 屋内プール棟 屋内温水プール （利用時間） 午前 9 時から午後 9 時 休館日：毎週火曜日 （使用料） <table><tr><th colspan="2">使用時間</th><th>午前 9 時～ 正午</th><th>午後 1 時～ 午後 5 時</th><th>午後 6 時～ 午後 9 時</th><th>午前 9 時～ 午後 9 時</th></tr><tr><td rowspan="3">大アリーナ</td><td>全面</td><td>13,000</td><td>19,500</td><td>32,500</td><td>65,000</td></tr><tr><td>全面の 1/2</td><td>6,600</td><td>9,900</td><td>16,500</td><td>33,000</td></tr><tr><td>全面の 1/3</td><td>4,400</td><td>6,600</td><td>11,000</td><td>22,000</td></tr><tr><td>小アリーナ</td><td>全面</td><td>2,800</td><td>4,200</td><td>7,000</td><td>14,000</td></tr><tr><td>武道場</td><td>全面</td><td>2,200</td><td>3,300</td><td>5,500</td><td>11,000</td></tr><tr><td rowspan="2">屋内プール</td><td>全面</td><td>60,000</td><td>80,000</td><td>80,000</td><td>220,000</td></tr><tr><td>1 コースにつき</td><td>7,500</td><td>10,000</td><td>10,000</td><td>27,500</td></tr><tr><td>研修室</td><td>全面</td><td>2,800</td><td>4,200</td><td>7,000</td><td>14,000</td></tr></table> （単位：円）		使用時間		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時	大アリーナ	全面	13,000	19,500	32,500	65,000	全面の 1/2	6,600	9,900	16,500	33,000	全面の 1/3	4,400	6,600	11,000	22,000	小アリーナ	全面	2,800	4,200	7,000	14,000	武道場	全面	2,200	3,300	5,500	11,000	屋内プール	全面	60,000	80,000	80,000	220,000	1 コースにつき	7,500	10,000	10,000	27,500	研修室	全面	2,800	4,200	7,000	14,000
使用時間		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時																																																
大アリーナ	全面	13,000	19,500	32,500	65,000																																																
	全面の 1/2	6,600	9,900	16,500	33,000																																																
	全面の 1/3	4,400	6,600	11,000	22,000																																																
小アリーナ	全面	2,800	4,200	7,000	14,000																																																
武道場	全面	2,200	3,300	5,500	11,000																																																
屋内プール	全面	60,000	80,000	80,000	220,000																																																
	1 コースにつき	7,500	10,000	10,000	27,500																																																
研修室	全面	2,800	4,200	7,000	14,000																																																

職員配置の状況	(平成 20 年 7 月現在)				
	職員 11 名 (市職員) 館長 1 名 (公園協会) 職員 1 名、嘱託 4 名、アルバイト 4 名、パート 1 名、計 10 名				
施設取得費	体育館・屋内プール建築 6,414 百万円 公園整備 614 百万円 計 7,028 百万円				
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高 (百万円) (平成 20 年 3 月末)		
	不明	5,470	不明		
将来の修繕計画	検討中				
市の年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	72,128	72,944	75,519	
	歳出 (①＋②)	269,259	269,893	269,893	
	指定管理委託料①	269,259	269,893	269,893	
	その他②	0	0	0	
利用状況		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	3,816 件	3,816 件	3,804 件
	利用件数	実績②	2,930 件	2,885 件	2,888 件
		利用率②/①	76.8%	75.6%	75.9%
利用状況 2	指標名	計画①	－	－	－
	利用人数	実績②	365,399 人	435,270 人	413,629 人
		利用率②/①	－	－	－
類似施設	府施設	なみはやドーム			

①指定管理者制度（意見）

平成 19 年度までは(財)東大阪市公園協会を指定管理者としていたが、公募による指定管理者の選定につき議会で否決されたことに伴い、平成 20 年度においては、暫定的に市の直営施設となっている。それは使用許可権限を持つ市職員が一人配置され、その他の業務は公園協会に委託するというものである。

議会の否決理由は、平成 18 年 3 月に策定された外郭団体見直し方針に基づく見直し作業が進展していないこと等によるものであり、指定管理者制度から直営に変更すること自体が法律違反になることはない。ただし、暫定直営状態は応急措置的な部分もあり、従前の指定管理者に業務委託しており実態は変わらないこと、体育館の管理運営業務であること、民間であればより一層のスポーツ促進及び健康維持のためのサービス向上が期待できることから、公募による指定管理者制度への移行を検討すべきである。

②駐車場回数券の管理（意見）

駐車場回数券の管理については、次のような問題点が見られた。

駐車場回数券は、納入業者から受入後、販売枚数（11 枚、100 枚）毎に小分けし販売する。小分けしたものについては、管理番号を付して販売済か在庫で残っているかを台帳で管理しているが、納入業者から受入れてから小分けされるまでのものについては、受払管理がなされていない。駐車場回数券は金券であり、受払管理は徹底して実施すべきである。

③プール回数券（意見）

プール回数券は、障がい者は半額となる。販売時には、障がい者手帳等によって本人確認を行っているが、障がい者割引の旨は回数券の表紙にしか記載されず、回数券をばらして使用した場合には判別ができない。そのため、これを悪用して、障がい者が購入した回数券を使って、健常者がプールを利用しても、チェックの手段がない。なお、7 月 21 日から 30 日までの大人回数券（11 枚綴り）の販売件数 14 件のうち、障がい者割引は半数以上の 9 件となっていた。

不正利用防止のために、障がい者用の回数券については、手帳方式（利用の都度、本人確認可能な手帳にスタンプを押す方式など）に切り替えるなどの検討が必要である。

(17) 文化会館

公の施設の名称	東大阪市立文化会館					【指定】																																																																						
施設写真																																																																												
所在地	東大阪市稲葉 4-1-3																																																																											
所管部署	教育委員会 社会教育部 社会教育課																																																																											
指定管理者	(NPO) トイボックス																																																																											
設立目的	文化教養の向上等市民福祉の増進を図る。																																																																											
敷地面積	2,518.18 m ²																																																																											
延床面積	3,946.77 m ²																																																																											
開館（竣工）年月	昭和 42 年 11 月 1 日																																																																											
施設の内容	ホール及び会議室の貸出 （貸出物件） 文化ホール（520 席、658.26 m²） 第 1 会議室（90.0 m²）、第 2 会議室（46.8 m²） 第 3 会議室（120.9 m²）、第 4 会議室（86.2 m²） 第 5 会議室（88.0 m²）、第 6 会議室（76.5 m²） 第 7 会議室（139.5 m²）、和室（90.0 m²） （基本使用料金） （単位：円） <table><tr><th rowspan="2">ホール室名</th><th>時間</th><th>午前 9:00～ 12:00</th><th>午後 13:00～ 17:00</th><th>夜間 18:00～ 21:30</th><th>全日 9:00～ 21:30</th></tr><tr><th>区分</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">文化ホール</td><td>平日</td><td>6,000</td><td>9,800</td><td>10,500</td><td>24,000</td></tr><tr><td>土日祝</td><td>7,500</td><td>12,000</td><td>12,800</td><td>30,000</td></tr><tr><td>第 1 会議室</td><td>共通</td><td>1,200</td><td>2,100</td><td>2,300</td><td>5,300</td></tr><tr><td>第 2 会議室</td><td>共通</td><td>600</td><td>1,100</td><td>1,200</td><td>2,600</td></tr><tr><td>第 3 会議室</td><td>共通</td><td>1,700</td><td>2,900</td><td>3,000</td><td>7,000</td></tr><tr><td>和室</td><td>共通</td><td>1,200</td><td>2,100</td><td>2,300</td><td>5,300</td></tr><tr><td>第 4 会議室</td><td>共通</td><td>1,200</td><td>2,100</td><td>2,300</td><td>5,300</td></tr><tr><td>第 5 会議室</td><td>共通</td><td>1,200</td><td>2,100</td><td>2,300</td><td>5,300</td></tr><tr><td>第 6 会議室</td><td>共通</td><td>1,000</td><td>1,800</td><td>2,000</td><td>4,500</td></tr><tr><td>第 7 会議室</td><td>共通</td><td>1,900</td><td>3,300</td><td>3,600</td><td>8,200</td></tr></table>					ホール室名	時間	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:30	全日 9:00～ 21:30	区分					文化ホール	平日	6,000	9,800	10,500	24,000	土日祝	7,500	12,000	12,800	30,000	第 1 会議室	共通	1,200	2,100	2,300	5,300	第 2 会議室	共通	600	1,100	1,200	2,600	第 3 会議室	共通	1,700	2,900	3,000	7,000	和室	共通	1,200	2,100	2,300	5,300	第 4 会議室	共通	1,200	2,100	2,300	5,300	第 5 会議室	共通	1,200	2,100	2,300	5,300	第 6 会議室	共通	1,000	1,800	2,000	4,500	第 7 会議室	共通	1,900	3,300	3,600	8,200	
ホール室名	時間	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:30	全日 9:00～ 21:30																																																																							
	区分																																																																											
文化ホール	平日	6,000	9,800	10,500	24,000																																																																							
	土日祝	7,500	12,000	12,800	30,000																																																																							
第 1 会議室	共通	1,200	2,100	2,300	5,300																																																																							
第 2 会議室	共通	600	1,100	1,200	2,600																																																																							
第 3 会議室	共通	1,700	2,900	3,000	7,000																																																																							
和室	共通	1,200	2,100	2,300	5,300																																																																							
第 4 会議室	共通	1,200	2,100	2,300	5,300																																																																							
第 5 会議室	共通	1,200	2,100	2,300	5,300																																																																							
第 6 会議室	共通	1,000	1,800	2,000	4,500																																																																							
第 7 会議室	共通	1,900	3,300	3,600	8,200																																																																							

	(その他) 東大阪市立中公民館貸出会議室等				
職員配置の状況	(平成 20 年 4 月現在) 指定管理者の職員 11 名 (常勤者 8 名、本社兼務者 3 名)				
施設取得費	216 百万円				
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高 (百万円) (平成 20 年 3 月末)		
	昭和 41 年 12 月	110	－		
将来の修繕計画	市民会館の整備方針を検討する中で、文化会館のあり方についても考える。				
市の年間収支 (千円)			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入		8,314	7,681	8,012
	歳出 (①＋②)		41,811	39,670	38,243
	指定管理委託料①		41,811	39,670	38,243
	その他②		－	－	－
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	計画①	1,945 件	1,799 件	1,614 件
	利用件数の 前年対比	実績②	1,799 件	1,614 件	1,889 件
		達成率②/①	92.5%	89.7%	117.0%
利用状況 2	指標名	計画①	50%	50%	50%
	稼働率	実績②	31%	28%	31%
		達成率②/①	62%	56%	62%
利用状況 3	指標名	計画①	68,319 人	65,510 人	64,633 人
	利用者総数の 前年対比	実績②	65,510 人	64,633 人	70,540 人
		達成率②/①	95.9%	98.7%	109.1%
類似施設	市施設	東大阪市立市民会館			

①施設の稼働状況

文化会館における貸室等の稼働率の年度推移は以下のとおりである。

(文化会館の稼働率年度推移)

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用回数	稼働率	利用回数	稼働率	利用回数	稼働率
第 1 会議室	282	31%	280	30%	401	43%
第 2 会議室	527	57%	521	56%	533	58%
第 3 会議室	380	41%	345	37%	360	39%
第 4 会議室	311	34%	250	27%	298	32%
第 5 会議室	183	20%	191	21%	240	26%
第 6 会議室	299	32%	264	29%	316	34%
第 7 会議室	282	31%	240	26%	243	26%
会議室計	2,264	35%	2,091	32%	2,391	37%
和室	173	19%	139	15%	108	12%
大ホール	133	14%	123	13%	114	12%
総合計	2,570	31%	2,353	28%	2,613	31%

うち 市内在住者	1,935	23%	1,677	20%	1,869	22%
-------------	-------	-----	-------	-----	-------	-----

うち 非営利利用	1,958	24%	1,798	22%	1,921	23%
-------------	-------	-----	-------	-----	-------	-----

※ 平成 17 年度から平成 19 年度までの開館日数はいずれも 308 日であり、1 日の貸出時間区分は、午前・午後・夜間の 3 区分となっている。

※ 稼働率：利用回数／（開館日数×貸出時間区分）

稼働率年度推移の総合計欄からもわかるように、文化会館の稼働率は 28～31%と低調である。平成 19 年度において、総利用回数は前年度比で 260 回（11.0%）の増加となっているものの、市内の類似施設である市民会館の稼働率が 50%超であることを考えると、相対的に稼働率が低いことがわかる。

また、市庁舎移転（平成 15 年 5 月）前は、旧庁舎が文化会館の向かいにあったことから、公用の利用が多く、その分稼働率を押し上げていたが、現在では公用利用も減少している。

市庁舎移転前後の公用による利用推移は以下のとおりである。

年度	総利用回数 (稼働率)	うち公用利用回数 (総利用回数に対する割合)
平成 14 年度 (市庁舎移転前)	4,177 (50%)	1,195 (29%)
平成 16 年度 (市庁舎移転後)	2,767 (33%)	303 (11%)

②施設のあり方（意見）

「第3. 5. 公の施設の耐震調査・改修状況」によれば、文化会館は特定建築物に該当し（下記参照）、法が規定する耐震改修診断が必要である。平成11年3月の第1次診断に係る耐震診断報告書では、耐震補強が必要であると判断されている。

条件	特定建築物（その他の多数利用の建築物）	文化会館
階数	3階以上	地上4階、地下1階
床面積	1,000 m ² 以上	3,946.77 m ²
構造等	昭和56年5月31日以前の基準で建築された建築物	昭和42年11月1日竣工

しかし、これまで耐震補強設計のための第2次診断は実施されていない。これは、市民会館の建替を前提として文化会館のあり方が検討されてきたため、市民会館の建替論議に進捗がない中で、文化会館の耐震問題が放置されてきたためである。

現時点で文化会館の第2次耐震診断及びその後の耐震補強工事は計画されていない。また、文化会館背面の外壁について、剥落があるにも関わらず、修繕費は予算化されず、現在ロープにより立ち入りを禁止するのみである。また、屋上部分のコンクリートの劣化及び防水性能の著しい低下に対しても何ら手が打たれていない。

文化会館は、旧庁舎があった時代には、旧庁舎と機能的一体性をもって一定の文化的役割を果たしていたと考えられるが、庁舎が移転した後は、役割が大きく低下したと言わざるを得ない。そのことは、近年の稼働率の低迷から見ても明らかである。

また、施設の耐震強度不足や老朽化に対して何ら抜本的な対策が取られない現状において、施設を今後も使用し続けることは利用者の安全面から問題である。

利用ニーズの低下及び耐震強度不足が明らかな現状からすれば、早急に文化会館の廃止を検討すべきである。

(18) 市民会館

公の施設の名称	東大阪市立市民会館	【直営】																																														
施設写真																																																
所在地	東大阪市永和 2-1-1																																															
所管部署	教育委員会 社会教育部 社会教育課																																															
指定管理者	平成 18 年度：（財）東大阪市施設利用サービス協会 平成 19、20 年度：暫定直営																																															
設立目的	文化教養の向上等市民福祉の増進を図る。																																															
敷地面積	3,270.20 m ²																																															
延床面積	10,143.50 m ²																																															
開館(竣工)年月	昭和 42 年 4 月																																															
施設の内容	ホール、展示室及び会議室の貸出 （貸出物件） 市民ホール（1,504 席、993.3 m²） 展示室（222.0 m²） 会議室 11 室（16.2～126.8 m²、計 624.0 m²） 集会室 4 室（52.0～242.0 m²、計 570.3 m²） 和室 3 室（38.8～71.8 m²、計 154.4 m²） （基本使用料金）（単位：円） <table><tr><th rowspan="2">ホール室名</th><th>時間</th><th>午前 9:00～ 12:00</th><th>午後 13:00～ 17:00</th><th>夜間 18:00～ 21:30</th><th>全日 9:00～ 21:30</th></tr><tr><th>区分</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">市民ホール</td><td>平日</td><td>17,000</td><td>29,000</td><td>30,000</td><td>72,000</td></tr><tr><td>土日祝</td><td>21,000</td><td>36,000</td><td>38,000</td><td>90,000</td></tr><tr><td>展示室</td><td>共通</td><td>4,500</td><td>7,500</td><td>6,000</td><td>15,000</td></tr><tr><td>5F1 会議室</td><td>共通</td><td>900</td><td>1,500</td><td>1,700</td><td>3,800</td></tr><tr><td>5F2 会議室</td><td>共通</td><td>300</td><td>400</td><td>500</td><td>1,000</td></tr><tr><td>5F3 会議室</td><td>共通</td><td>400</td><td>600</td><td>700</td><td>1,400</td></tr></table>		ホール室名	時間	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:30	全日 9:00～ 21:30	区分					市民ホール	平日	17,000	29,000	30,000	72,000	土日祝	21,000	36,000	38,000	90,000	展示室	共通	4,500	7,500	6,000	15,000	5F1 会議室	共通	900	1,500	1,700	3,800	5F2 会議室	共通	300	400	500	1,000	5F3 会議室	共通	400	600	700	1,400
ホール室名	時間	午前 9:00～ 12:00		午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:30	全日 9:00～ 21:30																																										
	区分																																															
市民ホール	平日	17,000	29,000	30,000	72,000																																											
	土日祝	21,000	36,000	38,000	90,000																																											
展示室	共通	4,500	7,500	6,000	15,000																																											
5F1 会議室	共通	900	1,500	1,700	3,800																																											
5F2 会議室	共通	300	400	500	1,000																																											
5F3 会議室	共通	400	600	700	1,400																																											

	5F4 会議室	共通	400	600	700	1,400
	5F5 会議室	共通	1,700	2,900	3,000	7,200
	第1 会議室	共通	900	1,500	1,700	3,800
	第2 会議室	共通	900	1,500	1,700	3,800
	第3 会議室	共通	900	1,500	1,700	3,800
	第4 会議室	共通	2,000	3,000	3,300	7,700
	第5 会議室	共通	500	600	800	1,700
	第3 会議室	共通	800	1,200	1,400	3,000
	第1 和室	共通	1,100	1,700	1,800	4,200
	第2 和室	共通	600	900	1,100	2,300
	第3 和室	共通	600	1,000	1,200	2,600
	大集会室	共通	3,300	5,700	6,000	13,500
	第1 集会室	共通	800	1,200	1,400	4,900
	第2 集会室	共通	1,200	1,900	2,100	12,300
	第3 集会室	共通	3,000	5,000	5,200	3,000
職員配置の状況	(平成 20 年 4 月現在) 職員総数 7 名 (市職員 1 名、 (財) 施設利用サービス協会 6 名)					
施設取得費	1,372 百万円					
起債発行状況	発行年月		発行金額 (百万円)		残高 (百万円) (平成 20 年 3 月末)	
	昭和 41 年、42 年		394		－	
将来の修繕計画	建替が前提であり、特に修繕計画は立案されていない。					
年間収支 (千円)			平成 17 年度 管理委託	平成 18 年度 指定管理	平成 19 年度 直営	市負担
	歳入		31,008	30,120	28,502	－
	施設運営費 (①＋②＋③)		92,297	94,301	70,197	22,254
	委託料①		61,542	58,987	58,475	－
	警備委託料		38,165	36,638	36,273	－
	清掃委託料					
	設備保守委託		23,377	22,349	22,202	－
	その他					
	光熱水費②		23,606	23,035	－	22,003
	その他③		7,149	12,279	11,722	251
	人件費 (※)		22,203	18,260	16,544	9,000
	合計		114,500	112,561	86,741	31,254
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	7,514 人	7,326 人	7,637 人	
	利用件数の 前年対比	実績②	7,326 人	7,637 人	7,600 人	
		達成率②/①	97.5%	104.2%	99.5%	
利用状況 2	指標名	計画①	357,266 人	347,664 人	364,128 人	
	利用者総数 の前年対比	実績②	347,664 人	364,128 人	348,742 人	
		達成率②/①	97.3%	104.7%	95.8%	
利用状況 3	指標名	計画①	52%	50%	54%	
	稼働率の 前年対比	実績②	50%	54%	54%	
		達成率②/①	96.2%	108%	100%	
類似施設	市施設	東大阪市立文化会館				

前期基本計画第 3 次実施計画における関連事業計画	事業名	概要	目標及び計画
	市民会館等文化施設整備の検討【社会教育課】	効果的な生涯学習の推進、市民文化の振興を図り、市民会館等文化施設の整備のあり方を検討する。	文化施設整備方針の策定

※ 人件費は概算にて算出している。

※ 委託先職員の人件費総額は実績にて計上している。

①施設の稼働状況（意見）

市民会館における貸室等の稼働率の年度推移は以下のとおりである。

（市民会館の稼働率年度推移）

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用回数	稼働率	利用回数	稼働率	利用回数	稼働率
5F1 会議室	477	52%	511	55%	500	54%
5F2 会議室	567	61%	590	64%	603	65%
5F3 会議室	560	61%	525	57%	533	58%
5F4 会議室	449	49%	528	57%	495	54%
5F5 会議室	376	41%	419	45%	458	50%
第 1 会議室	547	59%	650	70%	643	70%
第 2 会議室	438	47%	551	60%	550	60%
第 3 会議室	337	36%	494	53%	486	53%
第 4 会議室	389	42%	427	46%	418	45%
第 5 会議室	499	54%	540	58%	534	58%
第 6 会議室	567	61%	589	64%	626	68%
小計	5,206	51%	5,824	57%	5,846	58%
大集会室	449	49%	511	55%	523	57%
第 1 集会室	627	68%	590	64%	627	68%
第 2 集会室	352	38%	381	41%	432	47%
第 3 集会室	770	83%	746	81%	652	71%
集会室計	2,198	59%	2,228	60%	2,234	60%
第 1 和室	276	30%	319	35%	283	31%
第 2 和室	365	40%	351	38%	325	35%
第 3 和室	450	49%	493	53%	549	59%
和室計	1,091	39%	1,163	42%	1,157	42%
大ホール	415	45%	431	47%	400	43%
展示室	264	29%	252	27%	370	40%
総合計	9,174	50%	9,898	54%	10,007	54%

うち 市内在住者	8,277	45%	8,627	47%	8,786	48%
-------------	-------	-----	-------	-----	-------	-----

うち 非営利利用	8,461	46%	9,219	50%	9,616	52%
-------------	-------	-----	-------	-----	-------	-----

※平成 17 年度から平成 19 年度までの開館日数はいずれも 308 日であり、1 日の貸出時間区分は、午前・午後・夜間の 3 区分となっている。

※稼働率：利用回数／（開館日数×貸出時間区分）

稼働率年度推移の総合計欄からもわかるように、市民会館の貸室等利用回数は平成 18 年度前年度比で 7.9%、平成 19 年度前年度比で 1.1%それぞれ増加している。しかし、利用回数の増加には公用利用の増加による影響が含まれている（平成 18 年度前年度比 123 件増、平成 19 年度前年度比 199 件増）ため、その影響を排除して利用回数の増減を計算すると、前年度比で、6.6%、△0.9%それぞれ増減している。

市民会館では、平成 20 年度になってホームページを開設しており、今後は利用者の増加が期待できるが、Web 予約ができる状態にはないことから、利用者の利便性を考慮すると、劇的な変化は期待できないものと思われる。

現在、貸室等の稼働率について、年度ごとの目標値の設定やそれを達成するための具体的な施策の立案はされていない。今後は、具体的な数値目標を設定するとともに、ホームページの積極的な活用、自主事業の充実、文化福祉団体等への広報活動等をとおして、目標達成のための具体的なアプローチの設定・実施が必要になる。

②委託契約の方法

ア) 直近 3 年の主な委託契約の状況

市民会館における主な再委託契約の年度推移は以下のとおりである。

(市民会館の再委託契約年度推移)

内容	年度	相手先	金額（千円）	契約方法	随意契約の場合 その理由
清掃等管理業務	17	太平ビルサービス大阪(株)	38,165	随意契約	下記参照
	18	同上	36,638	同上	同上
	19	同上	36,272	同上	同上
舞台・調光・音響業務	17	(株)ディー・スタッフ	11,865	随意契約	下記参照
	18	同上	11,400	同上	同上
	19	同上	11,286	同上	同上
ホール空調保守点検業務	17	不二熱学サービス(株)	2,606	随意契約	下記参照
	18	同上	2,501	同上	同上
	19	同上	2,476	同上	同上

イ) 契約手続（意見）

上記の業務委託は、すべて随意契約により行われている。市民会館としては、いずれの契約においても、契約業者が館内を熟知していること、常駐または定期的な点検が可能であること等の理由から、業者変更の場合は能率が低下することが予想されるため、業者変更は不可であると判断している。

しかし、清掃等の管理業務については、技術的制約が少ないことから、管理・点検業務の中でも特に価格競争を促しやすい業務であり、これを入札とせず、随意契約としているのは、問題である。

もっとも、直接の契約は市民会館の管理委託先である(財)東大阪市施設利用サービス協会（以下、「サービス協会」という。）が行っており、清掃業務について随意契約が可能か否かは第一義的にサービス協会の契約規則によることになる。サービス協会の会計処理規則第 35 条第 1 項第 1 号によれば、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき」に随意契約できるとされており、清掃業務の特徴からすれば、同号を適用することはできないものと思われる。

また、ホールの舞台管理業務については、確かに技術的要請は強いものの、同様の業務を文化会館でも委託していることから、両者の契約を組み合わせること等により、契約金額を抑制する余地はあるものと思われる。さらに、設備の設置業者にしか保守点検が行えないようなものも存在することは否定しないが、複数年契約等を採用することにより、単年度の契約金額を抑制することは可能である。

市として管理委託先であるサービス協会に自法人の契約規則に従うことを指導することはもちろんであるが、委託契約書または指定管理者制度採用時の委任協定書等の中で、準拠すべき市の財務規則等の項目を明記した上で、市のモニタリング及び指導力を発揮することにより、管理・点検業務の委託契約金額の抑制に努める必要がある。

③耐震対策と建替計画

ア) 建替論議の経過

市民会館の建替論議に関する経過は以下のとおりである。

年 月	内 容
昭和 42 年 4 月	現市民会館の供用開始
平成 11 年 3 月	新市民会館建設構想調査 →断続的な改修等による対応に限界がきており、新市民会館の建設計画・整備を行うべき時期が迫ってきている中で、新市民会館整備のあり様・ビジョンを構築する。
平成 12 年 3 月	第 1 次耐震性能診断 →全階耐震性能不足が判明
平成 16 年 3 月	複合（総合）文化施設適応調査 →老朽化に伴う断続的な改修等による対応に限界がきていること、また、併設していた結婚式場の廃止（H12）、地下レストランの撤退（H14）、近隣にある永和図書館の老朽化などが問題化していることから、図書館等との複合化の適応について検討し、複合文化施設整備のあり様・ビジョンを構築する。
平成 17 年度	現市民会館での、永和図書館との複合が決定、移転費用の予算化 →市民会館の耐震問題が浮上し、図書館移転計画中止
平成 18 年 6 月	第 2 次耐震性能診断（耐震補強計画調査） →概算耐震補強工事費約 30 億円、補強後の施設はホール機能が損なわれる。

イ) 建替計画の具体化（意見）

平成 19 年度末現在、新市民会館の建設構想から 9 年、現市民会館の耐震性能不足が判明してから 8 年が経過している。また、その間、屋上底部のコンクリート落下、外壁の剥落、雨漏り等が生じているにも関わらず、財源不足及び建替計画の遅れにより、抜本的な修繕ができていない状況にある。さらに、市民ホール等における設備の老朽化は酷く、交換部品の調達すら困難な状態にある。

平成 12 年 3 月に実施された第 1 次耐震性能診断の結果から、市民会館の耐震性能に重大な欠陥があることは明らかであり、また、平成 18 年 6 月に実施された第 2 次耐震性能診断の結果からもわかるように、現状の市民会館のまま耐震補強工事を行うことは財政的に、また補強後に施設機能の著しい低下が予想されることから非現実的である。

一方、市民会館の建替には、約 70 億円の莫大な財源が必要になるとされており、現在の市の厳しい財政事情からすれば、市民会館の建替計画が容易に進捗しないことは理解できる。しかし、市民会館の建替計画は、老朽化著しい永和図書館の移転計画

や文化会館の今後のあり方と密接に関係している。また、1,500席を有する大ホールは市内において他になく、市民の文化教養の向上の観点からも有用な施設であることは疑いのないところである。

市においては、1日も早く市民会館の建替論議に決着を付け、建替に向けて具体的に動き出すことが望まれる。

現在、市民会館の使用は続けられているが、耐震性能に重大な欠陥のある市民会館を、耐震補強工事も行わない状態で建替までの間使用し続けることが、利用者の安全上許されるのかという問題がある。市として当該問題点を把握しながら、以前と変わらず市民の利用に供していることは憂慮すべき状況である。施設の有用性は理解できるが、何よりも安全上の観点から、建替までの間、施設全体の使用を中止することも検討すべきである。確かに市民サービスの一時的な低下は避けられないが、市民の安全を守るという見地から、致し方ないものとする。

(19) 花園図書館

公の施設の名称	東大阪市立花園図書館			【直営】
施設写真				
所在地	東大阪市吉田 4-7-20			
所管部署	教育委員会 社会教育部 花園図書館			
設立目的	社会教育、生涯学習の拠点として一般図書・児童書、郷土資料他各種資料を収集し、貸出・閲覧を行い、学習の場を提供することにより利用者の利益に供する。			
敷地面積	2,719.46 m ²			
延床面積	2,301.87 m ²			
開館（竣工）年月	平成 3 年 12 月 18 日			
施設の内容	図書の閲覧・貸出 （図書） 一般書、児童書、新聞・雑誌、郷土・行政資料、ビデオ・CD、司馬遼太郎コーナー、録音室、対面朗読室、視聴覚室等 （開館時間） 午前 10 時から午後 5 時（火・水曜日は午後 7 時まで） （休館日） 月曜日、祝日、月末日、図書整理期間（年間約 14 日）、12 月 30 日～1 月 5 日			
職員配置の状況	（平成 20 年 9 月現在） 職員総数 18 名（職員 6 名、再任用職員 2 名、専門職非常勤嘱託 10 名（10 名全員が図書館司書））			
施設取得費	不明			
起債発行状況	発行年月	発行金額 （百万円）	残高（百万円） （平成 20 年 3 月末）	
	—	—	—	
将来の修繕計画	大規模修繕は予定されていない。			
年間収支 （千円）		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年
	歳入	407	336	286

	施設運営費 (①＋②＋③)		55, 399	56, 200	55, 322
	委託料①		9, 512	9, 310	8, 759
	警備委託料		378	378	378
	清掃委託料		316	316	304
	設備保守委託料		8, 818	8, 616	8, 077
	その他		0	0	0
	光熱水費②		7, 436	7, 488	7, 934
	その他③(嘱託人件費)		38, 451	39, 402	38, 629
	人件費 (※)		54, 000	57, 000	61, 000
	合計		109, 399	113, 200	116, 322
利用状況		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
利用状況 1	指標名	計画①	—	—	—
	貸出冊数	実績②	519, 707 冊	546, 245 冊	536, 243 冊
		達成率②/①	—	—	—
利用状況 2	指標名	計画①	—	—	—
	貸出人数	実績②	106, 849 人	111, 494 人	109, 562 人
		達成率②/①	—	—	—
利用状況 3	指標名	計画①	—	—	—
	リクエスト数	実績②	17, 601 冊	24, 464 冊	25, 952 冊
		達成率②/①	—	—	—
類似施設	府施設	府立中央図書館			
	市施設	東大阪市立永和図書館・同大蓮分室、旭町図書館・同石切分室			
前期基本計画第 3 次実施計画における関連事業計画	事業名	概要		目標及び計画	
	図書館図書購入経費【図書館総務室】	市立図書館における各分野の図書資料を購入し、各種情報の提供を行う。		年間貸出冊数 1, 750, 000 冊 (現状 1, 671, 114 冊)	

※人件費は概算にて計上している。

①東大阪市における図書館の整備状況

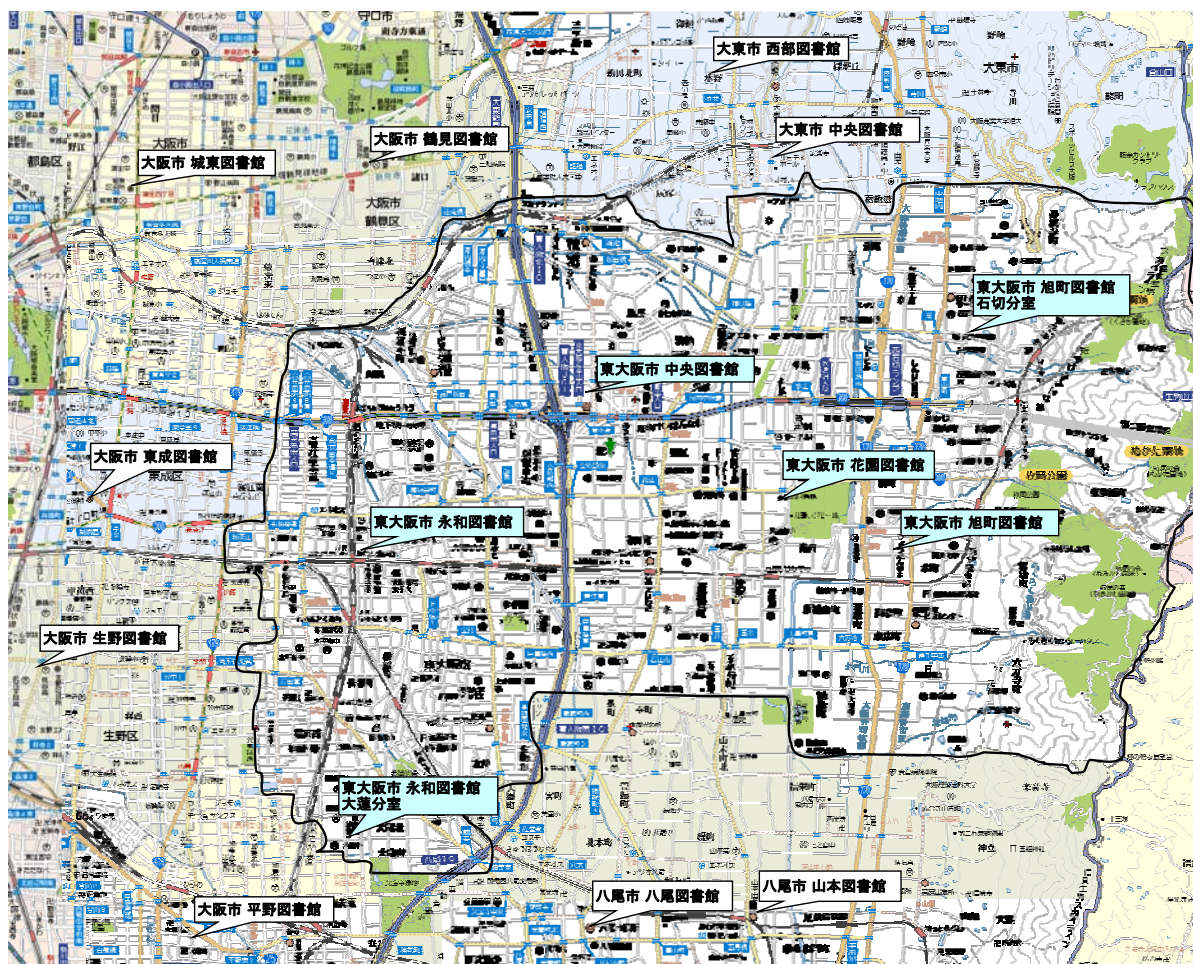
ア) 図書館の配置(意見)

下図のとおり、現在東大阪市内には、市立図書館として3館2分室、府立中央図書館が1館存在し、その他市立永和図書館が管轄する移動図書館が市内全域49ステーションを巡回している。また、府内4市(大阪市、八尾市、柏原市、大東市)と図書館の相互利用協定を締結している。

公の施設としての図書館を新たに整備することは、永和図書館の様な老朽化による建替等の場合を除き、東大阪市の財政事情からは当面困難であると思われるが、府立図書館や近隣市の市立図書館との連携及び当該連携に関する広報を通じて、ま

た、移動図書館の拠点やステーションを工夫することにより、図書館利用に関する住民サービスの水準を維持、発展させていくことは十分可能であり、今後も既存の施設を利用した積極的取り組みが期待される。

(東大阪市及び近隣市図書館配置図)



イ) 中核市比較

下記の表は、東大阪市を含む中核市 35 市の市立図書館活動指標を比較したものである。なお、人口に比して東大阪市の登録者数が極端に少ないのは、東大阪市の集計方法が、調査年度の新規登録者及び過年度登録者のうち調査年度に一度でも利用のあった者の合計値としているのに対し、他の中核市が過年度の登録者をすべての集計に含めていることが予想されるためである。したがって、両者を単純に比較することはできず、登録者数及び登録者数を利用する活動指標はあくまでも参考値として表示している。

(市立図書館活動指標比較表)

中核市	①人口	②面積	③登録者	④登録率	⑤蔵書回転率	⑥蔵書冊数※1	⑦図書館費	⑧資料購入費※1	⑨貸出冊数※1
	人	k m ²	人	%		冊	千円	円	冊
東大阪	510,557	61.8	39,328	7.7	2.4	1.4	422,922	123.4	3.3
函館	295,388	677.8	68,669	23.2	2.1	1.7	298,773	213.2	3.7
旭川	356,087	747.6	194,650	54.7	2.2	2.8	604,721	226.2	6.1
青森	311,101	824.6	98,070	31.5	1.5	2.1	116,452	107.4	3.3
秋田	329,295	905.7	41,256	12.5	1.4	1.8	150,607	76.2	2.5
郡山	337,542	757.1	142,661	42.3	1.8	2.4	207,578	157.2	4.2
いわき	350,235	1231.3	67,592	19.3	2.8	1.4	2,393,822	165.3	4.0
宇都宮	504,162	416.8	166,265	33.0	2.4	2.7	712,914	232.0	6.4
川越	333,360	109.2	153,414	46.0	1.9	2.2	340,280	122.5	4.2
船橋	579,747	85.6	175,031	30.2	1.6	1.9	302,750	201.6	3.2
横須賀	421,180	100.7	205,270	48.7	1.8	1.9	598,861	166.8	3.5
相模原	703,178	328.8	278,126	39.6	2.4	1.7	456,075	141.3	4.0
富山	418,150	1241.9	113,367	27.1	2.0	2.1	589,168	182.6	4.3
金沢	454,442	467.8	198,464	43.7	1.9	2.3	728,425	150.1	4.3
長野	381,903	738.5	60,632	15.9	1.9	2.1	349,050	199.1	4.0
岐阜	422,593	202.9	152,003	36.0	2.8	1.2	279,142	79.8	3.4
豊橋	381,656	261.4	183,061	48.0	1.6	2.4	429,073	143.8	3.8
岡崎	371,413	387.2	126,758	34.1	2.4	1.6	459,887	163.9	3.9
豊田	416,243	918.5	234,982	56.5	2.5	3.4	668,206	523.6	8.4
高槻	359,193	105.3	101,849	28.4	2.0	3.4	818,135	341.3	6.8
姫路	535,661	534.3	118,127	22.1	1.9	2.2	398,192	113.9	4.2
奈良	370,852	276.8	109,795	29.6	2.0	1.6	157,967	132.2	3.2
和歌山	372,207	210.2	98,504	26.5	1.6	1.1	306,649	89.9	1.8
岡山	683,258	789.9	88,714	13.0	2.5	2.1	549,475	160.7	5.1
倉敷	471,401	354.5	63,843	13.5	2.1	2.4	648,583	196.6	5.1
福山	462,775	518.1	156,991	33.9	3.0	1.8	566,265	201.0	5.2
下関	292,284	715.9	85,603	29.3	2.0	1.9	202,300	154.4	3.7
高松	424,597	375.1	218,218	51.4	2.3	2.4	566,066	292.6	5.4
松山	513,338	429.0	215,162	41.9	2.2	1.1	72,690	141.6	2.4
高知	326,321	264.3	35,565	10.9	1.8	2.5	542,353	231.8	4.5
熊本	667,899	266.8	182,635	27.3	2.1	1.3	210,376	140.0	2.8
大分	466,673	501.3	148,071	31.7	1.8	0.9	259,048	78.4	1.7
宮崎	367,373	596.8	131,753	35.9	2.0	1.2	220,388	97.8	2.4
鹿児島	602,584	547.0	268,216	44.5	1.9	1.3	296,822	70.7	2.5
平均値	435,137	499.0	137,107	32.1	2.1	2.0	468,353	171.1	4.0

※ 富山市立図書館調べ（平成 19 年 6 月調査、図書館総務室より入手）をもとに作成している。

※ 長崎市（未回答）を除く 34 中核市について記載している。

※1 市民一人当たりの指標である。

特徴的な指標として、⑤蔵書回転率、⑥市民一人当たり蔵書冊数、⑧市民一人当たり資料購入費、⑨市民一人当たり貸出冊数が上げられる。指標の意義及び中核市中の順位は以下のとおりである。

一般的に蔵書回転率は、図書館及び図書館司書の選書方針と関係している。東大阪市の蔵書回転率の中核市における順位は高く、他の中核市に比べ、効率的な選書を行っていることがわかる。

一方、蔵書冊数や資料購入費は、市の財政状態や文化教育事業に対する市の姿勢に依存し、貸出冊数は、開架図書の充実度、貸出に関する市民の利便性、市の文化教育事業の市民への浸透度に依存すると考えられる。市民一人当たりの蔵書冊数・資料購入費・貸出冊数のいずれにおいても東大阪市の中核市における順位は低く、図書館の設置状況、図書の充実度等において、他の中核市に劣っていることがわかる。

指標名	意義	数値	順位
⑤蔵書回転率	(個人貸出冊数÷蔵書数) 1冊の蔵書が平均して何回貸し出されたかを示す指標である。 利用される本(認知度の高い本、人気のある本等)を数多く選書していれば、当該数値は大きくなる。	2.4回	6位
⑥市民一人当たり蔵書冊数	(蔵書数÷市の人口)	1.4冊	26位
⑧市民一人当たり資料購入費	(資料購入費÷市の人口)	123.4円	25位
⑨市民一人当たり貸出冊数	(個人貸出冊数÷市の人口)	3.3冊	24位

ウ) 府内類似都市比較(意見)

以下の表は、東大阪市と府内類似都市の図書館サービスを比較したものである。

(図書館サービスの府内類似都市比較)

市名	人口	資料購入費		資料貸出件数		Web 予約	面積 (k㎡)	図書館数		
		総額 (千円)	一人当 たり (円)	総数(件)	一人当 たり (件)			図書館 (※1)	分室	移動図書 館拠点数
東大阪市	510,557	62,941	123	1,704,436	3.34	×	61.8	3	2	49
豊中市	387,451	83,981	217	3,396,669	8.77	○	36.6	9	1	19
吹田市	350,429	88,383	252	2,064,592	5.89	○	36.1	6(1)	1	30
茨木市	268,907	110,724	412	3,937,581	14.64	○	76.5	5(1)	7	22
高槻市	359,193	137,196	382	2,843,942	7.92	○	105.3	5(1)	－	27
枚方市	409,118	114,673	280	3,891,967	9.51	×	65.1	8(1)	11	27
寝屋川市	244,189	45,214	185	1,069,946	4.38	○	24.7	2(1)	4	31
八尾市	273,883	68,636	251	1,859,448	6.79	○	41.7	3	－	25
岸和田市	204,384	38,739	190	932,158	4.56	○	72.2	3(1)	1	24
8市平均	312,194	85,943	275	2,499,538	8.01					

- ※ 類似都市とは、人口 20 万人以上の大阪府下都市（ただし、政令指定都市を除く）を表している。
- ※ 人口、資料購入費及び資料貸出件数については、図書館総務室から入手した資料に基づくものであり、それ以外については、各市のホームページ等から情報を入手している。
- ※ 人口、資料購入費及び資料貸出件数については、平成 18 年度末または決算の数値を利用しており、それ以外については、調査日時点の各市公表数値を利用している。
- ※1 （ ）は、図書館数のうち、各市において中央図書館として位置づけられているものを内書している。

市は、平成 18 年度に大阪府下類似都市との図書館サービス主要指標の比較調査を実施している。それによれば、東大阪市の一人当たり資料購入費及び資料貸出件数は、類似都市中、最下位となっている。また、調査外項目では、Web 予約ができないこと、面積に比して図書館数（分室含む）が少ないこと、図書館数の少なさを移動図書館のステーション数の多さでカバーしていることなどが特徴的な点として上げられる。

「第 4. 4. (19) ①イ) 中核市比較」にあるように、東大阪市の図書館サービスにおける各種指標の中核市順位は相対的に低いものとなっている。市としては、当面の目標として、中核市における各種指標の順位を上げることよりも、まずは類似 8 都市の平均値以上の図書館サービスを提供することを考えている。

公立図書館の重要な使命の一つは、市民の教育と文化の発展に寄与するため、広く市民に利用されることである。そのための重要な指標の一つが一人当たり資料貸出件数であり、これを高めるための手段が、資料購入費の増額や貸出に関する利用者の利便性向上などである。市として、財政状態が逼迫する中で、資料購入費の増額が困難であっても、一人当たり貸出件数を高めていくための種々の効果的な施策の実行が求められる。

②指定管理者制度採用の検討（意見）

東大阪市内には、市立図書館が 3 館 2 分室存在するが、現在、管理・運営は市職員が直営で行っている。全国的に見ても、公の施設の中で図書館の管理・運営を指定管理者に委任している地方自治体はごく少数である。政令指定都市では北九州市、仙台市、浜松市、広島市、神戸市、大阪府下の市町村では大東市、大阪狭山市があるだけで、東大阪市内を含めた中核市に指定管理者制度を採用しているところは確認できていない。

これは、図書館法第 17 条が入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価の徴収をも禁じていることから、公立図書館の指定管理者制度実施により経済的な利益を期待することは難しいと考えられ、その結果、民間事業者等による施設の管理・運営に適さないと判断されていることにも原因がある。また、市場に利用料金を徴収せず同様のサービスを提供している民間事業者等が存在しないことからノウハウの蓄積がないという批判や、指定管理者制度実施後の事業の継続性、他の公立図書館との連携、ノウハウの公開等の観点から、指定管理者制度の採用を疑問視する向きもある。

しかし、指定管理委託料が適正な水準にある限り、図書館の利用が無料であったとしても、指定管理者となった民間事業者等は十分に利益を確保することが可能であり、図書館法第 17 条は指定管理者制度の採用を拒む理由とはならない。また、それ以外の批判については、他の公の施設にも共通する部分があり、図書館固有の問題とは言えない。むしろ、指定管理者制度を導入することにより、接遇面でサービスの向上が期待できる。

いずれにしても、他の地方自治体の事例を分析・評価し、東大阪市において、図書館の管理・運営に指定管理者制度を採用することの可否について、検討すべきである。また、検討の結果、指定管理者制度を採用せず市職員による直営を継続することになったとしても、窓口業務や移動図書館の運営等について業務委託の可能性を検討することにより、人件費等経費の削減に努めるべきである。

(20) 永和図書館

公の施設の名称	東大阪市立永和図書館			【直営】
施設写真				
所在地	東大阪市高井田元町 2-9-23			
所管部署	教育委員会 社会教育部 永和図書館			
設立目的	社会教育の奨励、文化的教養の向上			
敷地面積	786. 70 m ²			
延床面積	777. 35 m ²			
開館（竣工）年月	昭和 32 年 2 月開設			
施設の内容	図書の閲覧・貸出 （図書） 一般書、児童書、新聞・雑誌、郷土・行政資料等 （開館時間） 午前 10 時から午後 5 時（火・水曜日は午後 7 時まで） （休館日） 月曜日、祝日、月末日、図書整理期間（年間約 14 日）、12 月 30 日～1 月 5 日			
職員配置の状況	（平成 20 年 4 月現在） 職員総数 16 名（うち、図書館司書職員 4 名、非常勤嘱託図書館司書職員 4 名） 職員 10 名（うち、移動図書館 3 名） 再任用職員 2 名（うち、移動図書館 2 名） 非常勤嘱託職員 4 名（うち、移動図書館 2 名） その他、アルバイト 1 名			
施設取得費	不明			
起債発行状況	発行年月	発行金額 （百万円）	残高（百万円） （平成 20 年 3 月末）	
	—	—	—	
将来の修繕計画	市民会館の整備方針を検討する中で、永和図書館のあり方についても考える。			

年間収支 (千円)			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入		—	—	—
	施設運営費 (①＋②＋③)		7,148	7,239	7,364
	委託料①		3,889	3,889	3,889
	警備委託料		3,612	3,612	3,612
	清掃委託料				
	設備保守委託料		277	277	277
	その他		—	—	—
	光熱水費②		3,259	3,350	3,475
	その他③		—	—	—
	人件費 ※2		113,800	121,300	122,800
	合計		120,948	128,539	130,164
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1 (永和・移動図書)	指標名	計画①	—	—	—
	登録者	実績②	9,326 人	9,497 人	9,323 人
		利用率②/①	—	—	—
利用状況 2 (永和・移動図書)	指標名	計画①	—	—	—
	貸出冊数	実績②	546,295 冊	567,549 冊	587,413 冊
		利用率②/①	—	—	—
利用状況 3 (永和・移動図書)	指標名	計画①	—	—	—
	貸出人数	実績②	94,905 人	102,502 人	99,925 人
		利用率②/①	—	—	—
類似施設	府施設	府立中央図書館			
	市施設	東大阪市立永和図書館大蓮分室、東大阪市立花園図書館、東大阪市立旭町図書館・同石切分室			
前期基本計画第 3 次実施計画におけ る関連事業計画	事業名	概要		目標及び計画	
	図書館図書購入経費【図書館総務室】	市立図書館における各分野の図書資料を購入し、各種情報の提供を行う。		年間貸出冊数 1,750,000 冊 (現状 1,671,114 冊)	
	永和図書館整備事業【図書館総務室】	永和図書館は建替整備を基本とするが老朽化が著しく放置できない状況にあることから解体し、図書サービスの継続及び蔵書保管のため暫定的に仮設永和図書館へ移転する。		地域の情報及び生涯学習の拠点である永和図書館の建替整備を図る。	

※ 人件費は概算にて計上している。

①永和図書館の移転・建替計画

ア) 永和図書館整備事業の経過概要

永和図書館の建替論議に関する経過は以下のとおりである。

年 月	内 容
昭和 32 年 2 月	永和図書館の開設
平成 11 年度	老朽化により「永和図書館建替え調査」を実施
平成 12 年度	上記に引き続き、「永和図書館建替え基本計画調査」を実施
平成 15 年 2 月	『東大阪市第 2 次総合計画』を策定、永和図書館の建替整備方針が盛り込まれる。
平成 15 年 4 月	永和図書館建替に関わる調査として、「市民会館との複合（総合）文化施設の適合可能性調査」を実施
平成 17 年 4 月	暫定措置として市民会館への移転費用が予算化される。
平成 17 年 12 月	設計変更により補正予算を計上するも、市民会館の耐震性能診断の結果が出るまで予算執行を保留。翌年度に予算繰越。
平成 18 年度	市民会館の耐震調査の結果、永和図書館の同館への移転を断念。

イ) 施設の使用停止（意見）

「第 3. 5. 公の施設の耐震調査・改修状況」によれば、床面積が基準値を下回るため、永和図書館は特定建築物に該当せず、法が規定する耐震改修診断は必要とされていない。

しかし、永和図書館は広く市民に利用されており（平成 19 年度貸出人数 76,720 人（内児童 13,422 人））、耐震補強調査が行われていないまま市民の利用に供している現状は極めて問題である。

また、財源不足から、必要な修繕費用が予算化されず、外壁の剥落、屋上防水塗装の剥離、雨漏り、土地の隆起・陥没等の問題に対し、抜本的対策が取られないでいる。

以上より、同館の可及的速やかな使用停止の検討が求められる。現状を放置することは、同館を利用する市民及び同館で働く職員の安全上、問題である。なお、市民サービスの空白期間をできる限り短くするためにも、仮設図書館の設置や他施設の利用も含めた建替工事計画の検討を進めていくことが重要である。

(21) 永和図書館大蓮分室

公の施設の名称	東大阪市立永和図書館大蓮分室				【直営】
施設写真					
所在地	東大阪市大蓮北 4-3-25				
設立目的	社会教育の奨励、文化的教養の向上				
敷地面積	1,601.87 m ²				
延床面積	548.74 m ² （鉄骨平屋）				
開館（竣工）年月	平成 2 年 11 月開館				
施設の内容	図書の閲覧・貸出 （図書） 一般書、児童書、新聞・雑誌、郷土・行政資料等 （開館日及び開館時間） 毎週水・木・土曜日 午前 10 時から午後 5 時 （ただし、祝日、月末日、年末年始は除く）				
職員配置の状況	（平成 20 年 4 月現在） 職員総数 3 名 再任用職員 1 名、非常勤嘱託職員 2 名（うち、図書館司書 1 名） その他、ボランティア 6 名				
施設取得費	不明				
起債発行状況	発行年月	発行金額 （百万円）	残高（百万円） （平成 20 年 3 月末）		
	—	—	—		
将来の修繕計画	未定				
年間収支 （千円）		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	—	—	—	
	施設運営費 （①＋②＋③）	1,204	1,204	1,204	
	委託料①	1,204	1,204	1,204	
	警備委託料	368	368	368	
	清掃委託料	788	788	788	

	設備保守委託料		48	48	48
	その他		—	—	—
	光熱水費②		永和に含む	永和に含む	永和に含む
	その他③		—	—	—
	人件費		28,340	28,340	16,000
	合計		29,544	29,554	17,204
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	計画①	—	—	—
	登録者	実績②	2,520 人	2,524 人	2,657 人
		利用率②/①	—	—	—
利用状況 2	指標名	計画①	—	—	—
	貸出冊数	実績②	133,092 冊	128,880 冊	140,707 冊
		利用率②/①	—	—	—
利用状況 3	指標名	計画①	—	—	—
	貸出人数	実績②	24,184 人	23,451 人	25,140 人
		利用率②/①	—	—	—
類似施設	府施設	府立中央図書館			
	市施設	東大阪市立永和図書館、東大阪市立花園図書館、東大阪市立旭町図書館・同石切分室			

調査の結果、特に問題となる事項は発見されなかった。

(22) 長瀬青少年運動広場

公の施設の名称	長瀬青少年運動広場				【直営】
施設の写真					
所在地	東大阪市長瀬町 3-1-54				
所管部署	教育委員会 社会教育部 長瀬青少年運動広場				
設立目的	青少年のスポーツ・レクリエーション活動のためのスポーツ施設の場の提供				
敷地面積	10,889.89 m ²				
延床面積	1,008.53 m ²				
開館（竣工）年月	昭和 60 年 6 月				
施設の内容	青少年のためのスポーツ施設（野球場・テニスコート・柔道場） 開場時間：午前 9 時～午後 5 時 使用料：無料				
職員配置の状況	(平成 20 年 8 月現在) 職員 2 名・再任用職員 1 名・アルバイト 2 名				
施設取得費	3,215 百万円 (うち土地 1,483 百万円、造成及び施設費 1,732 百万円)				
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高（百万円） (平成 20 年 3 月末)		
	不明	不明	不明		
将来の修繕計画	近い将来における大規模修繕の予定はなし				
年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	5	5	5	
	施設運営費 (①＋②＋③)	13,519	10,041	18,500	
	委託料①	7,908	7,383	7,139	
	警備委託料	410	410	410	
	清掃委託料	7,498	6,973	6,729	
	設備保守委託料				
	その他				
	光熱水費②	1,239	1,175	1,396	
その他③	4,372	1,483	9,965		

	人件費（※）		41,800	26,600	26,600
	合計		55,319	36,641	45,100
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	計画①	36,155 人	30,694 人	33,397 人
	利用者数	実績②	30,694 人	33,397 人	29,546 人
		達成率②/ ①	85%	109%	89%
利用状況 2	指標名	計画①			
	全体 使用件数	実績②	1,199 件	1,212 件	1,111 件
		率②/①	—	—	—
利用状況 3	指標名	計画①			
	野球場 使用件数	実績②	322 件	312 件	318 件
		率②/①	—	—	—
類似施設	市施設	荒本青少年運動広場 以下はオーパス導入施設 <u>野球場</u> 吉原公園野球場（軟式野球, 中学生硬式野球, ソフトボール） 金岡公園野球場（軟式野球, 中学生硬式野球, ソフトボール） 布施公園野球場（軟式野球, 中学生硬式野球, ソフトボール） 本庄南公園野球場（軟式野球, 中学生硬式野球, ソフトボール） 菱屋東公園児童野球場（小学生硬式野球, 小学生軟式野球, 小学生ソフトボール, 女性ソフトボール・野球） 花園中央公園野球場（硬式野球, 軟式野球, ソフトボール） <u>市民広場</u> 稲葉市民広場（軟式野球, ソフトボール, サッカーなど） 石切市民広場（軟式野球, サッカー, ラグビーなど） 仮設水走グラウンド（軟式野球, 小中学生硬式野球, ソフトボール）			

※ 人件費は概算にて計上している。

①長瀬青少年運動広場設立の経緯

長瀬青少年運動広場は、昭和 60 年に、同和対策事業として、同和地区における青少年の健康増進、健全育成を図り、同和問題の解決に資することを目的とし設立された。

地対財特法が平成 14 年に失効したことに伴い、青少年運動広場条例の目的から「同和地区」「同和問題」の文言が削除され、平成 15 年 4 月 1 日より一般に開放されることとなった。

②野球教室の開催

野球場は、東大阪市立青少年運動広場条例に定める施設であり、利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない（同条例第3条第1項）。

現状では野球場は、上位組織である長瀬青少年センターの館長が、年間を通じ、野球の大会日を除く全開場日について野球教室として使用許可申請を行い、野球場を予約し確保しているが、実際には、野球教室として予約した時間帯を特定の地元少年野球チームに使用させている。

これは、平成15年に条例改正されるまでは、同運動広場は地元利用に限定され、野球チームに独占的に使用させてきたが、条例改正後一般に開放されることとなり、同野球チームの独占状況を継続するためこのような形をとっているものと考えられる。

③利用者間の公平性（意見）

地方自治法第10条第2項は「住民は（中略）その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有」するとの原則（平等原則）を定めている。この規定の趣旨を受け、同法第244条第3項では、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」と規定している。

同野球場については、住民に広く開放されるべき公の施設でありながら、オーパスに加入していないうえ、市の公式ホームページにも公開されていない。そのため、事実上、住民の使用許可申請の機会が著しく制約されている。また、「第4. 4. (22) ②野球教室の開催」で述べたように、市が「野球教室」として大会等を除く全開場日を予約した結果、一般住民が利用しようにも利用できない状況となっており平等原則の趣旨に抵触する恐れがある。

さらに、野球場を特定の地元少年野球チームに独占的に使用させた結果、野球チームが購入すべきものでありながら、市が購入した設備が存在し、他方で、公の施設でありながら、施設内に野球チームの私物が存在するという状況となっている。

例えば、野球場には、バッティング練習用ネット（写真）が置かれているが、先に述べた地元少年野球チームが利用するために市が購入した備品である。野球場の周りにい

くつかの倉庫が置かれている（写真）が、同チームの備品置き場となっている。駐車場には2台のバスが停められており、いずれも地元少年野球チームの名前のステッカーが貼付されているが、うち1台は長瀬青少年センターが購入した市の備品（写真）である。



このように、利用者と利用が排除される者との間に著しい不公平が生じており、利用者間で不当な差別的取扱いの規定に抵触する恐れがある。

また、特定の地元野球チームによる野球場の独占的な使用が常態化している状況からすれば、野球場の維持管理及び運営に年間運営費に4,500万円前後もの公費を投入することに住民の理解を得られるか甚だ疑問が生じる。

以上より、当該状況は地方自治法第10条第2項、第244条第3項に抵触する恐れがあり、野球場の使用については、他の住民への不当な差別的な取扱いや使用制限とならないよう、是正措置を講ずることが求められる。

④使用の開放（意見）

設立当初は、同和地区における青少年の人権意識の向上や健康増進、健全育成を目的とし設立され、主として地元少年野球チームに使用させてきた。

地対財特法が失効し条例改正された現在、地元少年野球チームに公の施設である運動広場を独占使用させる理由に乏しい。

これまで優先的に使用させてきた経緯もあるため、急に他施設と全く同等の扱いをすることは困難であろうから、経過措置を設けるなど激変緩和措置を講じつつ、徐々に同施設の目的である青少年に向けた一般開放を行うべきである。また、最終的には、オーパスその他の方法を導入し、利用機会の公平性、選定手続の透明性、選定基準の客観性を確保すべきである。

⑤委託契約の方法

ア）直近３年の委託契約の状況

内容	年度	相手先	金額(千円)	契約方法	随意契約の場合 その理由
清掃	17	(財)東大阪市雇用開発センター	7,497	随意契約	(財)東大阪市雇用開発センターの設立趣旨に鑑みる
	18	(財)東大阪市雇用開発センター	6,972	随意契約	同上
	19	(財)東大阪市雇用開発センター	6,728	随意契約	同上

イ）契約の方法（結果）

清掃業務の契約の方法は(財)東大阪市雇用開発センターとの随意契約である。随意契約の理由書には、「(財)東大阪市雇用開発センターの設立趣旨に鑑み、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約する」との記載がなされている。

しかし、随意契約の相手方である(財)東大阪市雇用開発センターは、必ずしも清掃業務について特別な習熟や高度な技術的な訓練を行っている団体ではない。このような団体に対して随意契約の方法で清掃業務を委託すること自体、当施設の清掃員の習熟や高度の技術的専門性を必要とする特殊な施設でないことを意味してい

る。そのため、当施設の清掃業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ施設の衛生保持を図ることは十分に可能であるから、「契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」には該当しない。

前述のとおり、最高裁第2小法廷昭和62年3月20日判決は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当する場合の要件として、「当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」としている。したがって、随意契約理由として考慮し得る事項は、契約相手方の「資力、信用、技術、経験等」であって、契約相手の設立趣旨のみを理由に随意契約とすることは法令解釈上無理がある。また、(財)東大阪市雇用開発センターは警備業務及び清掃業務に関する専門性に欠けることは上述のとおりであり、少なくとも「技術」「経験」という要件に欠けるものといえる。

よって、(財)東大阪市雇用開発センターへの清掃業務の随意契約は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号に準拠していない。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適正な価格競争を通じてコスト低減を図る必要がある。

⑥ 受益者負担（意見）

長瀬青少年運動広場の使用料は野球場、テニスコート、柔道場とも無料となっているが、運営には平成19年度で45百万円と非常に多くの公費が投入されている。この施設を利用する者と、民間や他の公設施設を利用せざるを得ない者との間で著しく公平性を欠く状況にある。

なお、青少年運動広場以外の市が運営する野球場の使用料は、以下のとおりとなっている。

(野球場使用料等の状況)

所管部署	場所	用途	1 時間あたり使用料	オーパス導入
土木部公園管理課	花園中央公園野球場	軟式野球、硬式野球、ソフトボール	3,000 円	あり
同上	金岡公園、布施公園、本庄南公園、吉原公園	軟式野球、中学硬式野球、ソフトボール	1,000 円	あり
同上	菱屋東公園	小学生硬式、軟式野球、ソフトボール、女子ソフトボール	1,000 円	あり
教育委員会社会教育部青少年スポーツ室	稲葉市民広場	軟式野球、ソフトボール、サッカー	250 円	あり
同上	石切市民広場	軟式野球、サッカー、ラグビー	250 円	あり

他の野球場はいずれも使用料を徴収しており、青少年運動広場だけ使用料を徴収しない理由は見当たらない。

テニスコートについても、青少年運動広場以外の市が運営するテニスコートは、無料のところはなく、1 時間あたり 500 円から 2,000 円（照明設備使用料は除く）の使用料を徴収している。テニスコートの運営は民間事業者でも実施されていることからしても、テニスコートを無料とする理由は見当たらない。

利用の公平性や受益者負担の観点からも、使用料の徴収について検討すべきである。

⑦青少年運動広場運営委員会の開催（結果）

東大阪市立青少年運動広場条例第 10 条で、青少年運動広場運営委員会を設置（同条第 1 項）し、青少年運動広場の運営に関する重要事項について、調査審議する（同条第 2 項）こととされている。しかし、平成 7 年度以降、委員を任期ごとに任命しているにもかかわらず委員会を開催していない。

条例改正により同青少年運動広場の目的が変更され、平成 15 年 4 月 1 日より一般に開放されるようになったことや、毎年の運営方針の決定は、同条例第 10 条第 2 項で規定する重要事項に該当すると考えられ、同規定に反していると考えられる。

今後は定期的に行う開催し、運営に関する重要事項について、調査審議を行う必要がある。

(23) 荒本青少年運動広場

公の施設の名称	荒本青少年運動広場				【直営】												
施設の写真																	
所在地	東大阪市荒本西 2-38																
所管部署	教育委員会 社会教育部 荒本青少年運動広場																
設立目的	青少年の人権尊重の精神を育み、健康の増進と健全な育成を図るため																
敷地面積	12,111.45 m ²																
延床面積	734.46 m ²																
開館（竣工）年月	昭和 60 年 6 月																
施設の内容	青少年センターと連携し、青少年スポーツ施設の場を提供 使用対象種目：硬式野球、軟式野球、ソフトボール、サッカー ラグビー、陸上競技 開場時間：午前 9 時～午後 5 時 使用料：無料（照明設備使用料を除く） 照明設備使用料 <table><tr><td>時間</td><td colspan="3">1 時間</td></tr><tr><td>照明区分</td><td>全照明</td><td>中照明</td><td>低照明</td></tr><tr><td>使用料</td><td>4,000 円</td><td>3,000 円</td><td>2,800 円</td></tr></table>					時間	1 時間			照明区分	全照明	中照明	低照明	使用料	4,000 円	3,000 円	2,800 円
時間	1 時間																
照明区分	全照明	中照明	低照明														
使用料	4,000 円	3,000 円	2,800 円														
職員配置の状況	(平成 20 年 4 月現在) 職員 4 名（場長 1、事務職員 2、技能職 1）、アルバイト 3 名																
施設取得費	2,881 百万円 (うち土地 1,354 百万円、造成及び施設費 1,527 百万円)																
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高 (百万円) (平成 20 年 3 月末)														
	不明	不明	不明														
将来の修繕計画	近い将来における大規模修繕の予定はなし																
年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度													
	歳入	536	619	679													
	施設運営費 (①+②+③)	11,043	15,652	9,422													

	委託料①		1, 110	1, 692	1, 110
	警備委託料		387	387	387
	清掃委託料		0	0	0
	設備保守委託料		723	1, 305	723
	その他		0	0	0
	光熱水費②		3, 585	3, 567	3, 727
	その他③		6, 348	10, 393	4, 585
	人件費（※）		41, 600	41, 600	38, 800
	合計		52, 643	57, 252	48, 222
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	計画①	30, 000 人	30, 000 人	30, 000 人
	施設利用者数	実績②	25, 038 人	24, 614 人	28, 432 人
		達成率②/①	83. 5%	82. 0%	94. 8%
利用状況 2	指標名	計画①	298 日	271 日	287 日
	稼働日数	実績②	183 日	169 日	228 日
		稼働率②/①	61. 4%	62. 4%	79. 4%
利用状況 3	指標名	計画①	－	－	－
	利用件数	実績②	299 件	271 件	267 件
		率②/①	－	－	－
類似施設	市施設	長瀬青少年運動広場			
		以下はオーパス導入施設 野球場 吉原公園野球場（軟式野球, 中学生硬式野球, ソフトボール） 金岡公園野球場（軟式野球, 中学生硬式野球, ソフトボール） 布施公園野球場（軟式野球, 中学生硬式野球, ソフトボール） 本庄南公園野球場（軟式野球, 中学生硬式野球, ソフトボール） 菱屋東公園児童野球場（小学生硬式野球, 小学生軟式野球, 小学生ソフトボール, 女性ソフトボール・野球） 花園中央公園野球場（硬式野球, 軟式野球, ソフトボール） 市民広場 稲葉市民広場（軟式野球, ソフトボール, サッカーなど） 石切市民広場（軟式野球, サッカー, ラグビーなど） 仮設水走グラウンド（軟式野球, 小中学生硬式野球, ソフトボール）			

※ 人件費は概算にて計上している。

①荒本青少年運動広場設立の経緯

荒本青少年運動広場は、昭和 60 年に、同和対策事業として、同和地区における青少年の健康増進、健全育成を図り、同和問題の解決に資することを目的とし設立された。

地対財特法が平成 14 年に失効したことに伴い、青少年運動広場条例の目的から「同和地区」「同和問題」の文言が削除され、平成 15 年 4 月 1 日より一般に開放されることとなった。

②照明設備使用料の徴収（結果）

運動広場の使用料は無料であるが、照明施設に係る使用料は 1 時間 4,000 円となっており（東大阪市立青少年運動広場条例第 6 条第 1 項）、利用者は照明設備使用料を使用前に前納することとなっている（同条第 2 項）。また、条例上減免措置についての規定は定められていない。

しかし地元少年野球チームについては、照明設備使用料を徴収していない。同チームに対しては、照明がいつでも自由に利用できる「照明設備利用全灯カード」を貸与している（写真）。

同チームから照明設備使用料を徴収しないのは東大阪市立青少年運動広場条例第 6 条に反するため、照明設備使用料を徴収する必要がある。

③受益者負担（意見）

荒本青少年運動広場の使用料は無料（照明設備使用料を除く）となっているが、長瀬青少年運動広場同様、施設の運営に平成 19 年度で 53 百万円と非常に多くのコストがかかっている。この施設を利用する者と、民間や他の公の施設を利用せざるを得ない者との間で著しく公平性を欠く状況にある。

利用の公平性や受益者負担の観点からも、使用料の徴収について検討すべきである。

④使用の開放（意見）

荒本青少年運動広場についても、地元の少年野球チーム優先で使用させているが、空き時間について一般開放を行っている。

使用にあたっては、いったん希望者から使用の申し込みを受け、利用前月の第3木曜日に抽選により使用者を確定している。しかし、特定の地元少年野球チームについては優先的に使用できることとなっており、チームが利用しない空き時間帯のみ一般利用者の申し込みを受け付けている。

しかし、地元少年野球チームに優先的に使用させているため、他の少年野球チームは練習で使うことができない状況である。地対財特法が失効し条例改正された現在、地元少年野球チームに公の施設である運動広場を優先使用させる理由に乏しい。

これまで地元野球チームに優先的に使用させてきた経緯もあるため、急に他と同等の扱いをすることは困難であろうから、経過措置を設けるなど激変緩和措置を講じつつ、同施設の目的である青少年に向けた一般開放を行うべきである。また、最終的には、オーパスその他の方法を導入し、利用機会の公平性、選定手続の透明性、選定基準の客観性を確保すべきである。

(24) 荒本青少年センター

公の施設の名称	荒本青少年センター			【直営】
施設の写真				
所在地	東大阪市荒本 1-9-38			
所管部署	教育委員会 社会教育部 荒本青少年センター			
設立目的	青少年の人権尊重の精神を育むとともに、青少年の教養文化の向上及び自主的な活動の促進を図り、もって青少年の健全な育成に資する。			
敷地面積	(新館) 4,336 m ² (旧館) 896.82 m ²			
延床面積	(新館) 2,419 m ² (旧館) 987 m ²			
開館（竣工）年月	(新館) 昭和 51 年 12 月 (旧館) 昭和 47 年 10 月			
施設の内容	(新館) 事務室、保健室、休養室、調理室、給食室、厨房、スポーツホール、管理人室、和室、音楽室、学年室 (旧館) O A ルーム、トレーニングルーム、遊戯ホール、管理人室、資料室、図書室、絵画室、和室、音楽室、学習室 プール (25 メートル、15 メートル、変形)			
職員配置の状況	(平成 20 年 5 月現在) 職員 16 名 (館長 1、総括主幹 2、看護師 1、指導主事及び指導員 12) 嘱託 1 名 (指導員 1) アルバイト 4 名 (指導員 2、調理担当補助 2) 再任用 3 名 (指導員 1、調理担当員 2)			
施設取得費	(新館) 446,388 千円 (旧館) 180,391 千円			
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高 (百万円) (平成 20 年 3 月末)	
	(新館) 昭和 51 年 12 月 (旧館) 昭和 47 年 10 月	162 104	—	
将来の修繕計画	平成 20 年度に新館の空調工事実施。 現段階で明らかな大規模修繕予定はない。			

年間収支 (千円)			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入		0	0	0
	施設運営費 (①＋②＋③)		52,636	67,342	54,181
	委託料①		10,690	10,690	10,651
	警備委託料		7,235	7,235	7,235
	清掃委託料		308	308	308
	設備保守委託料		3,147	3,147	3,108
	その他		0	0	0
	光熱水費②		9,704	8,214	9,741
	その他③		32,242	48,438	33,789
	人件費 (※)		216,000	204,000	153,000
	合計		268,636	271,342	207,181
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	計画①	－	－	－
	登録者数 (子供会)	実績②	91 人	86 人	72 人
		率②/①	－	－	－
利用状況 2	指標名	計画①	－	－	－
	登録者数 (団結クラブ)	実績②	44 人	51 人	63 人
		率②/①	－	－	－
類似施設	市施設	長瀬青少年センター			

※ 人件費は概算にて計上している。

①設立の経緯

荒本青少年センター（以下、「センター」という。）は、同和地区における青少年の人権意識や教育文化の向上を目指し、昭和 47 年に児童館として設立された。その後昭和 51 年に新館を設置し、青少年教育センターとして運営されていた。

地対財特法が平成 14 年に失効したことに伴い、平成 15 年度より一般に開放され、青少年センターとして運営されている。

②施設の内容及び実施事業

表中の施設の内容にも記載のとおり、学年別教室、スポーツホール（体育館）、プール、音楽室、工作室、図書室、調理室教室、給食室など、学校さながらの施設である。



設立当初は、学校の授業の補完が主たる目的であったが、平成 15 年より一般開放され徐々に同小学校区内の同和地区以外の地区からの参加者が増え、実質的には学童保育に類した事業を同施設で実施している。

小学生の登録者を対象に、学校のある日は学校の授業終了後、土曜日及び春・夏・冬休み期間中は終日、指導員（全 16 名：職員 12 名、嘱託 1 名、アルバイト 2 名、再任用職員 1 名）や教員（ボランティア）により生活指導や学習活動が行われている。また、曜日により、学習教室、書道教室、珠算教室など開催されているほか、館外活動なども実施されている。学校で給食を受けない日については、センターで給食が実施され、その他補食も実施されている。

センターが学童保育と同等の事業を実施しているため、同小学校区には学童保育（児童育成クラブ）は設置されていない。

また、中学生、高校生を対象に夜間学習会が実施されている。平成 19 年度で中学生については 184 回、高校生については 66 回の夜間学習会が開催されている。

③利用者間の公平性（意見）

年間施設運営費は、平成 19 年度で 221 百万円である。最も大きいのは人件費であり、平成 19 年度で 167 百万円と施設運営費のうち 7 割超を占めている。

小学生登録者 1 人あたりコストで見ると、1 人あたり 157 万円（平成 19 年度。中学生及び高校生学習会指導主事の給料は除く）となっている。

一方、センターが属する小学校区以外の小学校区における学童保育（児童育成クラブ）は平成元年までは市直営による運営であったが、現在は地域の代表から構成された運営委員会が運営を行っている。これらの学童保育では、運営委員会に市から交付される助成金と月額 5,000 円の会費（他におやつ代 2,000 円）でまかなわれている。

児童育成クラブの登録児童数は平成 18 年度で、2,554 人、助成金総額は 331 百万円となっており、一人あたりにすると約 12 万 9 千円である。年度は相違するが、児童 1 人あたりの児童育成クラブへの助成金は、センター施設運営費の 10 分の 1 以下の金額となっている。また、センターのような学童保育専門の施設と指導員を持たず、主として小学校の校舎を利用し、運営委員会が委託した指導員となっている。

利用者の負担についても、センターでは低学年月額 1,500 円、高学年月額 2,000 円の協力金を負担しているが、これらは主として給食の食材費に充てられている。

児童育成クラブでは、先に述べたように、月額 5,000 円の会費（他におやつ代 2,000 円）を負担しなければならない、また、給食はないため、弁当を持参しなければならない。センターを利用できる校区に所属する住民、しない住民で著しい不公平が生じている。

これについて、地方自治法第 10 条第 2 項は「住民は（中略）その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有」するとの原則（平等原則）を定めている。青少年センター、児童育成クラブの利用者は、実質的に所属する小学校校区により決まるため、利用者が自由にサービスを選択できない以上、同様の目的を持つ事業については同程度を負担した上で、同程度のサービスを提供すべきである。小学校校区の違いにより利用者間で大きな不公平が生じないように、サービスや助成金額の公平性について検討する必要がある。

また、中学生、高校生を対象とした夜間学習会は、青少年センターが設置されている地区以外では開催されておらず、ここでも地区間の不公平が生じている。地区間における教育格差の解消を目的に実施されてきているものであるが、地対財特法が失効し条例改正された現在、今後の同事業継続の必要性について検討する必要がある。

④委託契約の方法

ア) 直近 3 年の委託契約の状況

内容	年度	相手先	金額(千円)	契約方法	随意契約の場合 その理由
保安 業務	17	大門警備保障㈱	7,235	随意契約	地元業者で地域、業務に精通している。
同上	18	同上	7,235	同上	同上
同上	19	同上	7,235	同上	同上

イ) 契約の方法（結果）

大門警備保障㈱への委託について「地域や業務に精通している」ことを理由として、随意契約（2号随意契約）としている。しかし、前述のとおり、当施設は警備に特別の習熟や高度な技術的専門性を必要とする施設ではない。そのため、当施設の警備業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ施設の保安を確保することは十分に可能であるから、2号随意契約の要件（契約の性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき）に該当しないことは明らかである。

よって、大門警備保障㈱への保安業務の随意契約は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号に準拠していない。

当該随意契約は、東大阪市財務規則第108条が定める「契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない」との措置が同契約では講じられていない。ここ数年は比較見積書を徴収せず、金額も変更していないとのことで、価格の有利性の検討がなされていない。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適正な価格競争を通じコスト低減を図る必要がある。

なおこの委託先は、「第4.4.（6）荒本老人センター」の保安業務委託先と同じである。近隣の荒本人権文化センターの保安業務委託先も同じく大門警備保障㈱であるとのことであった。近隣他施設との一体的委託の導入により、コスト低減を検討する必要がある。

⑤施設のあり方（意見）

センターで実施している事業は、非常に有意義なものであるが、「第4. 4. (22) ③利用者間の公平性（意見）」で述べたように、センターのある小学校区とない小学校校区において、学童保育サービスに著しい不公平が生じている。他校区の学童保育（児童育成クラブ）では小学校の校舎を利用しており、センターの実施する事業の大部分は、同校区の小学校の校舎で代替実施が可能と考えられる。

センターは、同和地区における青少年の人権意識や教育文化の向上を目指し設立された経緯があるが、現在は近隣マンションが建ち、年々他地区の登録者が増え同和地区の登録者と他地区の登録者は約半々となっており、設立当初とは状況が大きく変化している。

また施設は建設から35年ほど経過しており、非常に老朽化が目立つ。電球がついていない箇所や割れた窓ガラスをダンボールやガムテープで補修してあるような状態である。

利用者間の公平性、外部環境の変化による利用者層の変化、施設の老朽化の面から、センターで実施している事業の児童育成クラブ事業への移管について検討を行うべきである。

(25) 社会教育センター

公の施設の名称	社会教育センター				【直営】
施設写真					
所在地	東大阪市長堂 1-17-29				
所管部署	教育委員会 社会教育部 社会教育センター				
設立目的	生涯教育の一環として、市民の社会教育活動の振興を図る。				
敷地面積	928.5 m ²				
延床面積	1488.75 m ² （長堂公民分館を含む）				
開館（竣工）年月	昭和 58 年 5 月				
施設の内容	研修室（3）、視聴覚室、視聴覚室ライブラリー、O Aルーム 使用料は無料である。				
職員配置の状況	(平成 20 年 4 月現在) 職員 8 名、再任用職員 2 名				
施設取得費	425 百万円				
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高（百万円） (平成 20 年 3 月末)		
	昭和 57 年	308	－		
将来の修繕計画	耐震調査は未了である。 随時、修繕を行っており年間予算約 10 百万円（ただし、社会教育センター、公民館、公民分館の修繕費用の合計）である。				
年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	－	－	－	
	施設運営費 (①＋②＋③)	10,974	9,993	9,517	
	委託料①	6,856	6,306	6,004	
	警備委託料	465	465	315	
	清掃委託料	3,664	3,375	3,140	

	設備保守委託料		2,727	2,466	2,549
	その他		—	—	—
	光熱水費②		4,118	3,687	3,513
	その他③		—	—	—
	人件費※1		93,000	93,000	84,000
	合計		103,974	102,993	93,517
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	利用可能 件数①	2,511 件	2,487 件	2,526 件
	稼働率※2	実績②	1,855 件	1,800 件	1,862 件
		稼働率②/①	73.9%	72.4%	73.7%
利用状況 2	指標名	計画①	1,600 件	1,750 件	1,900 件
	利用件数	実績②	1,658 件	1,887 件	1,907 件
		達成率②/①	103.6%	107.8%	100.4%
利用状況 3	指標名	計画①	34,000 人	36,500 人	39,000 人
	利用人数	実績②	34,790 人	38,204 人	39,740 人
		達成率②/①	102.3%	104.7%	101.9%
類似施設	市施設	青少年女性センター			

※1 人件費は概算にて計上している。

※2 利用可能件数には、O A ルーム（パソコンが設置されている研修室）は含んでいない。

①設置目的と役割

社会教育センターは、公民館という名称ではないが、社会教育法の規定に基づき設置された公民館である。

市においては、公民館（地区館）や公民分館が下部組織として設置されており、同センターは公民館組織の「中央館」として位置づけられ、また、東公民館、中公民館は「地区館」として位置づけられている。なお、西公民館については、施設はなく組織機構上で位置づけられているだけである。

同センターの役割は、中央館として、機能と人員の配置を集中させ、市内全域の幅広い年代層を対象に、集会や団体、グループ活動の公共的利用に供するのみならず、市民講座等の開催を行い、市民の生涯学習活動の振興、市民文化芸術祭の実施をはじめ文化芸術活動の振興を図っている。また、地区館や公民分館に対しては、それぞれの施設がその機能を発揮できるように支援を行っている。

②施設の有効利用について（意見）

同センターは、研修室と視聴覚室の貸室事業を実施しており、平成 19 年度の稼働率は 73.7%と高い水準である。ただし、パソコンが設置されている O A ルームは、一般の利用に供していないことから、稼働率の算定には含めていないが、それを含めると 50% 台となる。

O A ルームでは、平成 13 年度に国庫補助金によって購入したパソコンを使って、パソコン教室を、年に数回だけ実施している。

しかしながら、このまま年数回のパソコン教室と古いパソコン置き場のためだけに O A ルームを放置しておくのは非効率であり、有効利用の観点から、O A ルームの利用方法について検討する必要がある。

(26) 中公民館

公の施設の名称	中公民館				【直営】
					
所在地	東大阪市稲葉 4-1-3				
所管部署	教育委員会 社会教育部 社会教育センター				
設立目的	住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。				
敷地面積	文化会館に併設				
延床面積	407.14 m ²				
開館（竣工）年月	昭和 42 年 2 月				
施設の内容	公民館（文化会館に併設。主に 1 階及び 2 階部分） 会議室 4 室、講習室、音楽室				
職員の配置状況	(平成 20 年 4 月現在) 3 名（職員 2 名、再任用 1 名）				
施設取得費	—				
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高（百万円） (平成 20 年 3 月末)		
	—	—	—		
将来の修繕計画	—				
年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	0	0	0	
	施設運営費 (①＋②＋③)	文化会館に併設で、同公民館の施設運営費は文化会館の歳出として計上されており、中公民館単独の金額を把握していない。			
	委託料①				
	警備委託料				
	清掃委託料				
	設備保守委託料				
	その他				
	光熱水費②				
	その他③				

	人件費（※）		21,000	21,000	21,000
	合計		21,000	21,000	21,000
利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	計画①	800 件	850 件	850 件
	利用件数	実績②	824 件	843 件	881 件
		達成率②/①	103.0%	99.2%	103.6%
利用状況 2	指標名	計画①	14,000 人	14,000 人	13,000 人
	利用人数	実績②	14,648 人	10,859 人	12,327 人
		達成率②/①	104.6%	77.6%	94.8%
利用状況 3	指標名	計画①	—	—	—
	稼働率 (会議室 2 を除く 単純平均)	実績②	20.6%	23.3%	23.4%
		率②/①	—	—	—
類似施設	市施設	公民館 東公民館、（西公民館） 近隣貸館 文化会館、若江若田駅前市民プラザ、岩田公民分館、英田公民分館、菱屋東公民館（自治公民館）、瓜生堂公民館（自治公民館）、荒本人権文化センター			

※ 人件費は概算にて計上している。

①公民館の位置づけ

ア) 公民館の法的根拠

社会教育法第 21 条では公民館は市町村が設置すると記載されている。自治会館や集会所などを公民館と言う場合があるが、市町村が設置するものが公民館であり、社会教育法上は、自治会館や集会所は公民館ではない。

市では、社会教育法第 24 条及び東大阪市立公民館条例第 2 条に基づく公民館が設置されている。

公民館は、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」ことを目的としている（社会教育法第 20 条）。

また公民館は、目的達成のために、おおむね、一～六の事業を行う（同法第 22 条）。

- 一 定期講座を開設すること
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること

- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること

イ) 設置状況

東、中、西の3つの公民館が設置されている。東、中公民館は「地区館」として位置づけられ、西公民館は施設はなく組織機構上、公民館として位置づけられている。

なお、「第4. 4. (25) 社会教育センター」に記載のとおり、社会教育センターは社会教育法上の公民館であり、上記3つの「地区館」の「中央館」として位置づけられる。また、「第4. 4. (27) 盾津鴻池公民分館」に記載のとおり、公民館に分館を設けることができるとされており、それぞれの公民館に合計30の分館が設けられている。

②施設の利用状況

平成19年度の中公民館の利用状況は、利用件数は881件、利用人数は12,327人、稼働率は23.4%となっている。この稼働率の算定には、コンピュータが置かれ使用していない会議室を含んでいないので、この会議室を考慮すると稼働率は19.5%とさらに低い数値となる。

中公民館と同様の機能を持つ施設として、東公民館があるが、東公民館の稼働率は平成19年度で60%となっている。中公民館の稼働率は東公民館の3分の1程度にすぎず、非常に低い稼働率であることがわかる。

さらに、中公民館は無料であるにもかかわらず、併設されている有料の文化会館より稼働率が低い（文化会館の稼働率は平成19年度で31%。詳細は「第4. 4. (17) ①施設の稼働状況」参照）。

中公民館の稼働率が低い理由として、近隣に類似貸館施設が多く、供給過剰状態にあること、建物は建設から40年経過しており他の比較的新しい施設に比べ利便性、快適性の面で劣ること、文化会館と併設で存在がわかりにくいことなどがあると考えられる。

なお、類似貸館施設としては、文化会館、若江若田駅前市民プラザ、岩田公民分館、英田公民分館、菱屋東自治会館、瓜生堂自治会館、荒本人権文化センターが挙げられる。

③施設運営の効率性

中公民館単独の施設運営費が把握されていないため、運営の経済性について正確に把握することはできないが、概算で把握している人件費だけで見ても、施設の運営に年間 21 百万円の運営費がかかっている。延べ床面積がほぼ同じである第 4. 7. (27) 盾津鴻池公民分館（中公民館 407 m²、盾津鴻池公民分館 403 m²）と比較すると、盾津鴻池公民分館の運営費は 3,910 千円である。利用回数は、平成 19 年度で中公民館が年間 881 件、盾津鴻池公民分館が 2,180 件である。盾津鴻池公民分館の運営費は中公民館の約 5 分の 1 であるが、利用件数は中公民館の倍以上となっている。

また、併設の文化会館と利用件数あたり運営費（平成 19 年度）を比較しても、中公民館が 24 千円であるのに対し、文化会館は 15 千円となっており、中公民館運営の効率性は低いと言える。

④施設のあり方（意見）

「第 4. 4. (26) ②施設の利用状況」で述べたように、近隣に類似貸館施設が多く、建設から 40 年経過し、利便性、快適性の面で劣ること、文化会館と併設であり、存在自体わかりにくいことから、利用の向上にも限界があると考えられる。「第 4. 4. (26) ③施設の効率性」で述べたように、経済性も低い。

また、「第 4. 4. (17) ②施設の廃止（意見）」で述べたとおり、建物の安全面でも問題がある。

さらに、中央館である社会教育センターの地区館としての位置づけがわかりにくく、分館との連絡調整のための組織であるなら、地区館を廃止し、中央館である社会教育センターから直接、分館を管理しても支障ないものと考えられる。

以上のことから、中公民館について廃止も含めた検討を行うべきである。

(27) 盾津鴻池公民分館

公の施設の名称	盾津鴻池公民分館				【直営】
施設写真					
所在地	東大阪市鴻池町 1-18-19				
所管部署	教育委員会 社会教育部 社会教育センター				
設立目的	住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。				
敷地面積	335.89 m ²				
延床面積	403.42 m ²				
開館（竣工）年月	平成 2 年 7 月				
施設の内容	公民分館				
職員の状況	委託しており、市職員の配置はされていない。				
施設取得費	21 百万円				
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高（百万円） (平成 20 年 3 月末)		
	平成元年、2 年	41.3	－		
将来の修繕計画	未定				
年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
	歳入	－	－	－	
	施設運営費 (①＋②＋③)	3,888	3,950	3,910	
	委託料①	2,470	2,470	2,470	
	警備委託料	－	－	－	
	清掃委託料	－	－	－	
	設備保守委託料	－	－	－	
	その他	2,470	2,470	2,470	
	光熱水費②	542	560	474	
	その他③	876	920	966	
	人件費（※）	－	－	－	
	合計	3,888	3,950	3,910	

利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	計画①	2, 200	2, 220	2, 230
	利用件数 (分室含む)	実績②	2, 243	2, 220	2, 180
		達成率②/①	102. 0%	100. 0%	97. 8%
利用状況 2	指標名	計画①	31, 300	31, 350	31, 400
	利用人数 (分室含む)	実績②	31, 326	31, 370	39, 001
		達成率②/①	100. 1%	100. 1%	124. 2%
類似施設	市施設	中鴻池リージョンセンター			
	その他	同一中学校区内に 6 自治会館			

①公民分館の位置づけ

ア) 公民分館の法的根拠

社会教育法第 21 条第 3 項において、「公民館事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる」と定められており、市では、東大阪市立公民館条例第 2 条により 3 つの公民館にそれぞれ分館が設置されている。

イ) 公民分館の設置状況

平成 15 年改正前社会教育法の基準に基づき、一中学校区に原則として一館の公民分館が設置されている。市には 26 中学校区があり、ほぼ同数に近い 30 の公民分館が設置されている。ただし、縄手北中学校区には公民分館がなく、東公民館が公民分館の役割も兼ねている。

公民分館の中には分室が設置されている分館もあり、全部で 5 つの分室が設置されている。

公民館ごとに見ると、東公民館には 6 分館、中公民館には 6 分館及び 3 分室、西公民館には 18 分館及び 2 分室がある。

盾津鴻池公民分館は中公民館の分館に位置づけられ、盾津中学校区に設置されている。

ウ) 公民館類似施設との違い

公民館類似施設とは、地域住民が設置する施設であり、市では自治会館、集会所がこれにあたる。公民館に類似する機能を持つため、社会教育法第 42 条では公民館類似施設として扱っている。

公民分館と公民館類似施設の違いとしては、公民分館が公設公営の施設であるのに対し、公民館類似施設は民設民営の施設であり、建設にあたって一部補助金が出るが、運営は住民の自主財源によっていることが挙げられる。

エ) 公民館類似施設の設置状況

市が把握しているところによると、市に 203 の自治会があり、そのうち公民館類似施設のような集会場所の有無を市が把握していない自治会が 6 つ、公民分館または公民分館分室を集会場所として利用している自治会が 6 つ、その他公共の建物と見られる会館等を集会の場として利用している自治会が数箇所ある。それ以外のおよそ約 9 割の自治会は、自治会所有の公民館類似施設を利用している状況である。

②公民分館のあり方（意見）

盾津鴻池公民分館を視察したところ、手入れも行き届き、利用状況も非常に高い状況であった。また、運営を地域の公民分館運営委員会に委託しており、地域密着の運営がなされており、公民分館の運営のあり方としては非常に評価できる。

しかし、公民分館全体に関して次の問題点が指摘される。

一つは、公民分館または分室を集会場所として利用している自治会が 6 つあると先に述べたが、それ以外の自治会に存在する 30 の公民分館または 5 つの分室は、地域の公民館類似施設と重複して利用されているということである。自治会をまたがる集会の実施や、公民館類似施設の混雑回避、選挙等の公的な行事の実施場所として適切であるなどの利点はあると考えられるが、機能の重複は否めない。

二つ目に、公民分館及び分室の運営費は市が担っており、その総額は 132 百万円（平成 19 年度）、1 分館あたり平均 3,797 千円であるが、一方公民館類似施設の運営費は自主財源によっているため市の負担はなく、公民分館または分室を主たる集会場所として利用する自治会と、公民館類似施設を集会場所としている自治会とで運営費の負担について不公平が生じているということである。

公民分館、分室の設置は法で義務付けられているものでなく、近隣では公民館が 1 館（公民分館の設置もない）という市もある。

公民分館及び分室と公民館類似施設の重複を解消するとともに、自治会の集会所として利用されている公民分館及び分室については、住民間の不公平を解消することを検討する必要がある。

社会教育センター、公民館、公民分館のあり方（意見）

広義の意味では全て公民館である、社会教育センター、公民館、公民分館それぞれの役割分担について検討する。

まず、施設としては、文化会館内にある中公民館の会議室は、無料であるのに利用率は平成 19 年度で 23%であり、有料である文化会館の会議室の利用率よりも低い水準となっていた。東公民館の公民館の利用率は平成 19 年度で 60%であるが、実質的には東体育館内であり、別施設にする必要はないと考える。西公民館はそもそも施設を持たない組織であった。従って、いずれも施設設置の必要性は低いと判断する。

次に地区館と位置づけられる公民館は、公民分館の取りまとめなどの連絡調整業務を行っているが、中央館である社会教育センターが 30 の公民分館のとりまとめを行うことが可能であり、中央館は地区館が担っている役割を十分に果たせるのではないかと考える。3 つの地区館に人員を配置してまで、同種の業務を行うことは効率性の観点からは疑問であるため、中央館と地区館との役割分担を整理した上で、地区館たる公民館の廃止の検討を行うべきである。

続いて、公民分館について検討する。公民分館は中学校校区に 1 つずつ配置し、地域住民の集会の場として利用している。そのうち、自治会が自治会館として利用している公民分館が 6 つ存在しており、これについては自治会所有の自治会館と機能的に類似しているので、市が関与する妥当性について検討すべきである。

他の近隣都市と公民館設置数について比較したのが下表のとおりで、東大阪市の公民館設置数は 39 施設（社会教育センターを含む。）と他都市に比べて多いことがわかる。

	公民館	分館	分室	公民館合計
東大阪市	4	30	5	39
八尾市	8	—	—	8
柏原市	1	2	—	3
大東市	1	—	—	1

※ 東大阪市の公民館数 4 には、社会教育センターを含む。

市の公民館の配置については、他都市と比べて多いから廃止とはいえないが、市民の利用状況、維持コスト、地域性等を鑑みて、長期的には、中央館である社会教育センターを存続させて地区館である公民館の廃止を検討することや、公民分館について市直営の必要性などを検討することが必要である。

(28) 青少年女性センター

公の施設の名称	青少年女性センター			【直営】
施設写真				
所在地	東大阪市高井田元町 1-11-17			
所管部署	教育委員会 社会教育部 青少年女性センター			
設立目的	青少年の健全な育成を図り、あわせて女性の教養を高めるため。			
敷地面積	935.72 m ²			
延床面積	1,408.366 m ²			
開館（竣工）年月	昭和 47 年 10 月 1 日			
施設の内容	会議室（8）、大会議室、音楽室（2）、和室、料理室、事務室 使用料は無料である。			
職員配置の状況	(平成 20 年 4 月現在) 職員 3 名、再任用 1 名、嘱託 1 名			
施設取得費	86 百万円			
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高（百万円） (平成 20 年 3 月末)	
	昭和 47 年	38	—	
将来の修繕計画	なし			
年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入	40	38	15
	施設運営費 (①＋②＋③)	12,219	11,549	11,889
	委託料①	7,073	7,073	6,984
	警備委託料	5,418	5,418	5,345
	清掃委託料			
	設備保守委託料	1,354	1,354	1,338
	その他	301	301	301
	光熱水費②	3,810	3,543	3,618
	その他③	1,336	933	1,287
	人件費（※）	33,000	33,000	33,000
	合計	45,219	44,549	44,889

利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	利用可能 件数①	10,883 件	10,947 件	10,855 件
	稼働率	実績②	4,695 件	4,994 件	5,310 件
		稼働率②/①	43%	46%	49%
利用状況 2	指標名	計画①	67,850 人	68,310 人	67,850 人
	利用者数	実績②	62,322 人	63,251 人	66,980 人
		達成率②/①	91.9%	92.6%	98.7%
利用状況 3	指標名	計画①	800 人	800 人	800 人
	教養講座参加 者数	実績②	611 人	815 人	853 人
		達成率②/①	76.4%	101.9%	106.6%
類似施設	市施設	社会教育センター			

※ 人件費は概算にて計上している。

①施設の有効活用（意見）

同センターには、会議室、音楽室、料理室等があり、午前、午後、夜間と 1 日 3 回に分けて利用されている。登録を行ったグループが活動の場として音楽活動、芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行うために利用している。青少年の健全な育成と女性の教養を高めるための施設であるため、青少年や女性がグループリーダーとなる必要があるが、年齢層は幅広く、60 代以上の男性の利用も多い。

平成 19 年度における全室の平均稼働率は、午前 41%、午後 63%、夜間 42%であり、全体では約 50%となっている。室別の稼働率は、以下の表のとおりであり、大会議室が 91%、音楽室 76%と非常に高いが、会議室 5 や料理室は低くなっている。

特に、会議室 5 は、平成 13 年度に国庫補助金によって購入したパソコン 14 台が設置された部屋であり、年間 13 回しか利用されておらず稼働率は 2%という低い状況である。

これは、パソコン自体が古くあまり利用価値がないこと、パソコンが壊れた場合に修理費用が捻出できない現状にあるためである。

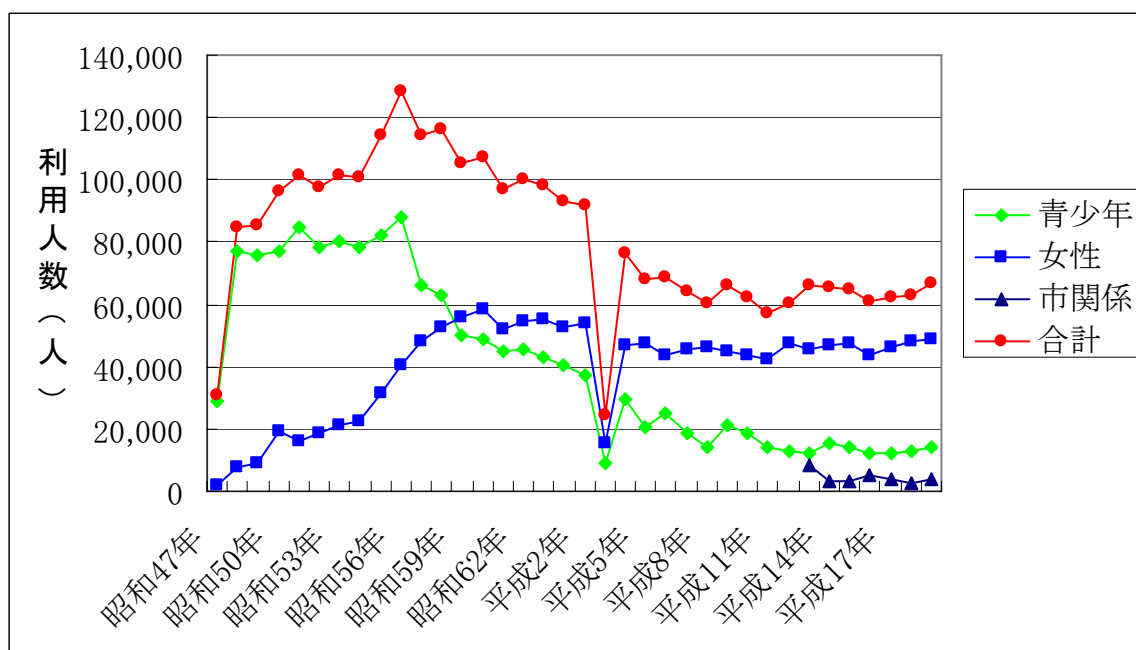
しかしながら、年 13 回のパソコン教室と古いパソコン置き場のためだけに O A ルームを放置しておくのは無駄であり、有効利用の観点から、O A ルームの利用方法について検討する必要がある。

(平成 19 年度の会議室別稼働率)

	利用件数	利用可能 件数	稼働率
会議室 1	507	835	61%
会議室 2	279	835	33%
料理室	185	835	22%
会議室 3	415	835	50%
会議室 4	358	835	43%
会議室 5	13	835	2%
会議室 6	559	835	67%
会議室 7	371	835	44%
会議室 8	374	835	45%
和室	516	835	62%
音楽室 1	341	835	41%
音楽室 2	633	835	76%
大会議室	759	835	91%
合計	5,310	10,855	49%

②施設の設立目的と存在意義

(設立時からの年度別利用状況)



ア) 設立目的と利用者数

同センターの前身は、青少年センターであり、昭和 36 年に旧布施市において、青少年の憩いと学習の場として設置された。昭和 42 年に 3 市合併による東大阪市の誕生により、社会教育施設の整備が必要とされ、東大阪市総合計画に基づき、青少年婦人のための教育活動的な施設の整備充実を図るため、昭和 47 年に青少年センターの廃館と同時に「青少年の健全な育成と女性の教養を高めるための施設」「青少年、女性が仲間と出会い楽しむグループ活動の場」として、青少年婦人センターが誕生し、その後名称を青少年女性センターに変更している。

開館して以来 36 年が経過し、この間約 300 万人の利用者があり、青少年と女性のグループ活動が行われてきた。

同センターでは、無料で貸館事業を行っており、音楽関係、芸術関係、スポーツ・レクリエーション、ボランティア活動、学習、研究会、青少年育成、料理・茶道・華道、親睦等といった活動による利用がなされており、定期的・継続的なグループ活動が主として実施されている。

青少年の利用者数は、上記グラフによると、昭和 56 年の 8 万 8 千人をピークとして年々減少を続け、平成 19 年度は 1 万 4 千人となっており、ピーク時の 2 割以下の利用者数になっている。また、利用者全体のうち青少年の占める割合についても、開館当初は 9 割を占めていたが、平成 19 年度は、2 割程度となっており、青少年の利用は減少の一途を辿っている。これは、開館当初は 1 階に読書室が設置されており、学習室としての利用が多かったこと、また東大阪市子ども会育成連絡協議会等の事務局が同センターに置かれていたこと等により、青少年の利用が多かったものと考えられる。

一方、女性の利用者数は、昭和 50 年代に入って急激に増加していき、昭和 59 年度に青少年の利用者数を上回り、昭和 60 年度の 5 万 8 千人をピークとして徐々に減少傾向にあるが、近年は安定した利用状況であり、約 5 万人が利用している。これは、音楽・芸術・スポーツ・レクリエーション関係のグループを中心に、定期的・継続的なグループ活動が定着していることをあらわしている。

また、同センターでは、グループの指導者、リーダーの育成を行うために年間を通じた教養講座を実施してきた結果、同講座から発生したグループによる活動も行われてきたが、近年は同センターの予算の制約上、単発の講座の開催に留まってお

り、以前ほどの効果は発揮できていないのが現状である。

イ) 施設のあり方（意見）

開館当時は青少年、女性のサークル活動が活発に行われており、フォークギター・吹奏楽・合唱等の音楽活動が盛んに行われていた時代であるとともに、開館した年には、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（旧勤労婦人福祉法）が制定されていることから、当時の女性の社会的地位の低さ、社会進出の遅れが伺える。

当時の日本社会においては、女性の大学・短期大学進学率は低く、専業主婦となり子育てに専念するのが女性の役割と考えられていた。そして、専業主婦は家庭以外の社会と繋がる機会が少なく、家庭に籠もりがちとなるところに、学習の場を提供し、女性の教養を高め、グループリーダーを育成し、グループ活動を振興するという同センターが果たす役割は非常に大きかったものと思料する。

しかしながら、文部科学省の学校基本調査によると、同センター設立時の昭和 47 年における大学・短期大学進学率は男性 35.7%、女性 23.7%であったが、平成元年から女性の進学率は男性を上回るほどとなり、平成 20 年度は男女とも過去最高でほぼ同じ進学率の 50%台半ばとなっている。また、大学及び大学院の女子学生の総学生数に占める割合は毎年最高記録を更新しており、平成 20 年度は過去最高の約 40%となっている。女性の高学歴化により、現在は、男女の学歴の格差はなくなっていると考えられ、同センターの「女性の教養を高める」という目的は時代遅れの感が否めない。

さらに、国際的な動向としては、同センターの開館した年の国連総会において、昭和 50 年を国際婦人年とし、男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加、国際平和と協力への婦人の貢献を目標に世界的な活動を行うことが決定された。これ以降、国内でも本格的に男女平等社会の実現に向けた取り組みがなされ、平成 11 年には人権尊重と男女共同参画社会の実現を目的として「男女共同参画社会基本法」が成立し、東大阪市においても、同目的のための公の施設「男女共同参画センター」をオープンさせている。

一方、時代の流れとともに、ライフスタイルが変化した結果、青少年の利用は設立当初に比べると激減しており、近年は設立目的とは異なる 60 代以上の男性の利用者

が増加し、生涯学習の場という面が強くなってきている。近年の青少年の利用人数の減少から鑑みると、青少年の利用ニーズが現在どの程度あるのか疑問である。

以上より、女性と青少年に限定した同センターの目的は、時代のニーズに合致しなくなったのではないかと考えられる。したがって、施設の目的を変更してより広い層を対象とする公の施設として、今後の方向性について検討すべきである。

また、同センターでは、教養講座の実施によるグループ間の交流を目指しているが、社会教育センターや公民館等でも同様の講座が実施されているため、教養講座については市全体として開催方法や各施設の役割分担を再検討する必要があるのではないかと考える。

(29) 青少年女性センター加納分館

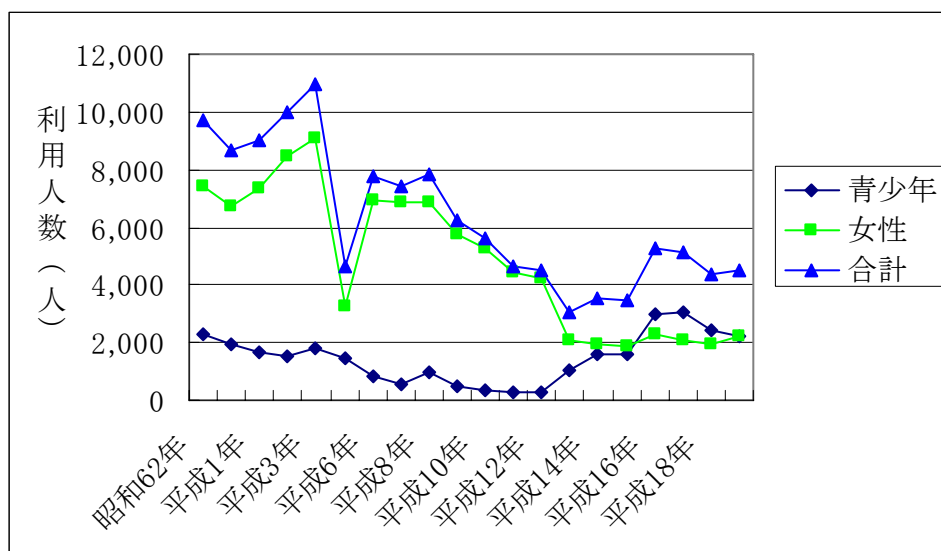
公の施設の名称	青少年女性センター 加納分館			【直営】
施設写真				
所在地	東大阪市加納 2-16-3			
所管部署	教育委員会 社会教育部 青少年女性センター			
設立目的	青少年の健全な育成を図り、あわせて女性の教養を高めるため。			
敷地面積	233. 60 m ²			
延床面積	293. 70 m ²			
開館（竣工）年月	昭和 37 年 3 月 31 日			
施設の内容	1 階：大集会室、管理人室 2 階：小集会室、和室、音楽室 使用料は無料である。			
職員配置の状況	なし			
施設取得費	不明			
起債発行状況	発行年月	発行金額 (百万円)	残高（百万円） (平成 20 年 3 月末)	
	—	—	—	
将来の修繕計画	なし			
年間収支 (千円)		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入	—	—	—
	施設運営費 (①＋②＋③)	805	788	800
	委託料①	480	480	480
	警備委託料	—	—	—
	清掃委託料	480	480	480
	設備保守委託料	—	—	—
	その他	—	—	—
	光熱水費②	293	275	285
	その他③	32	33	35
	借地料	513	513	513
	人件費※1	—	—	—
	合計	1, 318	1, 301	1, 313

利用状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用状況 1	指標名	利用可能 件数①	888 件	888 件	835 件
	稼働率※2	実績②	301 件	293 件	249 件
		稼働率②/①	34%	33%	30%
利用状況 2	指標名	計画①	5,900 人	5,940 人	5,900 人
	利用者数	実績②	5,496 人	5,013 人	4,955 人
		達成率②/①	93.2%	84.4%	84.0%
類似施設	市施設	公民分館			

※1 人件費は概算にて計上している。

※2 利用件数は、1 階の大集会室のみ集計している。

(昭和 62 年度以降の年度別利用状況)



①施設のあり方 (意見)

加納分館は、加納地区の旧河内市が青少年センターとして設立したものである。設立当初は、近隣に他の施設がなかったこともあり、稼働率は高かったが、平成 4 年に加納地区の自治会館が建設されてから、基本的に自治会の利用がなくなり、また、施設の老朽化も相まって、稼働率が減少傾向にある。

現在は、利用団体として 8 グループが登録しているだけであり、結果的に利用者が限定された形となっている。そして、1 階の大集会室のみ利用され、2 階には 3 室あるが、基本的には利用に供していない。

施設は 2 階建の木造モルタル建築で、築 46 年経過しており、耐震調査は行っていないものの、耐震性に問題ありというのは想像するに難くない。

以上のとおり、加納分館については、稼働率が非常に低く、また、耐震性に問題があると考えられる。さらに、青少年女性センターと同様、同分館の目的は時代のニーズに合致しなくなっており、市が借地料を支払ってまで施設を維持すべき理由はなく、廃止を含めた議論が必要であるとする。

5. 公の施設に類似する施設

以下は公の施設ではないが、公の施設に類似する施設として、意見を述べるものである。

(1) 旧荒本会館

施設の名称	旧荒本会館			
施設写真				
所在地	東大阪市荒本 2-5-31			
所管部署	人権文化部 人権同和調整課			
設立目的	地区住民の福祉の向上と自立促進に向け、同和問題の解決の中心施設として生活全般にわたる各種啓発相談、講習事業等を行うことを目的とし設立。 ただし、現在は昭和 58 年に荒本解放会館（現、荒本人権文化センター）が設立されたことに伴い、公用を廃止している。			
敷地面積	666.39 m ²			
延床面積	118 m ²			
開館（竣工）年月	昭和 44 年			
施設の内容	事務所兼集会所。ただし現在は公用を廃止している。			
職員の状況	配置していない。			
施設取得費	土地 49 百万円 建物 40 百万円			
年間収支 （千円）		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	歳入	—	—	—
	施設運営費			
	光熱水費	光熱費は荒本人権文化センターで負担		
	合計	—	—	—

①概況

ア) 設立目的

地区住民の福祉の向上と自立促進に向け、同和問題の解決の中心施設として生活全般にわたる各種啓発相談、講習事業等を行うことを目的とし設立された。

イ) 現在の利用状況

公用廃止前、部落解放同盟大阪府連荒本支部（以下、府連支部という。）が目的外使用許可を受けて旧荒本会館（以下、旧館という。）の一部を使用していた。

その後、昭和 56 年に、府連支部が分裂し、荒本解放会館（新館）内に移転した。旧館には、部落解放同盟全国連合会荒本支部（以下、全国連支部という。）が使用することになった。

その結果、旧館の目的外使用許可を受けた主体がなくなったため、市は、府連支部に対する目的外使用許可処分を取り消し、旧館を占有使用する全国連支部との間で明け渡し交渉を開始した。

昭和 58 年に旧館は公用廃止され普通財産となった。

全国連支部は退去に応じなかったため、市は、全国連支部に対し、建物明渡訴訟を大阪地方裁判所に提訴した。その後、平成 6 年に大阪高等裁判所で市と全国連支部との間で裁判上の和解が成立したものの、和解条項上、市が代替の事務所を用意し全国連支部が使用を開始するまで、明渡を猶予する旨が記載されており、市が代替の事務所をまだ用意していないため、引続き全国連支部が使用を継続している。

ウ) これまでの経緯

これまでの経緯をまとめると次のとおりである。

昭和 58 年 11 月	全国連支部に対し旧館明渡訴訟を大阪地裁に提訴
平成元年 3 月	大阪地裁判決（権利の濫用として市が敗訴）
平成元年 4 月	大阪高裁へ控訴（平成元年(ネ)第 727 号事件）
平成 2 年 9 月	裁判上の和解を勧告される
平成 3 年 7 月	荒本地区協議会が設置され、和解の気運が高まる
平成 6 年 3 月	大阪高裁にて、裁判上の和解が成立する

エ) 和解条項

和解条項を要約してまとめると、次のとおりである。

第1項. 全国連支部らの旧荒本会館の明渡。ただし、全国連支部が移転先事務所の使用を開始するまで明渡猶予

第2項. 市は全国連支部に対し、別の市保有地にプレハブ構造建物を建築し、以下の条件により事務所として無償で使用せしめる

第3項. 移転先事務所（本件事務所）の使用

1. 自己の事務所及び敷地とするほか、他の目的に使用しない。全国連支部を主要な構成員とする荒本地域の団体を除く第三者に使用収益をさせない。

2. 契約期間は3年。双方の意思の合致により更新。使用目的違反、その他使用の継続を拒否する正当な事由が生じたときは市は更新を拒絶できる。

第4項. 市は目録記載の備品を調達し、本件事務所に備えつけ

第5項. 市は本件事務所に市の職員を配置しない

第6項. 市は本件事務所を1995年3月末を目途に建築し、全国連支部の使用に供する

第7項. 市は、全国連支部において下記事由が生じたときは契約解除できる

1. 使用目的に違反した場合

2. 全国連支部の使用の継続を著しく不相当とする事由が発生した場合

第8項. 契約期間が更新されることなく満了した場合または契約が解除された場合には、遅滞なく本件事務所を市に明け渡す

第9項. 明渡期限終了に至るまでの間において、旧荒本会館の電気料金、水道料金、ガス料金ならびに電話料金は市が支払を負担

第10項. 市は、旧荒本会館の明渡を完了した後、30日以内に和解金1,000万円を支払う

第11項. 市は全国連支部に対してなした仮処分申請を取下げ、申請事件の決定に基づく執行を解放する

第12項. 当事者双方は、本和解に定めた条項の解釈について疑義を生じたときは、協議をし誠実に対応する

第13項. 当事者双方は、荒本解放会館の適正な運営を実現するため、誠実に対応する

第 14 項、市のその余の請求を放棄する

第 15 項、訴訟費用は各自弁とする

オ) 和解後明渡がなされていない理由

和解条項第 2 項に、市が別の市保有地にプレハブ構造建物を建築し、事務所として使用させることがうたわれているが、同保有地は産廃業者が占拠しており、明渡を求めたが同産廃業者が応じなかった。そのため、市は、プレハブ構造建物を建築することができず、現在まで旧荒本会館の明渡がなされていないとのことである。

②意見

和解条項第 14 項において、市がその余の請求を放棄する旨が記載されているため、今後、裁判上の和解内容を変更することには、一般的に困難を伴うことが予想される。

しかし、他面、地対財特法が失効した現在、裁判上の和解の前提となった事情に重大な変更が生じている。裁判上の和解成立以降、市は、全国連支部に対し旧館の無償使用を継続し、光熱費（年額約 200 万円）を約 14 年間にわたり負担してきており、今後とも、市が事務所の建設や和解金の支払などに多額の公費を負担することに市民の理解を得るのは難しいと考えられる。

和解条項第 13 項には、「当事者双方は、本和解に定めた条項の解釈について疑義を生じたときは、紛争を未然に防止するため、協議をし、誠実に対応する。」ことが定められている。裁判上の和解成立の前提状況に重大な事情変更が生じており、「和解に定めた条項の解釈に疑義を生じ」るに至っている。

もはや、市だけで解決できる問題ではなく、弁護士等の外部有識者を含んだ検討会を設置し、和解成立後の社会状況の変化等を踏まえ、裁判上の和解に基づく市の債務（和解金の支払及び移転先の提供）を履行するか、市の債務に関する和解条項の見直しを求めるべきかについて検討したうえで、問題の早期解決を図る必要がある。

(2) 仮設水走グラウンド

施設の名称	仮設水走グラウンド
所在地	東大阪市水走 151-1
所管部署	教育委員会 社会教育部 青少年スポーツ室
敷地面積	8,100 m ²
開館（竣工）年月	昭和 63 年
施設の内容	野球、ソフトボール専用グラウンド
職員の状況	配置していない。

①概況

ア) 設立の経緯

同土地は水道事業の資材置き場として利用していたものであるが、昭和 63 年に野球、ソフトボール用仮設グラウンドを整備し、オープンした。

イ) 現在の状況

一般に開放されており、オーパスより利用申込みを行うことができる。ただし、市立日新高等学校との共用使用のため、使用できる日に制限が設けられている。使用料は無料となっている。

②意見

同グラウンドは、仮設グラウンドとしてオープンしてから約 20 年が経過しており、市立日新高等学校との共用であるが、一般にも開放されている施設である。使用料も徴収しておらず、他の市営グラウンドとの公平性の観点で問題である。

公の施設の要件として、①当該普通公共団体が設置した施設であること、②当該普通公共団体の住民が利用の用に供するための施設であること、③住民の福祉を増進する目的を有していることが挙げられるが、同グラウンドは、これらの要件にあてはまる。

今後、グラウンド以外の用途での利用見込がないのであれば、公の施設として位置づけ、条例整備等を行うべきである。また、受益者負担の適正性、他のグラウンド使用者との公平性の観点から、使用料を徴収するよう改めるべきである。

第5．総括意見

1．施設の老朽化と再整備に関する中長期計画の必要性

今回監査対象とした施設の中には、老朽化し雨漏り等の不具合が発生した施設や、新しい耐震基準を満たさないと思われる施設が多くみられ、できるだけ早く修繕や耐震工事、建て替え等の対策を行うべきと思われる施設もあった。東大阪市だけでなく、多くの自治体において、高度経済成長期を中心に建設した公の施設等の維持管理や建て替えは、現状の厳しい財政状況の中で大きな問題となっている。

東大阪市においても、老朽化や耐震性の問題は認識しながらも財政状況を理由に対応がなされていない施設が多い。また日常の維持管理、特に修繕についても、非常に限られた予算の範囲内で緊急を要する部分に限って実施している場合が多い。

こうした状況を改善するためには、個々の施設の必要性や今後のあり方を整理したうえで、東大阪市の公の施設全体の今後の再整備について検討を行う必要がある。すなわち、施設の建て替えや耐震化が必要な施設について、施設のニーズや財政状況を十分考慮した上で、施設ごとの今後の再整備方針をまとめ、施設の複合化や統合、施設の廃止と跡地の売却、東大阪市が保有する未利用地の有効活用等を包含する中長期計画を策定する必要がある。

現在の厳しい財政状況を鑑みれば、現存する施設をすべて維持、建て替えすることは困難であると考えられ、施設の必要性に応じて、一部を廃止し、より必要性の高い施設の維持や建て替えを優先することもやむを得ないとする。

今回監査の対象とした公の施設のうち、いくつかの施設について廃止を含めた方向性を検討すべきという意見を述べたが、もちろん、そうした施設においても、与えられた役割をきちんと果たそうと努力されていることは十分に伝わってきた。

しかしながら、第三者の視点から見ると、施設の設置時点から現在までに時代背景や社会の要請が大きく変化していたり、費用対効果の観点から判断すると、施設や事業のあり方を見直すべきであろうと考えられるものがある。

現存する行政サービスには必ず受益者がおられ、当事者にとってはそのサービスが有益であることは間違いない。財源が潤沢であればすべてのサービスを維持する選択肢もあるかもしれないが、現状の厳しい財政状況の中では、施設の必要性に優先順位をつけて、比較的低い施設については廃止することもやむを得ないとする。

なお、報告書において「今後のあり方を検討すべき」という意見を記載した施設は次の表の通りである。そのうち、実施している事業が時代のニーズに合致しなくなったこと等により事業の廃止を検討すべきもの（事業の廃止）と、施設の耐震性の問題や事業の廃止の検討に伴い施設の廃止を検討すべきもの（施設の廃止）の双方が含まれており、内訳を示すと、次のようになる。

No	施設名	事業の廃止	施設の廃止
1	長瀬共同浴場	✓	✓
7	西保健センター		✓
11	東診療所	✓	✓
17	文化会館	✓	✓
18	市民会館		✓
20	永和図書館		✓
24	荒本青少年センター		✓
26	中公民館	✓	✓
28	青少年女性センター	✓	
29	青少年女性センター加納分館	✓	✓

（注）詳細な内容については、本文を参照。

2. 指定管理者制度の導入について

市では、平成 15 年度の地方自治法改正前の管理委託制度を採用していた施設については、指定管理者制度の導入を行っているが、それ以外の市直営施設については、指定管理者制度の導入は行っていない。

しかし、荒本老人センターや図書館のように、現在の市直営施設の中でも指定管理者制度を導入することによって、住民サービスの向上や経費の節減の余地があると思われる施設が見受けられるので、こうした施設について指定管理者制度の導入を検討すべきである。

また、指定管理者制度を導入している施設の中には、市の「平成 21 年度に向けた指定管理者選定指針」に定められた理由に基づき、非公募により選定しているものが数多くある。非公募とした理由と指定管理者を選定した理由については、十分な説明責任を果たす必要がある。また、外郭団体の統廃合に向けて経過期間として非公募とすること妥当と判断した施設については、経過期間経過後には公募に移行すべきである。なお、その際に最も課題となるのは、外郭団体固有職員の処遇であると思われるが、指定管理者に職員の雇用継続を応募条件とするなどの対応により課題の解決を図る必要がある。

最後に、指定管理者制度導入の効果については、数回調査を行っているが、市において導入効果のうちサービス向上について客観的な方法が定まっていない。指定管理者制度の現状をより良く把握し、今後より効果的に適用するために、所管部署以外の管理部門による評価や外部の第三者による評価の導入等、さらなる評価方法の改善が望まれる。

3. 利用の公平性について

公の施設は、住民が公平に利用できることが求められるにもかかわらず、一部の公の施設については、過去からの経緯により特定の利用者に優先的に使用させているものがある。しかし、このような状態は公の施設の設置目的に反するため、経過措置の期間を設けつつ、一般開放に向けた取り組みを早急に行うべきである。

以上